

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
目次 第1章 総則（第1条－第4条） 第2章 訪問介護 第1節 基本方針（第5条） 第2節 人員に関する基準（第6条・第7条） 第3節 設備に関する基準（第8条） 第4節 運営に関する基準（第9条－第17条） 第5節 共生型居宅サービスに関する基準（第17条の2・第17条の3） 第6節 基準該当居宅サービスに関する基準（第18条－第21条） 第3章 訪問入浴介護 第1節 基本方針（第22条） 第2節 人員に関する基準（第23条・第24条） 第3節 設備に関する基準（第25条） 第4節 運営に関する基準（第26条－第29条） 第5節 基準該当居宅サービスに関する基準（第30条－第33条） 第4章 訪問看護 第1節 基本方針（第34条） 第2節 人員に関する基準（第35条・第36	目次 第1章 総則（第1条－第4条） 第2章 訪問介護 第1節 基本方針（第5条） 第2節 人員に関する基準（第6条・第7条） 第3節 設備に関する基準（第8条） 第4節 運営に関する基準（第9条－第17条） 第5節 共生型居宅サービスに関する基準（第17条の2・第17条の3） 第6節 基準該当居宅サービスに関する基準（第18条－第21条） 第3章 訪問入浴介護 第1節 基本方針（第22条） 第2節 人員に関する基準（第23条・第24条） 第3節 設備に関する基準（第25条） 第4節 運営に関する基準（第26条－第29条） 第5節 基準該当居宅サービスに関する基準（第30条－第33条） 第4章 訪問看護 第1節 基本方針（第34条） 第2節 人員に関する基準（第35条・第36	目次 第1章 総則（第1条・第2条） 第2章 訪問介護 第1節 人員に関する基準（第3条） 第2節 運営に関する基準（第4条－第30条） 第3節 共生型居宅サービスに関する基準（第30条の2） 第4節 基準該当居宅サービスに関する基準（第31条－第33条） 第3章 訪問入浴介護 第1節 人員に関する基準（第34条） 第2節 運営に関する基準（第35条－第39条） 第3節 基準該当居宅サービスに関する基準（第40条・第41条） 第4章 訪問看護 第1節 人員に関する基準（第42条）	目次 第1章 総則（第1条・第2条） 第2章 訪問介護 第1節 人員に関する基準（第3条） 第2節 運営に関する基準（第4条－第30条） 第3節 共生型居宅サービスに関する基準（第30条の2） 第4節 基準該当居宅サービスに関する基準（第31条－第33条） 第3章 訪問入浴介護 第1節 人員に関する基準（第34条） 第2節 運営に関する基準（第35条－第39条） 第3節 基準該当居宅サービスに関する基準（第40条・第41条） 第4章 訪問看護 第1節 人員に関する基準（第42条）	目次 第一章 総則（第一条－第三条） 第二章 訪問介護 第1節 基本方針（第四条） 第2節 人員に関する基準（第五条・第六条） 第3節 設備に関する基準（第七条） 第4節 運営に関する基準（第八条－第三十九条） 第5節 共生型居宅サービスに関する基準（第三十九条の二・第三十九条の三） 第6節 基準該当居宅サービスに関する基準（第四十条－第四十三条） 第三章 訪問入浴介護 第1節 基本方針（第四十四条） 第2節 人員に関する基準（第四十五条・第四十六条） 第3節 設備に関する基準（第四十七条） 第4節 運営に関する基準（第四十八条－第五十四条） 第5節 基準該当居宅サービスに関する基準（第五十五条－第五十八条） 第四章 訪問看護 第1節 基本方針（第五十九条） 第2節 人員に関する基準（第六十条・第六	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
条） 第3節 設備に関する基準 （第37条） 第4節 運営に関する基準 （第38条－第40条） 第5章 訪問リハビリテーション 第1節 基本方針（第41条） 第2節 人員に関する基準 （第42条） 第3節 設備に関する基準 （第43条） 第4節 運営に関する基準 （第44条・第45条） 第6章 居宅療養管理指導 第1節 基本方針（第46条） 第2節 人員に関する基準 （第47条） 第3節 設備に関する基準 （第48条） 第4節 運営に関する基準 （第49条・第50条） 第7章 通所介護 第1節 基本方針（第51条） 第2節 人員に関する基準 （第52条・第53条） 第3節 設備に関する基準 （第54条） 第4節 運営に関する基準 （第55条－第57条） 第5節 共生型居宅サービスに関する基準 （第58条・第59条） 第6節 基準該当居宅サービスに関する基準	条） 第3節 設備に関する基準 （第37条） 第4節 運営に関する基準 （第38条－第40条） 第5章 訪問リハビリテーション 第1節 基本方針（第41条） 第2節 人員に関する基準 （第42条） 第3節 設備に関する基準 （第43条） 第4節 運営に関する基準 （第44条―第45条） 第6章 居宅療養管理指導 第1節 基本方針（第46条） 第2節 人員に関する基準 （第47条） 第3節 設備に関する基準 （第48条） 第4節 運営に関する基準 （第49条―第50条） 第7章 通所介護 第1節 基本方針（第51条） 第2節 人員に関する基準 （第52条・第53条） 第3節 設備に関する基準 （第54条） 第4節 運営に関する基準 （第55条－第57条） 第5節 共生型居宅サービスに関する基準 （第58条・第59条） 第6節 基準該当居宅サービスに関する基準	第2節 運営に関する基準 （第43条－第52条） 第5章 訪問リハビリテーション 第1節 人員に関する基準 （第52条の2） 第2節 運営に関する基準 （第53条－第58条） 第6章 居宅療養管理指導 第1節 人員に関する基準 （第59条） 第2節 運営に関する基準 （第60条－第64条） 第7章 通所介護 第1節 人員に関する基準 （第65条） 第2節 設備に関する基準 （第66条） 第3節 運営に関する基準 （第67条－第75条） 第4節 共生型居宅サービスに関する基準 （第76条） 第5節 基準該当居宅サービスに関する基準	第2節 運営に関する基準 （第43条－第52条） 第5章 訪問リハビリテーション 第1節 人員に関する基準 （第52条の2） 第2節 運営に関する基準 （第53条－第58条） 第6章 居宅療養管理指導 第1節 人員に関する基準 （第59条） 第2節 運営に関する基準 （第60条－第64条） 第7章 通所介護 第1節 人員に関する基準 （第65条） 第2節 設備に関する基準 （第66条） 第3節 運営に関する基準 （第67条－第75条） 第4節 共生型居宅サービスに関する基準 （第76条） 第5節 基準該当居宅サービスに関する基準	十一条） 第三節 設備に関する基準 （第六十二条） 第四節 運営に関する基準 （第六十三条―第七十四条） 第五章 訪問リハビリテーション 第一節 基本方針（第七十五条） 第二節 人員に関する基準 （第七十六条） 第三節 設備に関する基準 （第七十七条） 第四節 運営に関する基準 （第七十八条―第八十三条） 第六章 居宅療養管理指導 第一節 基本方針（第八十四条） 第二節 人員に関する基準 （第八十五条） 第三節 設備に関する基準 （第八十六条） 第四節 運営に関する基準 （第八十七条―第九十一条） 第七章 通所介護 第一節 基本方針（第九十二条） 第二節 人員に関する基準 （第九十三条・第九十四条） 第三節 設備に関する基準 （第九十五条） 第四節 運営に関する基準 （第九十六条―第百五条） 第五節 共生型居宅サービスに関する基準 （第百五条の二・第百五条の三） 第六節 基準該当居宅サービスに関する基準	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
（第 68 条－第 71 条） 第 8 章 通所リハビリテーション 第 1 節 基本方針（第 72 条） 第 2 節 人員に関する基準（第 73 条） 第 3 節 設備に関する基準（第 74 条） 第 4 節 運営に関する基準（第 75 条－第 77 条） 第 9 章 短期入所生活介護 第 1 節 基本方針（第 78 条） 第 2 節 人員に関する基準（第 79 条・第 80 条） 第 3 節 設備に関する基準（第 81 条・第 82 条） 第 4 節 運営に関する基準（第 83 条－第 89 条） 第 5 節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準 第 1 款 この節の趣旨及び基本方針（第 90 条・第 91 条） 第 2 款 設備に関する基準（第 92 条・第 93 条） 第 3 款 運営に関する基準（第 94 条・第 95 条） 第 6 節 共生型居宅サービ	（第 68 条－第 71 条） 第 8 章 通所リハビリテーション 第 1 節 基本方針（第 72 条） 第 2 節 人員に関する基準（第 73 条） 第 3 節 設備に関する基準（第 74 条） 第 4 節 運営に関する基準（第 75 条－第 77 条） 第 9 章 短期入所生活介護 第 1 節 基本方針（第 78 条） 第 2 節 人員に関する基準（第 79 条・第 80 条） 第 3 節 設備に関する基準（第 81 条・第 82 条） 第 4 節 運営に関する基準（第 83 条－第 89 条） 第 5 節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準 第 1 款 この節の趣旨及び基本方針（第 90 条・第 91 条） 第 2 款 設備に関する基準（第 92 条・第 93 条） 第 3 款 運営に関する基準（第 94 条・第 95 条） 第 6 節 共生型居宅サービ	（第 87 条－第 89 条） 第 8 章 通所リハビリテーション 第 1 節 人員に関する基準（第 90 条） 第 2 節 設備に関する基準（第 91 条） 第 3 節 運営に関する基準（第 92 条－第 97 条） 第 9 章 短期入所生活介護 第 1 節 人員に関する基準（第 98 条） 第 2 節 設備に関する基準（第 99 条・第 100 条） 第 3 節 運営に関する基準（第 101 条－第 114 条） 第 4 節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の設備及び運営に関する基準 第 1 款 設備に関する基準（第 115 条・第 116 条） 第 2 款 運営に関する基準（第 117 条－第 124 条） 第 5 節 共生型居宅サービ	（第 87 条－第 89 条） 第 8 章 通所リハビリテーション 第 1 節 人員に関する基準（第 90 条） 第 2 節 設備に関する基準（第 91 条） 第 3 節 運営に関する基準（第 92 条－第 97 条） 第 9 章 短期入所生活介護 第 1 節 人員に関する基準（第 98 条） 第 2 節 設備に関する基準（第 99 条・第 100 条） 第 3 節 運営に関する基準（第 101 条－第 114 条） 第 4 節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の設備及び運営に関する基準 第 1 款 設備に関する基準（第 115 条・第 116 条） 第 2 款 運営に関する基準（第 117 条－第 124 条） 第 5 節 共生型居宅サービ	（第百六条―第百九条） 第八章 通所リハビリテーション 第一節 基本方針（第百十条） 第二節 人員に関する基準（第百十一条） 第三節 設備に関する基準（第百十二条） 第四節 運営に関する基準（第百十三条―第百十九条） 第九章 短期入所生活介護 第一節 基本方針（第百二十条） 第二節 人員に関する基準（第百二十一条・第百二十二条） 第三節 設備に関する基準（第百二十三条・第百二十四条） 第四節 運営に関する基準（第百二十五条―第百四十条） 第五節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準 第一款 この節の趣旨及び基本方針（第百四十条の二・第百四十条の三） 第二款 設備に関する基準（第百四十条の四・第百四十条の五） 第三款 運営に関する基準（第百四十条の六一―第百四十条の十三） 第六節 共生型居宅サービ	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
スに関する基準 （第 95 条の 2 ・第 95 条の 3）	スに関する基準 （第 95 条の 2 ・第 95 条の 3）	スに関する基準 （第 124 条の 2）	スに関する基準 （第 124 条の 2）	スに関する基準 （第百四十条の十 四―第百四十条の 二十五）	
第 7 節 基準該当居宅サー ビスに関する基準 （第 96 条―第 101 条）	第 7 節 基準該当居宅サー ビスに関する基準 （第 96 条―第 101 条）	第 6 節 基準該当居宅サー ビスに関する基準 （第 125 条―第 128 条）	第 6 節 基準該当居宅サー ビスに関する基準 （第 125 条―第 128 条）	第七節 基準該当居宅サー ビスに関する基準 （第百四十条の二 十六―第百四十条 の三十二）	
第 10 章 短期入所療養介護	第 10 章 短期入所療養介護	第 10 章 短期入所療養介護	第 10 章 短期入所療養介護	第十章 短期入所療養介護	
第 1 節 基本方針（第 102 条）	第 1 節 基本方針（第 102 条）			第一節 基本方針（第百四 十一条）	
第 2 節 人員に関する基準 （第 103 条）	第 2 節 人員に関する基準 （第 103 条）	第 1 節 人員に関する基準 （第 129 条）	第 1 節 人員に関する基準 （第 129 条）	第二節 人員に関する基準 （第百四十二条）	
第 3 節 設備に関する基準 （第 104 条）	第 3 節 設備に関する基準 （第 104 条）	第 2 節 設備に関する基準 （第 130 条）	第 2 節 設備に関する基準 （第 130 条）	第三節 設備に関する基準 （第百四十三条）	
第 4 節 運営に関する基準 （第 105 条―第 108 条）	第 4 節 運営に関する基準 （第 105 条―第 108 条）	第 3 節 運営に関する基準 （第 131 条―第 141 条）	第 3 節 運営に関する基準 （第 131 条―第 141 条）	第四節 運営に関する基準 （第百四十四条― 第百五十五条）	
第 5 節 ユニット型指定短 期入所療養介護の 事業の基本方針並 びに設備及び運営 に関する基準	第 5 節 ユニット型指定短 期入所療養介護の 事業の基本方針並 びに設備及び運営 に関する基準	第 4 節 <u>ユニット型指定短 期入所療養介護の 事業の運営に関す る基準（第 142 条 ―第 149 条）</u>	第 4 節 <u>ユニット型指定短 期入所療養介護の 事業の設備及び運 営に関する基準</u>	第五節 ユニット型指定短 期入所療養介護の 事業の基本方針並 びに設備及び運営 に関する基準	
第 1 款 この節の趣旨及 び基本方針（第 109 条・第 110 条）	第 1 款 この節の趣旨及 び基本方針（第 109 条・第 110 条）			第一款 この節の趣旨及 び基本方針（第 百五十五条の 二・第百五十五 条の三）	
第 2 款 設備に関する基 準（第 111 条）	第 2 款 設備に関する基 準（第 111 条）	（新設）	第 1 款 <u>設備に関する基 準（第 141 条の 2）</u>	第二款 設備に関する基 準（第百五十五 条の四）	
第 3 款 運営に関する基 準（第 112 条・ 第 113 条）	第 3 款 運営に関する基 準（第 112 条・ 第 113 条）	（新設）	第 2 款 <u>運営に関する基 準（第 142 条―第 149 条）</u>	第三款 運営に関する基 準（第百五十五 条の五―第百五 十五条の十二）	
第 11 章 特定施設入居者生 活介護	第 11 章 特定施設入居者生 活介護	第 11 章 特定施設入居者生 活介護	第 11 章 特定施設入居者生 活介護	第十一章 削除	
第 1 節 基本方針（第 114 条）	第 1 節 基本方針（第 114 条）			第十二章 特定施設入居者生 活介護	
第 2 節 人員に関する基準 （第 115 条・第 116 条）	第 2 節 人員に関する基準 （第 115 条・第 116 条）	第 1 節 人員に関する基準 （第 150 条）	第 1 節 人員に関する基準 （第 150 条）	第一節 基本方針（第百七 十四条）	
				第二節 人員に関する基準 （第百七十五条・ 第百七十六条）	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
第 3 節 設備に関する基準 （第 117 条）	第 3 節 設備に関する基準 （第 117 条）	第 2 節 設備に関する基準 （第 151 条）	第 2 節 設備に関する基準 （第 151 条）	第三節 設備に関する基準 （第百七十七条）	
第 4 節 運営に関する基準 （第 118 条－第 122 条）	第 4 節 運営に関する基準 （第 118 条－第 122 条）	第 3 節 運営に関する基準 （第 152 条－第 163 条）	第 3 節 運営に関する基準 （第 152 条－第 163 条）	第四節 運営に関する基準 （第百七十八条－第百九十二条）	
第 5 節 外部サービス利用 型指定特定施設入 居者生活介護の事 業の基本方針並び に人員、設備及び 運営に関する基準	第 5 節 外部サービス利用 型指定特定施設入 居者生活介護の事 業の基本方針並び に人員、設備及び 運営に関する基準	第 4 節 外部サービス利用 型指定特定施設入 居者生活介護の事 業の人員、設備及 び運営に関する基 準	第 4 節 外部サービス利用 型指定特定施設入 居者生活介護の事 業の人員、設備及 び運営に関する基 準	第五節 外部サービス利用 型指定特定施設入 居者生活介護の事 業の基本方針、人 員並びに設備及び 運営に関する基準	
第 1 款 この節の趣旨及 び基本方針（第 123 条・第 124 条）	第 1 款 この節の趣旨及 び基本方針（第 123 条・第 124 条）			第一款 この節の趣旨及 び基本方針（第 百 九 十 二 条 の 二・第百九十二 条の三）	
第 2 款 人員に関する基 準（第 125 条・ 第 126 条）	第 2 款 人員に関する基 準（第 125 条・ 第 126 条）	第 1 款 人員に関する基 準（第 164 条）	第 1 款 人員に関する基 準（第 164 条）	第二款 人員に関する基 準（第百九十二 条の四・第百九 十二条の五）	
第 3 款 設備に関する基 準（第 127 条）	第 3 款 設備に関する基 準（第 127 条）	第 2 款 設備に関する基 準（第 165 条）	第 2 款 設備に関する基 準（第 165 条）	第三款 設備に関する基 準（第百九十二 条の六）	
第 4 款 運営に関する基 準（第 128 条・ 第 129 条）	第 4 款 運営に関する基 準（第 128 条・ 第 129 条）	第 3 款 運営に関する基 準（第 166 条－ 第 170 条）	第 3 款 運営に関する基 準（第 166 条－ 第 170 条）	第四款 運営に関する基 準（第百九十二 条の七－第百九 十二条の十二）	
第 12 章 福祉用具貸与	第 12 章 福祉用具貸与	第 12 章 福祉用具貸与	第 12 章 福祉用具貸与	第十三章 福祉用具貸与	
第 1 節 基本方針（第 130 条）	第 1 節 基本方針（第 130 条）			第一節 基本方針（第百九 十三条）	
第 2 節 人員に関する基準 （第 131 条・第 132 条）	第 2 節 人員に関する基準 （第 131 条・第 132 条）	第 1 節 人員に関する基準 （第 171 条）	第 1 節 人員に関する基準 （第 171 条）	第二節 人員に関する基準 （第百九十四条・ 第百九十五条）	
第 3 節 設備に関する基準 （第 133 条）	第 3 節 設備に関する基準 （第 133 条）	第 2 節 設備に関する基準 （第 172 条）	第 2 節 設備に関する基準 （第 172 条）	第三節 設備に関する基準 （第百九十六条）	
第 4 節 運営に関する基準 （第 134 条・第 135 条）	第 4 節 運営に関する基準 （第 134 条・第 135 条）	第 3 節 運営に関する基準 （第 173 条－第 182 条）	第 3 節 運営に関する基準 （第 173 条－第 182 条）	第四節 運営に関する基準 （第百九十七条－ 第二百五条）	
第 5 節 基準該当居宅サー ビスに関する基準 （第 136 条・第 137 条）	第 5 節 基準該当居宅サー ビスに関する基準 （第 136 条・第 137 条）	第 4 節 基準該当居宅サー ビスに関する基準 （第 183 条・第 184 条）	第 4 節 基準該当居宅サー ビスに関する基準 （第 183 条・第 184 条）	第五節 基準該当居宅サー ビスに関する基準 （第 二 百 五 条 の 二・第二百六条）	
第 13 章 特定福祉用具販売	第 13 章 特定福祉用具販売	第 13 章 特定福祉用具販売	第 13 章 特定福祉用具販売	第十四章 特定福祉用具販売	
第 1 節 基本方針（第 138	第 1 節 基本方針（第 138		第 1 節 人員に関する基準	第一節 基本方針（第二百	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
条） 第 2 節 人員に関する基準 （第 139 条・第 140 条） 第 3 節 設備に関する基準 （第 141 条） 第 4 節 運営に関する基準 （第 142 条） 第 14 章 雑則（第 143 条） 附則 第 1 章 総則 （趣旨） 第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第123号。以下「法」という。）第42条第 1 項第 2 号、第70条第 2 項第 1 号並びに第74条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定めるものとする。	条） 第 2 節 人員に関する基準 （第 139 条・第 140 条） 第 3 節 設備に関する基準 （第 141 条） 第 4 節 運営に関する基準 （第 141 条の 2 ・ 第 142 条） 第 14 章 雑則（第 143 条） 附則 （趣旨） 第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第123号。以下「法」という。）第42条第 1 項第 2 号、第70条第 2 項第 1 号並びに第74条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定めるものとする。	第 1 節 人員に関する基準 （第 185 条） 第 2 節 運営に関する基準 （第 186 条―第 192 条） 第 14 章 雑則（第 193 条） 附則 第 1 章 総則 （趣旨） 第 1 条 この規則は、福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第66号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	（第 185 条） 第 2 節 運営に関する基準 （第 186 条―第 192 条） 第 14 章 雑則（第 193 条） 附則 第 1 章 総則 （趣旨） 第 1 条 この規則は、福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第66号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	七条） 第 2 節 人員に関する基準 （第二百八条・第二百九条） 第 3 節 設備に関する基準 （第二百十条） 第 4 節 運営に関する基準 （第二百十一条―第二百十六条） 第十五章 雑則（第二百七条） 附則 第一章 総則 （趣旨） 第一条 基準該当居宅サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第二項の厚生労働省令で定める基準、共生型居宅サービスの事業に係る法第七十二条の二第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅サービスの事業に係る法第七十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。 一 法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当	（趣旨） 第一条 基準該当居宅サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第二項の厚生労働省令で定める基準、共生型居宅サービスの事業に係る法第七十二条の二第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅サービスの事業に係る法第七十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。 一 法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
				たつて従うべき基準 第四十条、第四十一条、<u>第五十条第四号</u>（第五十八条において準用する場合に限る。）、第五十五条、第五十六条、第百六条、第百七条、第百三十条第六項（第百四十条の三十二において準用する場合に限る。）、第百四十条の二十七、第百四十条の二十八、第百九十五条（第二百六条において準用する場合に限る。）及び第二百五条の二の規定による基準 二 法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第百四十条の三十第一項第一号及び第二項第一号ロの規定による基準 三 法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第八条第一項（第四十三条、第五十八条、第百九条及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第九条（第四十三条、第五十八条、第百九条、第百四十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第三十条の二（第四十三条、第五十八条、第百九条、第百四十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第三十一条第三項（第四十三条及び第五十八条において準用する場合に限る。）、第三	たつて従うべき基準 第四十条、第四十一条、<u>第五十条第六号</u>（第五十八条において準用する場合に限る。）、第五十五条、第五十六条、第百六条、第百七条、第百三十条第六項（第百四十条の三十二において準用する場合に限る。）、第百四十条の二十七、第百四十条の二十八、第百九十五条（第二百六条において準用する場合に限る。）及び第二百五条の二の規定による基準 二 （略） 三 法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第八条第一項（第四十三条、第五十八条、第百九条及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第九条（第四十三条、第五十八条、第百九条、第百四十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。）、<u>第二十三条第三号及び第四号</u>（第四十三条において準用する場合に限る。）、第三十条の二（第四十三条、第五十八条、第百九条、第百四十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第三

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
				十三条（第四十三条、第五十八条、第百九条、第百四十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第三十七条（第四十三条、第五十八条、第百四十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第三十七条の二（第四十三条、第五十八条、第百九条、第百四十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第四十二条の二、第百四条第二項（第百九条及び第百四十条の三十二において準用する場合に限る。）、第百四条の三（第百九条において準用する場合に限る。）、第百二十五条第一項（第百四十条の三十二において準用する場合に限る。）、第百二十八条第四項及び第五項（第百四十条の三十二において準用する場合に限る。）、第百三十条第七項（第百四十条の三十二において準用する場合に限る。）並びに第二百三条第六項（第二百六条において準用する場合に限る。）の規定による基準	十一条第三項（第四十三条及び第五十八条において準用する場合に限る。）、第三十三条（第四十三条、第五十八条、第百九条、第百四十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第三十七条（第四十三条、第五十八条、第百四十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第三十七条の二（第四十三条、第五十八条、第百九条、第百四十条の三十二及び第二百六条において準用する場合に限る。）、第四十二条の二、 <u>第五十条第三号及び第四号（第五十八条において準用する場合に限る。）、第九十八条第三号及び第四号（第百九条において準用する場合に限る。）、第百四条第二項（第百九条及び第百四十条の三十二において準用する場合に限る。）、第百四条の三（第百九条において準用する場合に限る。）、第百二十五条第一項（第百四十条の三十二において準用する場合に限る。）、第百二十八条第四項から第六項まで（第百四十条の三十二において準用する場合に限る。）、第百三十条第七項（第百四十条の三十二において準用する場合に限る。）、<u>第百九十九条第六号及び第七号（第二百六条において準用する場合に限る。）</u>並びに第二百三条第六項（第二百六条において準用する場合に限る。）の規定による基準</u>

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
				四 法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第百四十条の二十九の規定による基準 五 法第七十二条の二第一項第一号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五条第二項から第六項まで（第三十九条の三において準用する場合に限る。）、第六条（第三十九条の三において準用する場合に限る。）、第三十九条の二第一号、第九十四条（第百五条の三において準用する場合に限る。）、第百五条の二第一号、第百二十二条（第百四十条の十五において準用する場合に限る。）、第百三十条第六項（第百四十条の十五において準用する場合に限る。）及び第百四十条の十四第二号の規定による基準 六 法第七十二条の二第一項第二号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第百四十条の十四第一号の規定による基準 七 法第七十二条の二第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第八条第一項（第三十九条の三及び第百五条の三において準用する場合に限	四～六 （略） 七 法第七十二条の二第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第八条第一項（第三十九条の三及び第百五条の三において準用する場合に

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
				る。）、第九条（第三十九条の三、第百五条の三及び第百四十条の十五において準用する場合に限る。）、第二十五条（第三十九条の三において準用する場合に限る。）、第三十条の二（第三十九条の三、第百五条の三及び第百四十条の十五において準用する場合に限る。）、第三十一条第三項（第三十九条の三において準用する場合に限る。）、第三十三条（第三十九条の三、第百五条の三及び第百四十条の十五において準用する場合に限る。）、第三十七条（第三十九条の三及び第百四十条の十五において準用する場合に限る。）、第三十七条の二（第三十九条の三、第百五条の三及び第百四十条の十五において準用する場合に限る。）、第百四条第二項（第百五条の三及び第百四十条の十五において準用する場合に限る。）、第百四条の三（第百五条の三において準用する場合に限る。）、第百二十五条第一項（第百四十条の十五において準用する場合に限る。）、第百二十八条第四項及び第五項（第百四十条の十五において準用する場合に限る。）並びに第百三十条第七項（第百四十条の十五において準用する場合に限る。）の規定による基準	限る。）、第九条（第三十九条の三、第百五条の三及び第百四十条の十五において準用する場合に限る。）、 <u>第二十三条第三号及び第四号（第三十九条の三において準用する場合に限る。）、</u> 第二十五条（第三十九条の三において準用する場合に限る。）、第三十条の二（第三十九条の三、第百五条の三及び第百四十条の十五において準用する場合に限る。）、第三十一条第三項（第三十九条の三において準用する場合に限る。）、第三十三条（第三十九条の三、第百五条の三及び第百四十条の十五において準用する場合に限る。）、第三十七条（第三十九条の三及び第百四十条の十五において準用する場合に限る。）、第三十七条の二（第三十九条の三、第百五条の三及び第百四十条の十五において準用する場合に限る。）、 <u>第九十八条第三号及び第四号（第百五条の三において準用する場合に限る。）、</u> 第百四条第二項（第百五条の三及び第百四十条の十五において準用する場合に限る。）、第百四条の三（第百五条の三において準用する場合に限る。）、第百二十五条第一項（第百四十条の十五において準用する場合に限る。）、第百二十八条第四項から <u>第六項まで（第百四十条の十五において準用する場合に限る。）</u> 並びに第百三十条第七項（第百四十条の十五において準用する

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
				八 法第七十四条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五条、第六条、第四十五条、第四十六条、<u>第五十条第四号</u>、第六十条、第六十一条、第七十六条、第八十五条、第九十三条、第九十四条、第百十一条、第百二十一条、第百二十二条、第百三十条第六項、第百四十条の八第七項、第百四十条の十一の二第二項及び第三項、第百四十二条、第百五十五条の十の二第二項及び第三項、第百七十五条、第百七十六条、第百九十二条の四、第百九十二条の五、第百九十四条、第百九十五条、第二百八条並びに第二百九条並びに附則第十四条及び附則第十五条の規定による基準 九 法第七十四条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第百十二条第一項、第百二十四条第三項第一号及び第六項第一号ロ、第百四十条の四第六項第一号イ（３）、第百四十三条第一項第一号（療養室に係る部分に限る。）、第二号（病室に係る部分に限る。）、第三号（病室に係る部分に限る。）、第四号イ（病室に係る部分に限る。）及び第五号（療養室に係る部分に限る。）並	場合に限る。）の規定による基準 八 法第七十四条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五条、第六条、第四十五条、第四十六条、<u>第五十条第六号</u>、第六十条、第六十一条、第七十六条、第八十五条、第九十三条、第九十四条、第百十一条、第百二十一条、第百二十二条、第百三十条第六項、第百四十条の八第七項―、第百四十条の十一の二第二項及び第三項、第百四十二条、第百五十五条の十の二第二項及び第三項、第百七十五条、第百七十六条、第百九十二条の四、第百九十二条の五、第百九十四条、第百九十五条、第二百八条並びに第二百九条並びに附則第十四条及び附則第十五条の規定による基準 九 法第七十四条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第百十二条第一項、第百二十四条第三項第一号及び第六項第一号ロ、第百四十条の四第六項第一号イ(3)、第百四十三条第一項第一号（療養室に係る部分に限る。）、<u>第二号（病室に係る部分に限る。）、第三号イ（病室に係る部分に限る。）及び第四号（療養室に係る部分に限る。）並びに第百五十五条の四第一項（療養室に係る部分に限る。）</u>

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
				びに第百五十五条の四第一項第一号（療養室に係る部分に限る。）、<u>第二号から第四号まで（病室に係る部分に限る。）及び第五号（療養室に係る部分に限る。）</u>並びに附則第三条（第二百二十四条第六項第一号ロに係る部分に限る。）、附則第八条及び附則第十二条の規定による基準 十 法第七十四条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第八条第一項（第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第百五条、第百十九条、第二百五条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）、第九条（第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第百五条、第百十九条、第百四十条（第百四十条の十三において準用する場合を含む。）、第百五十五条（第百五十五条の十二において準用する場合を含む。）、第二百五条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）、第二十五条、第三十条の二（第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第百五条、第百十九条、第百四十条（第百四十条の十三において準用する場合を含む。）、第百五十五条（第百五十五条の十二において準用する場合を含む。）、第百九十二条、第百九十二条の十二、第二百五条及び第二	<u>る部分に限る。）、第二項（病室に係る部分に限る。）、第三項（病室に係る部分に限る。）及び第四項（療養室に係る部分に限る。）</u>並びに附則第三条（第二百二十四条第六項第一号ロに係る部分に限る。）、附則第八条及び附則第十二条の規定による基準 十 法第七十四条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第八条第一項（第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第百五条、第百十九条、第二百五条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）、第九条（第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第百五条、第百十九条、第百四十条（第百四十条の十三において準用する場合を含む。）、第百五十五条（第百五十五条の十二において準用する場合を含む。）、<u>第二十三条第三号及び第四号、第二十五条、第三十条の二（第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第百五条、第百十九条、第百四十条（第百四十条の十三において準用する場合を含む。）、第百五十五条（第百五十五条の十二において準</u>

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
				百十六条において準用する場合を含む。）、第三十一条第三項（第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）、第三十三条（第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第百五条、第百十九条、第百四十条（第百四十条の十三において準用する場合を含む。）、第百五十五条（第百五十五条の十二において準用する場合を含む。）、第百九十二条、第百九十二条の十二、第二百五条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）、第三十七条（第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第百十九条、第百四十条（第百四十条の十三において準用する場合を含む。）、第百五十五条（第百五十五条の十二において準用する場合を含む。）、第百九十二条、第百九十二条の十二、第二百五条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）、第三十七条の二（第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第百五条、第百十九条、第百四十条（第百四十条の十三において準用する場合を含む。）、第百五十五条（第百五十五条の十二において準用する場合を含む。）、第百九十二条、第百九十二条の十二、第二百五条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）、第六十九条（訪問看護計画	十二、第二百五条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）、第三十一条第三項（第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）、第三十三条（第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第百五条、第百十九条、第百四十条（第百四十条の十三において準用する場合を含む。）、第百五十五条（第百五十五条の十二において準用する場合を含む。）、第百九十二条、第百九十二条の十二、第二百五条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）、第三十七条（第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第百十九条、第百四十条（第百四十条の十三において準用する場合を含む。）、第百五十五条（第百五十五条の十二において準用する場合を含む。）、第百九十二条、第百九十二条の十二、第二百五条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）、第三十七条の二（第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第百五条、第百十九条、第百四十条（第百四十条の十三において準用する場合を含む。）、第百五十五条（第百五十五条の十二において準用する場合を含む。）、第百九十二条、第百九十二条の十二、第二百五条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）、

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
				書及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く。）、第七十一条、第百四条第二項（第百四十条（第百四十条の十三において準用する場合を含む。）、第百九十二条及び第百九十二条の十二において準用する場合を含む。）、第百四条の三、第百十八条第二項（第百五十五条（第百五十五条の十二において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第百二十五条第一項（第百四十条の十三及び第百五十五条（第百五十五の十二において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第百二十八条第四項及び第五項、第百三十条第七項、第百四十条の七第六項及び第七項、第百四十条の八第八項、第百四十六条第四項及び第五項、第百四十八条（第百五十五条の十二において準用する場合を含む。）、第百五十条第六項、第百五十五条の六第六項及び第七項、第百五十五条の七第七項、第百七十八条第一項から第三項まで、第百七十九条第一項（第百九十二条の十二において準用する場合を含む。）及び第二項（第百九十二条の十二において準用する場合を含む。）、第百八十三条第四項から第六項まで（第百九十二条の十二において準用する場合を含む。）、第百九十二条の七第一項から第三項まで並びに第二百三条第六項の規定による基準	<u>第五十条第三号及び第四号、第六十八条第三号及び第四号、第六十九条（訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く。）、第七十一条、第八十条第三号及び第四号、第九十八条第三号及び第四号、第百四条第二項（第百四十条（第百四十条の十三において準用する場合を含む。）、第百九十二条及び第百九十二条の十二において準用する場合を含む。）、第百四条の三、第百十四条第三号及び第四号、第百十八条第二項（第百五十五条（第百五十五条の十二において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第百二十五条第一項（第百四十条の十三及び第百五十五条（第百五十五の十二において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第百二十八条第四項から第六項まで、第百三十条第七項、第百四十条の七第六項から第八項まで、第百四十条の八第八項、第百四十六条第四項から第六項まで、第百四十八条（第百五十五条の十二において準用する場合を含む。）、第百五十条第六項、第百五十五条の六第六項から第八項まで、第百五十五条の七第七項、第百七十八条第一項から第三項まで、第百七十九条第一項（第百九十二条の十二において準用する場合を含む。）及び第二項（第百九十二条の十二において準用</u>

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 居宅サービス事業者 法第8条第1項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 居宅サービス事業者 法第8条第1項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。	（定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	（定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	十一 法第七十四条第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第百二十三条（第百四十条の五において準用する場合を含む。）の規定による基準 十二 法第四十二条第一項第二号、第七十二条の二第一項各号又は第七十四条第一項若しくは第二項の規定により、法第四十二条第二項各号、第七十二条の二第二項各号及び第七十四条第三項各号に掲げる事項以外の事項について、都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令で定める基準のうち、前各号に定める基準以外のもの （定義） 第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 居宅サービス事業者 法第八条第一項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。 二 指定居宅サービス事業者 又は指定居宅サービス 所	する場合を含む。）、第百八十三条第四項から第六項まで（第百九十二条の十二において準用する場合を含む。）、第百九十二条の七第一項から第三項まで、<u>第百九十九条第六号及び第七号、第二百三条第六項並びに第二百十四条第六号及び第七号の規定による基準</u> 十一・十二 （略）

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
(2) 利用料 法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。	(2) 利用料 法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。	(1) 居宅介護サービス費用基準額 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第4項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）をいう。	(1) 居宅介護サービス費用基準額 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第4項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）をいう。	れぞれ法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービスをいう。 三 利用料 法第四十一条第一項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。 四 居宅介護サービス費用基準額 法第四十一条第四項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）をいう。 五 法定代理受領サービス 法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。 六 基準該当居宅サービス 法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービスをいう。 七 共生型居宅サービス 法第七十二条の二第一項の申請に係る法第四十一条第一項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。 八 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当	
(3) 法定代理受領サービス 法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。 (4) 基準該当居宅サービス 法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスをいう。 (5) 共生型居宅サービス 法第72条の2第1項の申請に係る法第41条第1項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。	(3) 法定代理受領サービス 法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。 (4) 基準該当居宅サービス 法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスをいう。 (5) 共生型居宅サービス 法第72条の2第1項の申請に係る法第41条第1項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。	(2) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当	(2) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当		

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法の例による。 （指定居宅サービスの事業の一般原則） 第3条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。 2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。 3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。 （申請者の要件） 第4条 法第70条第2項第1号の条例で定める者は、法人（福岡市暴力団排除条例（平	2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法の例による。 （指定居宅サービスの事業の一般原則） 第3条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。 2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。 3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。 （申請者の要件） 第4条 法第70条第2項第1号の条例で定める者は、法人（福岡市暴力団排除条例（平	該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。 2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。	該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。 2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。	該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。 （指定居宅サービスの事業の一般原則） 第三条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。 2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。 3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
成22年福岡市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）を役員とするもの及び同条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員と密接な関係を有するものを除く。）とする。ただし、病院等により行われる居宅療養管理指導並びに病院又は診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護に係る指定の申請（暴力団員、暴力団員を役員とする団体及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者によるものを除く。）については、この限りでない。	成22年福岡市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）を役員とするもの及び同条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員と密接な関係を有するものを除く。）とする。ただし、病院等により行われる居宅療養管理指導並びに病院又は診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護に係る指定の申請（暴力団員、暴力団員を役員とする団体及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者によるものを除く。）については、この限りでない。				
第2章 訪問介護	第2章 訪問介護	第2章 訪問介護	第2章 訪問介護	第二章 訪問介護	
第1節 基本方針	第1節 基本方針			第一節 基本方針	
第5条 指定居宅サービスに該当する訪問介護（以下「指定訪問介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。	第5条 指定居宅サービスに該当する訪問介護（以下「指定訪問介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。			（基本方針） 第四条 指定居宅サービスに該当する訪問介護（以下「指定訪問介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。	
第2節 人員に関する基準	第2節 人員に関する基準	第1節 人員に関する基準	第1節 人員に関する基準	第二節 人員に関する基準	
（従業者） 第6条 指定訪問介護の事業を	（従業者） 第6条 指定訪問介護の事業を	第3条 条例第6条第1項に規	第3条 条例第6条第1項に規	（訪問介護員等の員数） 第五条 指定訪問介護の事業を	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
行う者（以下「指定訪問介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定訪問介護事業所」という。）ごとに、指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者（以下この節から第4節までにおいて「訪問介護員等」という。）を置かなければならない。	行う者（以下「指定訪問介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定訪問介護事業所」という。）ごとに、指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者（以下この節から第4節までにおいて「訪問介護員等」という。）を置かなければならない。	定する訪問介護員等（次節において「訪問介護員等」という。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。	定する訪問介護員等（次節において「訪問介護員等」という。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。	行う者（以下「指定訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。	
2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち規則で定める数の者をサービス提供責任者に選任しなければならない。	2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち規則で定める数の者をサービス提供責任者に選任しなければならない。	2 条例第6条第2項の規則で定める数は、利用者（当該指定訪問介護事業者が同条第4項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第1号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定訪問介護又は当該第1号訪問事業の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1以上とする。この場合において、当該数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。	2 条例第6条第2項の規則で定める数は、利用者（当該指定訪問介護事業者が同条第4項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第1号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定訪問介護又は当該第1号訪問事業の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1以上とする。この場合において、当該数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。	2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定訪問介護事業者が法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下「整備法」という。）第五条による改正前の法（以下「旧法」という。）第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る法第百十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定訪問介護又は当該第一号訪問事業の利用者。以下この条において同じ。）の数が四十又はその端数を増すごとに一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。	
3 前項に規定するもののほか、訪問介護員等及び同項のサービス提供責任者に関し必要な基準は、規則で定める。	3 前項に規定するもののほか、訪問介護員等及び同項のサービス提供責任者に関し必要な基準は、規則で定める。				

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 4 条例第6条第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であって、専ら指定訪問介護に従事するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第67号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第22条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。 5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定訪問介護事業所	3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 4 条例第6条第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であって、専ら指定訪問介護に従事するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第67号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第22条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。 5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定訪問介護事業所	この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。 3 前項の利用者の数は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 4 第二項のサービス提供責任者は介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であって、専ら指定訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六条第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。 5 第二項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を三人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定訪問介護事業所	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
4 指定訪問介護事業者が法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第1号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第1号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、第1項及び第2項並びに前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者） 第7条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事する	4 指定訪問介護事業者が法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第1号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第1号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、第1項及び第2項並びに前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者） 第7条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるもの	に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。	に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。	に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が五十又はその端数を増すごとに一人以上とすることができる。 6 指定訪問介護事業者が第二項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者） 第六条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事する	（管理者） 第六条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるもの

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
ことができるものとする。 第 3 節 設備に関する基準 第 8 条 指定訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 2 指定訪問介護事業者が第 6 条第 4 項に規定する第 1 号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第 1 号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第 1 号訪問事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第 4 節 運営に関する基準 （内容及び手続の説明及び同意） 第 9 条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開	とする。 第 3 節 設備に関する基準 第 8 条 指定訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 2 指定訪問介護事業者が第 6 条第 4 項に規定する第 1 号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第 1 号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第 1 号訪問事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第 4 節 運営に関する基準 （内容及び手続の説明及び同意） 第 9 条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開			ことができるものとする。 第三節 設備に関する基準 （設備及び備品等） 第七条 指定訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 2 指定訪問介護事業者が第五条第二項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一号訪問事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第四節 運営に関する基準 （内容及び手続の説明及び同意） 第八条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十九条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければな	とする。

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
始について文書により利用申込者の同意を得なければならない。	始について文書により利用申込者の同意を得なければならない。	（重要事項の電磁的方法による提供） 第4条 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、条例第9条の規定による文書の交付に代えて、第3項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を電子情報処理組織（指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法	（重要事項の電磁的方法による提供） 第4条 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、条例第9条の規定による文書の交付に代えて、第3項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を電子情報処理組織（指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法	らない。 2 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの イ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		イ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（第3項の承諾又は第4項の申出をする場合にあっては、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） (2) 磁気ディスク、CD-ROM その他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法 2 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。 3 指定訪問介護事業者は、第1項の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又	イ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（第3項の承諾又は第4項の申出をする場合にあっては、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） (2) 磁気ディスク、CD-ROM その他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法 2 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。 3 指定訪問介護事業者は、第1項の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又	ロ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。 4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 5 指定訪問介護事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
（提供拒否の禁止） 第10条 指定訪問介護事業者は、正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではならない。	（提供拒否の禁止） 第10条 指定訪問介護事業者は、正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではならない。	はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 (1) 第1項各号に規定する方法のうち指定訪問介護事業者が使用するもの (2) ファイルへの記録の方式 4 前項の承諾を得た指定訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び同項の承諾をした場合は、この限りでない。	はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 (1) 第1項各号に規定する方法のうち指定訪問介護事業者が使用するもの (2) ファイルへの記録の方式 4 前項の承諾を得た指定訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び同項の承諾をした場合は、この限りでない。	当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 一 第二項各号に規定する方法のうち指定訪問介護事業者が使用するもの 二 ファイルへの記録の方式 6 前項の規定による承諾を得た指定訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 （提供拒否の禁止） 第九条 指定訪問介護事業者は、正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではならない。	
		（サービス提供困難時の対応） 第5条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者（法第8条第24	（サービス提供困難時の対応） 第5条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者（法第8条第24	（サービス提供困難時の対応） 第十条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者（法第八条第二	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。 （受給資格等の確認） 第6条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介護を提供するように努めなければならない。 （要介護認定の申請に係る援助） 第7条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申	項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。 （受給資格等の確認） 第6条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介護を提供するように努めなければならない。 （要介護認定の申請に係る援助） 第7条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申	十四項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。 （受給資格等の確認） 第十一条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。 2 指定訪問介護事業者は、前項の被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介護を提供するように努めなければならない。 （要介護認定の申請に係る援助） 第十二条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。 （心身の状況等の把握） 第8条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（福岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例（平成26年福岡市条例第27号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第12条第3項に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 （居宅介護支援事業者等との連携） 第9条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）との密接な連携に努めなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービ	請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。 （心身の状況等の把握） 第8条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（福岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例（平成26年福岡市条例第27号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第12条第3項に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 （居宅介護支援事業者等との連携） 第9条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）との密接な連携に努めなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービ	請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。 （心身の状況等の把握） 第十三条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第十三条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 （居宅介護支援事業者等との連携） 第十四条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）との密接な連携に努めなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービ	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		ス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 （法定代理受領サービスの提供を受けるための援助） 第10条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。 （居宅サービス計画に沿ったサービスの提供） 第11条 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画（施行規則第64条第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならない。 （居宅サービス計画等の変更の援助） 第12条 指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、	ス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 （法定代理受領サービスの提供を受けるための援助） 第10条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。 （居宅サービス計画に沿ったサービスの提供） 第11条 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画（施行規則第64条第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならない。 （居宅サービス計画等の変更の援助） 第12条 指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、	ス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 （法定代理受領サービスの提供を受けるための援助） 第十五条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第六十四条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。 （居宅サービス計画に沿ったサービスの提供） 第十六条 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画（施行規則第六十四条第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならない。 （居宅サービス計画等の変更の援助） 第十七条 指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。 （身分を証する書類の携行） 第13条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。 （サービスの提供の記録） 第14条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準じる書面に記載しなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からその記録に係る情報の提供の申出があった場合には、当該記録の写しの交付その他適切な方法により、提供しなければならない。 （利用料等の受領） 第15条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護に係る居宅介護サ	当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。 （身分を証する書類の携行） 第13条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。 （サービスの提供の記録） 第14条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準じる書面に記載しなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からその記録に係る情報の提供の申出があった場合には、当該記録の写しの交付その他適切な方法により、提供しなければならない。 （利用料等の受領） 第15条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護に係る居宅介護サ	当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。 （身分を証する書類の携行） 第十八条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。 （サービスの提供の記録） 第十九条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。 （利用料等の受領） 第二十条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護に係る居宅介護サ	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		ービス費用基準額から当該指定訪問介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定訪問介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。 4 指定訪問介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 （保険給付の請求のための証明書の交付） 第16条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。	ービス費用基準額から当該指定訪問介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定訪問介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。 4 指定訪問介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 （保険給付の請求のための証明書の交付） 第16条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。	ービス費用基準額から当該指定訪問介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定訪問介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。 4 指定訪問介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 （保険給付の請求のための証明書の交付） 第二十一条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
（指定訪問介護の基本取扱方針） 第11条 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	（指定訪問介護の基本取扱方針） 第11条 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 （身体的拘束等の禁止） <u>第11条の2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</u> <u>2 指定訪問介護事業者は、</u>	（指定訪問介護の具体的取扱方針） 第17条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 指定訪問介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。 (2) 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。	（指定訪問介護の具体的取扱方針） 第17条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 指定訪問介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。 (2) 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。	（指定訪問介護の基本取扱方針） 第二十二条 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 （指定訪問介護の具体的取扱方針） 第二十三条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一 指定訪問介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。 二 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。 （新設）	（指定訪問介護の具体的取扱方針） 第二十三条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一・二 （略） 三 <u>指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</u> 四 <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び</u>

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
	<u>身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u>	(3) 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。 (4) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。 （訪問介護計画の作成） 第18条 サービス提供責任者（条例第6条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この条において同じ。）が行う条例第13条第3項の規則で定める業務は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画の作成とする。 2 訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。 3 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。 4 サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際に	(3) 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。 (4) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。 （訪問介護計画の作成） 第18条 サービス提供責任者（条例第6条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この条において同じ。）が行う条例第13条第3項の規則で定める業務は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画の作成とする。 2 訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。 3 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。 4 サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際に	三 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。 四 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。 （訪問介護計画の作成） 第二十四条 サービス提供責任者（第五条第二項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この条及び第二十八条において同じ。）は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成しなければならない。 2 訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。 3 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 4 サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際に	<u>時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> 五・六 （略）

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		は、当該訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。 5 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うものとする。 6 第1項から第4項までの規定は、前項に規定する訪問介護計画の変更について準用する。 （同居家族に対するサービス提供の禁止） 第19条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問介護の提供をさせてはならない。 （利用者に関する市町村への通知） 第20条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 (1) 正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	は、当該訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。 5 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うものとする。 6 第1項から第4項までの規定は、前項に規定する訪問介護計画の変更について準用する。 （同居家族に対するサービス提供の禁止） 第19条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問介護の提供をさせてはならない。 （利用者に関する市町村への通知） 第20条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 (1) 正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	は、当該訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。 5 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うものとする。 6 第一項から第四項までの規定は、前項に規定する訪問介護計画の変更について準用する。 （同居家族に対するサービス提供の禁止） 第二十五条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせてはならない。 （利用者に関する市町村への通知） 第二十六条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 一 正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 （緊急時等の対応） 第二十七条 訪問介護員等は、現に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状	
（緊急時等の対応） 第12条 訪問介護員等は、現に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急	（緊急時等の対応） 第12条 訪問介護員等は、現に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急				

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 （管理者及びサービス提供責任者の責務） 第13条 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。 2 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者にこの節及びこの条例に基づく規則の規定（指定訪問介護の運営に関する基準に係る規定に限る。）を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 3 サービス提供責任者（第6条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この条において同じ。）は、規則で定める業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。 (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。 (2)の2 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報	変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 （管理者及びサービス提供責任者の責務） 第13条 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。 2 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者にこの節及びこの条例に基づく規則の規定（指定訪問介護の運営に関する基準に係る規定に限る。）を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 3 サービス提供責任者（第6条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この条において同じ。）は、規則で定める業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。 (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。 (2)の2 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報			の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 （管理者及びサービス提供責任者の責務） 第二十八条 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。 2 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 3 サービス提供責任者は、第二十四条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 一 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。 二 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。 二の二 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
の提供を行うこと。 (3) サービス担当者会議（福岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例（平成26年福岡市条例第27号）第12条第3項に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。 (4) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。 (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。 (6) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。 (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。 (8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。	の提供を行うこと。 (3) サービス担当者会議（福岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例（平成26年福岡市条例第27号）第12条第3項に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。 (4) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。 (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。 (6) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。 (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。 (8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。	（運営規程） 第21条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額	（運営規程） 第21条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額	三 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。 四 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。 五 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。 六 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。 七 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。 八 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。 （運営規程） 第二十九条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		(5) 通常の事業の実施地域 (6) 緊急時等における対応方法 (7) 虐待の防止のための措置に関する事項 (8) その他運営に関する重要事項 （介護等の総合的な提供） 第22条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏することがあってはならない。 （勤務体制の確保等） 第23条 指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できるよう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しなければならない。 3 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の具体的な研修計画を策定するとともに、訪問介護員等に対し、研修機関又は当該指定訪問介護事業者が実施する研修その他その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 4 指定訪問介護事業者は、利用者の人権の擁護、高齢者虐	(5) 通常の事業の実施地域 (6) 緊急時等における対応方法 (7) 虐待の防止のための措置に関する事項 (8) その他運営に関する重要事項 （介護等の総合的な提供） 第22条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏することがあってはならない。 （勤務体制の確保等） 第23条 指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できるよう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しなければならない。 3 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の具体的な研修計画を策定するとともに、訪問介護員等に対し、研修機関又は当該指定訪問介護事業者が実施する研修その他その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 4 指定訪問介護事業者は、利用者の人権の擁護、高齢者虐	五 通常の事業の実施地域 六 緊急時等における対応方法 七 虐待の防止のための措置に関する事項 八 その他運営に関する重要事項 （介護等の総合的な提供） 第二十九条の二 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏することがあってはならない。 （勤務体制の確保等） 第三十条 指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できるよう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しなければならない。 3 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		待（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第5項に規定する養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。以下同じ。）の防止等のため、訪問介護員等に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。 5 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 （業務継続計画の策定等） 第23条の2 指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。 3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする	待（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第5項に規定する養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。以下同じ。）の防止等のため、訪問介護員等に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。 5 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 （業務継続計画の策定等） 第23条の2 指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。 3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする	4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 （業務継続計画の策定等） 第三十条の二 指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。 3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		る。 （衛生管理等） 第24条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。 3 指定訪問介護事業者は、その指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。 (2) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。 (揭示)	る。 （衛生管理等） 第24条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。 3 指定訪問介護事業者は、その指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。 (2) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。 (揭示)	る。 （衛生管理等） 第三十一条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。 3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。 二 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。 (揭示)	(揭示)

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		第25条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示し、又は縦覧に供さなければならない</u>。 2 指定訪問介護事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を<u>その</u>指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。 （新設）	第25条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を<u>掲示しなければならない</u>。 2 指定訪問介護事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。 <u>3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u>	第三十二条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。 （新設）	第三十二条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を<u>掲示しなければならない</u>。 2 指定訪問介護事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。 <u>3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u>
（秘密保持等） 第14条 指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 3 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得てお	（秘密保持等） 第14条 指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 3 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得てお			（秘密保持等） 第三十三条 指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 3 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得てお	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
かなければならない。	かなければならない。	（広告） 第26条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。 （不当な働きかけの禁止） 第26条の2 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準条例第5条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。第110条第2項において同じ。）の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者（法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。）に対して、利用者に必要のないサービスを位置づけるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。 （居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止） 第27条 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	（広告） 第26条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。 （不当な働きかけの禁止） 第26条の2 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準条例第5条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。第110条第2項において同じ。）の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者（法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。）に対して、利用者に必要のないサービスを位置づけるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。 （居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止） 第27条 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	かなければならない。 （広告） 第三十四条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。 （不当な働きかけの禁止） 第三十四条の二 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準第二条第一項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。第百三十八条第二項において同じ。）の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する居宅要介護被保険者をいう。）に対して、利用者に必要のないサービスを位置づけるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。 （居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止） 第三十五条 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 （苦情処理） 第三十六条 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対	
（苦情処理） 第15条 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応	（苦情処理） 第15条 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応				

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 3 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 4 指定訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。 5 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 6 指定訪問介護事業者は、国	するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 3 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 4 指定訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。 5 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 6 指定訪問介護事業者は、国			応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 3 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 4 指定訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。 5 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第百七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 6 指定訪問介護事業者は、国	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。	民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。	（市町村の事業への協力等） 第28条 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。	（市町村の事業への協力等） 第28条 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。	民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。	
（事故発生時の対応） 第16条 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 3 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を	（事故発生時の対応） 第16条 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 3 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を			（地域との連携等） 第三十六条の二 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。 （事故発生時の対応） 第三十七条 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 3 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
速やかに行わなければならない。 （虐待の防止） 第16条の2 指定訪問介護事業者は、その指定訪問介護事業所における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。 (2) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	速やかに行わなければならない。 （虐待の防止） 第16条の2 指定訪問介護事業者は、その指定訪問介護事業所における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。 (2) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	（会計の区分） 第29条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。 （記録の整備） 第30条 指定訪問介護事業者	（会計の区分） 第29条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。 （記録の整備） 第30条 指定訪問介護事業者	発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 （虐待の防止） 第三十七条の二 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。 二 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 （会計の区分） 第三十八条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。 （記録の整備） 第三十九条 指定訪問介護事業	（記録の整備） 第三十九条 （略）

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 訪問介護計画 (2) 第14条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (新設) (3) 第20条に規定する市町村への通知に係る記録 (4) 条例第15条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 条例第16条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 訪問介護計画 (2) 第14条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 条例第11条の2第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 第20条の規定による市町村への通知に係る記録 (5) 条例第15条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (6) 条例第16条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一 訪問介護計画 二 第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (新設) 三 第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録 四 第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録 五 第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一 (略) 二 第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 三 第二十三条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四 第二十六条の規定による市町村への通知に係る記録 五 第三十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録 六 第三十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(暴力団員等の排除) 第17条 指定訪問介護事業所の管理者は、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。 2 指定訪問介護事業所は、その運営について、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けてはならない。	(暴力団員等の排除) 第17条 指定訪問介護事業所の管理者は、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。 2 指定訪問介護事業所は、その運営について、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けてはならない。				
第5節 共生型居宅サービスに関する基準	第5節 共生型居宅サービスに関する基準	第3節 共生型居宅サービスに関する基準	第3節 共生型居宅サービスに関する基準	第五節 共生型居宅サービスに関する基準	
(共生型訪問介護の基準)	(共生型訪問介護の基準)			(共生型訪問介護の基準)	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
第17条の2 訪問介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型訪問介護」という。）の事業を行う指定居宅介護事業者（福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第57号。以下「指定障がい福祉サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。）及び重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この条及び第95条の2において「障害者総合支援法」という。）第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。第1号において同じ。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。第1号において同じ。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。 (1) 指定居宅介護事業所（指定障がい福祉サービス等基準条例第6条第1項に規定する指定居宅介護事業所をいう。）又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。）の従	第17条の2 訪問介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型訪問介護」という。）の事業を行う指定居宅介護事業者（福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第57号。以下「指定障がい福祉サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。）及び重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この条及び第95条の2において「障害者総合支援法」という。）第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。第1号において同じ。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。第1号において同じ。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。 (1) 指定居宅介護事業所（指定障がい福祉サービス等基準条例第6条第1項に規定する指定居宅介護事業所をいう。）又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。）の従			第三十九条の二 訪問介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型訪問介護」という。）の事業を行う指定居宅介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定居宅介護事業者をいう。）及び重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下この条及び第百四十条の十四において「障害者総合支援法」という。）第五条第三項に規定する重度訪問介護をいう。第一号において同じ。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。第一号において同じ。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。 一 指定居宅介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第五条第一項に規定する指定居宅介護事業所をいう。）又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。）の従業	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護（指定障がい福祉サービス等基準条例第5条第1項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（以下この号において「指定居宅介護等」という。）の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。 (2) 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。	業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護（指定障がい福祉サービス等基準条例第5条第1項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（以下この号において「指定居宅介護等」という。）の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。 (2) 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。			者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護（指定障害福祉サービス等基準第四条第一項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（以下この号において「指定居宅介護等」という。）の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。 二 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること	
（準用） 第17条の3 第5条から第7条まで及び前節の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。	（準用） 第17条の3 第5条から第7条まで及び前節の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。	（準用） 第30条の2 第3条（第1項を除く。）及び前節の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第3条第2項中「利用者（）」とあるのは「利用者（共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、」と、「指定訪問介護又は」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は」と読み替えるものとする。	（準用） 第30条の2 第3条（第1項を除く。）及び前節の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第3条第2項中「利用者（）」とあるのは「利用者（共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、」と、「指定訪問介護又は」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は」と読み替えるものとする。	（準用） 第三十九条の三 第四条、第五条（第一項を除く。）及び第六条並びに前節の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第五条第二項中「利用者（）」とあるのは「利用者（共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、」と、「指定訪問介護又は」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は」と読み替えるものとする。	
第6節 基準該当居宅	第6節 基準該当居宅	第4節 基準該当居宅	第4節 基準該当居宅	第六節 基準該当居宅	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
サービスに関する基準 （従業者） 第18条 基準該当居宅サービスに該当する訪問介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当訪問介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当訪問介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「基準該当訪問介護事業所」という。）ごとに、基準該当訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者（以下この節において「訪問介護員等」という。）を置かなければならない。 2 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等のうち規則で定める数の者をサービス提供責任者に選任しなければならない。 3 前項に規定するもののほか、訪問介護員等及び同項のサービス提供責任者に関し必要な基準は、規則で定める。 4 基準該当訪問介護の事業と法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービス（法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。以下同じ。）に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市	サービスに関する基準 （従業者） 第18条 基準該当居宅サービスに該当する訪問介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当訪問介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当訪問介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「基準該当訪問介護事業所」という。）ごとに、基準該当訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者（以下この節において「訪問介護員等」という。）を置かなければならない。 2 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等のうち規則で定める数の者をサービス提供責任者に選任しなければならない。 3 前項に規定するもののほか、訪問介護員等及び同項のサービス提供責任者に関し必要な基準は、規則で定める。 4 基準該当訪問介護の事業と法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービス（法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。以下同じ。）に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市	サービスに関する基準 （従業者の員数） 第31条 条例第18条第1項に規定する訪問介護員等（次条において「訪問介護員等」という。）の員数は、3以上とする。 2 条例第18条第2項の規則で定める数は、1以上とする。	サービスに関する基準 （従業者の員数） 第31条 条例第18条第1項に規定する訪問介護員等（次条において「訪問介護員等」という。）の員数は、3以上とする。 2 条例第18条第2項の規則で定める数は、1以上とする。	サービスに関する基準 （訪問介護員等の員数） 第四十条 基準該当居宅サービスに該当する訪問介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当訪問介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当訪問介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（基準該当訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、三人以上とする。 2 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等のうち一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。 3 基準該当訪問介護の事業と法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービス（法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。以下同じ。）に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合に	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
町村の定める当該第１号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、第１項、第２項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者） 第19条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 （設備及び備品等） 第20条 基準該当訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 ２ 基準該当訪問介護の事業と第18条第４項に規定する第１号訪問事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、市町村の定める当該第１号訪問事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	町村の定める当該第１号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、第１項、第２項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者） 第19条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 （設備及び備品等） 第20条 基準該当訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 ２ 基準該当訪問介護の事業と第18条第４項に規定する第１号訪問事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、市町村の定める当該第１号訪問事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	（同居家族に対するサービス提供の制限）	（同居家族に対するサービス提供の制限）	については、市町村の定める当該第一号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者） 第四十一条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 （設備及び備品等） 第四十二条 基準該当訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 ２ 基準該当訪問介護の事業と第四十条第三項に規定する第一号訪問事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、市町村の定める当該第一号訪問事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （同居家族に対するサービス提供の制限）	（管理者） 第四十一条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		第32条 基準該当訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する基準該当訪問介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する訪問介護が次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。 (1) 当該訪問介護の利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定訪問介護のみによっては必要な訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合 (2) 当該訪問介護が、指定居宅介護支援事業者又は基準該当居宅介護支援の事業を行う者の作成する居宅サービス計画に基づいて提供される場合 (3) 当該訪問介護が、条例第18条第2項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合 (4) 当該訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合 (5) 当該訪問介護を提供する訪問介護員等の当該訪問介護に従事する時間の合計時間が、当該訪問介護員等が訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね2分の1を超えない場合 2 基準該当訪問介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対す	第32条 基準該当訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する基準該当訪問介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する訪問介護が次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。 (1) 当該訪問介護の利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定訪問介護のみによっては必要な訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合 (2) 当該訪問介護が、指定居宅介護支援事業者又は基準該当居宅介護支援の事業を行う者の作成する居宅サービス計画に基づいて提供される場合 (3) 当該訪問介護が、条例第18条第2項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合 (4) 当該訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合 (5) 当該訪問介護を提供する訪問介護員等の当該訪問介護に従事する時間の合計時間が、当該訪問介護員等が訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね2分の1を超えない場合 2 基準該当訪問介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対す	第四十二条の二 基準該当訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する訪問介護が次のいずれにも該当する場合には、この限りでない。 一 当該訪問介護の利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定訪問介護のみによっては必要な訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合 二 当該訪問介護が、法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者又は法第四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援の事業を行う者の作成する居宅サービス計画に基づいて提供される場合 三 当該訪問介護が、第四十条第二項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合 四 当該訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合 五 当該訪問介護を提供する訪問介護員等の当該訪問介護に従事する時間の合計時間が、当該訪問介護員等が訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね二分の一を超えない場合 2 基準該当訪問介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、訪問介護員等にその同居の家族である利用者	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
（準用） 第21条 第1節及び第4節（第15条第5項及び第6項を除く。）の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第13条第3項中「第6条第2項」とあるのは、「第18条第2項」と読み替えるものとする。	（準用） 第21条 第1節及び第4節（第15条第5項及び第6項を除く。）の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第13条第3項中「第6条第2項」とあるのは、「第18条第2項」と読み替えるものとする。	る基準該当訪問介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る次条において準用する第18条第1項の訪問介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。 （準用） 第33条 第2節（第10条、第15条第1項、第19条及び第22条を除く。）の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第4条第1項中「第9条」とあるのは「第21条において準用する条例第9条」と、第14条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第15条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第16条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、第18条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第18条第2項」と、第30条第2項第2号中「第14条第2項」とあるのは「第33条において準用する第14条第2項」と、同項第3号中「第20条」とあるのは「第33条において準用	る基準該当訪問介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る次条において準用する第18条第1項の訪問介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。 （準用） 第33条 第2節（第10条、第15条第1項、第19条及び第22条を除く。）の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第4条第1項中「第9条」とあるのは「第21条において準用する条例第9条」と、第14条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第15条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第16条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、第18条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第18条第2項」と、第30条第2項第2号中「第14条第2項」とあるのは「第33条において準用する第14条第2項」と、同項第3号中「<u>第11条の2第2項</u>」とあるのは「<u>第21条に</u>	に対する基準該当訪問介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る第四十三条において準用する第二十四条第一項の訪問介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。 （準用） 第四十三条 第一節及び第四節（第十五条、第二十条第一項、第二十五条、第二十九条の二並びに第三十六条第五項及び第六項を除く。）の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第十九条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十条第二項及び第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、第二十条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第二十四条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第四十条第二項」と、「第二十八条」とあるのは「第四十三条において準用する第二十八条」と読み替えるものとする。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
第3章 訪問入浴介護 第1節 基本方針 第22条 指定居宅サービスに該当する訪問入浴介護（以下「指定訪問入浴介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものでなければならない。 第2節 人員に関する基準 （従業者） 第23条 指定訪問入浴介護の事業を行う者（以下「指定訪問入浴介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定訪問入浴介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる指定訪問入浴介護の	第3章 訪問入浴介護 第1節 基本方針 第22条 指定居宅サービスに該当する訪問入浴介護（以下「指定訪問入浴介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものでなければならない。 第2節 人員に関する基準 （従業者） 第23条 指定訪問入浴介護の事業を行う者（以下「指定訪問入浴介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定訪問入浴介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる指定訪問入浴介護の	する第20条」と、<u>同項第4号</u>中「第15条第2項」とあるのは「第21条において準用する条例第15条第2項」と、<u>同項第5号</u>中「第16条第2項」とあるのは「第21条において準用する条例第16条第2項」と読み替えるものとする。 第3章 訪問入浴介護 第1節 人員に関する基準 第34条 条例第23条第1項各号に掲げる訪問入浴介護従業者の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。	<u>において準用する条例第11条の2第2項</u>」と、<u>同項第4号</u>中「第20条」とあるのは「第33条において準用する第20条」と、<u>同項第5号</u>中「第15条第2項」とあるのは「第21条において準用する条例第15条第2項」と、<u>同項第6号</u>中「第16条第2項」とあるのは「第21条において準用する条例第16条第2項」と読み替えるものとする。 第3章 訪問入浴介護 第1節 人員に関する基準 第34条 条例第23条第1項各号に掲げる訪問入浴介護従業者の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。	第三章 訪問入浴介護 第一節 基本方針 （基本方針） 第四十四条 指定居宅サービスに該当する訪問入浴介護（以下「指定訪問入浴介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものでなければならない。 第二節 人員に関する基準 （従業者の員数） 第四十五条 指定訪問入浴介護の事業を行う者（以下「指定訪問入浴介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問入浴介護事業所」という。）ごとに置くべき指定訪問入浴介護の提	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
提供に当たる従業者（以下この節から第４節までにおいて「訪問入浴介護従業者」という。）を置かなければならない。 (1) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） (2) 介護職員 ２ 前項各号に掲げる訪問入浴介護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。 ３ 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者（福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第70号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第23条第１項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス等基準条例第22条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第23条第１項及び第２項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を１人置くことをもって、第１項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者）	提供に当たる従業者（以下この節から第４節までにおいて「訪問入浴介護従業者」という。）を置かなければならない。 (1) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） (2) 介護職員 ２ 前項各号に掲げる訪問入浴介護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。 ３ 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者（福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第70号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第23条第１項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス等基準条例第22条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第23条第１項及び第２項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を１人置くことをもって、第１項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者）	(1) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） １以上 (2) 介護職員 ２以上 ２ 前項の訪問入浴介護従業者のうち１人以上は、常勤でなければならない。	(1) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） １以上 (2) 介護職員 ２以上 ２ 前項の訪問入浴介護従業者のうち１人以上は、常勤でなければならない。	供に当たる従業者（以下この節から第四節までにおいて「訪問入浴介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。 一 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 一以上 二 介護職員 二以上 ２ 前項の訪問入浴介護従業者のうち一人以上は、常勤でなければならない。 ３ 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第四十七条第一項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス等基準第四十六条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第四十七条第一項及び第二項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を一人置くことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者）	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
第24条　指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は <u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u>	第24条　指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。			第四十六条　指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は <u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u>	第四十六条　指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
第３節　設備に関する基準	第３節　設備に関する基準			第三節　設備に関する基準	
第25条　指定訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。 ２　指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第25条第１項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	第25条　指定訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。 ２　指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第25条第１項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。			（設備及び備品等） 第四十七条　指定訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。 ２　指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第四十九条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	
第４節　運営に関する基準	第４節　運営に関する基準	第２節　運営に関する基準	第２節　運営に関する基準	第四節　運営に関する基準	
		(利用料等の受領) 第35条　指定訪問入浴介護事業	(利用料等の受領) 第35条　指定訪問入浴介護事業	(利用料等の受領) 第四十八条　指定訪問入浴介護	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問入浴介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問入浴介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定訪問入浴介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1)利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を行う場合は、それに要する交通費 (2)利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用 4 指定訪問入浴介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問入浴介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問入浴介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定訪問入浴介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1)利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を行う場合は、それに要する交通費 (2)利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用 4 指定訪問入浴介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問入浴介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問入浴介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定訪問入浴介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通費 二 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用 4 指定訪問入浴介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	
(指定訪問入浴介護の基本取	(指定訪問入浴介護の基本取			(指定訪問入浴介護の基本取	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
扱方針） 第26条 指定訪問入浴介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて、適切に行われなければならない。	扱方針） 第26条 指定訪問入浴介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて、適切に行われなければならない。			扱方針） 第四十九条 指定訪問入浴介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて、適切に行われなければならない。	
2 指定訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	2 指定訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。			2 指定訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	
		（指定訪問入浴介護の具体的取扱方針） 第36条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供すること。 (2) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。	（指定訪問入浴介護の具体的取扱方針） 第36条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供すること。 (2) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。	（指定訪問入浴介護の具体的取扱方針） 第五十条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供する。 二 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。	（指定訪問入浴介護の具体的取扱方針） 第五十条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一・二 （略）
（新設）	<u>（身体的拘束等の禁止）</u> 第26条の2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。			（新設）	三 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
（新設）	2 指定訪問入浴介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間			（新設）	四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
	<u>、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u>	(3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。 (4) 指定訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体の状態が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状態等に支障を生じるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。 (5) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用すること。	(3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。 (4) 指定訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体の状態が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状態等に支障を生じるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。 (5) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用すること。	三 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。 四 指定訪問入浴介護の提供は、一回の訪問につき、看護職員一人及び介護職員二人をもって行うものとし、これらの者のうち一人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体の状態が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。 五 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用する。 (緊急時等の対応) 第五十一条 訪問入浴介護従業者は、現に指定訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講	<u>得ない理由を記録しなければならない。</u> <u>五～七</u> （略）
(緊急時等の対応) 第27条 訪問入浴介護従業者は、現に指定訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講	(緊急時等の対応) 第27条 訪問入浴介護従業者は、現に指定訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講				

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
じなければならない。 （管理者の責務） 第28条 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、指定訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。 2 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者にこの節及びこの条例に基づく規則の規定（指定訪問入浴介護の運営に関する基準に係る規定に限る。）を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。	じなければならない。 （管理者の責務） 第28条 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、指定訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。 2 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者にこの節及びこの条例に基づく規則の規定（指定訪問入浴介護の運営に関する基準に係る規定に限る。）を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。	（運営規程） 第37条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) サービス利用に当たっての留意事項 (7) 急時等における対応方法 (8) 虐待の防止のための措置	（運営規程） 第37条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) サービス利用に当たっての留意事項 (7) 急時等における対応方法 (8) 虐待の防止のための措置	講じなければならない。 （管理者の責務） 第五十二条 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、指定訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。 2 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 （運営規程） 第五十三条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額 五 通常の事業の実施地域 六 サービスの利用に当たっての留意事項 七 緊急時等における対応方法 八 虐待の防止のための措置	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		に関する事項 (9) その他運営に関する重要事項 （勤務体制の確保等） 第37条の2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。 3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 4 指定訪問入浴介護事業者は、利用者の人権の擁護、高齢者虐待の防止等のため、訪問入浴介護従業者等に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。 5 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な	に関する事項 (9) その他運営に関する重要事項 （勤務体制の確保等） 第37条の2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。 3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 4 指定訪問入浴介護事業者は、利用者の人権の擁護、高齢者虐待の防止等のため、訪問入浴介護従業者等に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。 5 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な	に関する事項 九 その他運営に関する重要事項 （勤務体制の確保等） 第五十三条の二 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。 3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 （記録の整備） 第38条 指定訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 （1）次条において準用する第14条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 （新設） （2）次条において準用する第20条に規定する市町村への通知に係る記録 （3）条例第29条において準用する条例第15条第2項に規定する苦情の内容等の記録 （4）条例第29条において準用する条例第16条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 （記録の整備） 第38条 指定訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 （1）次条において準用する第14条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 （2） <u>条例第26条の2第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> （3）次条において準用する第20条 <u>の規定による</u> 市町村への通知に係る記録 （4）条例第29条において準用する条例第15条第2項に規定する苦情の内容等の記録 （5）条例第29条において準用する条例第16条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 （記録の整備） 第五十三条の三 指定訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一 次条において準用する第十九条第二項 <u>に規定する</u> 提供した具体的なサービスの内容等の記録 （新設） 二 次条において準用する第二十六条 <u>に規定する</u> 市町村への通知に係る記録 三 次条において準用する第三十六条第二項 <u>に規定する</u> 苦情の内容等の記録 四 次条において準用する第三十七条第二項 <u>に規定する</u> 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	（記録の整備） 第五十三条の三 （略） 2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一 次条において準用する第十九条第二項 <u>の規定による</u> 提供した具体的なサービスの内容等の記録 二 <u>第五十条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> 三 次条において準用する第二十六条 <u>の規定による</u> 市町村への通知に係る記録 四 次条において準用する第三十六条第二項 <u>の規定による</u> 苦情の内容等の記録 五 次条において準用する第三十七条第二項 <u>の規定による</u> 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
（準用）	（準用）	（準用）	（準用）	（準用）	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
第29条 第9条、第10条及び第14条から第17条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第9条並びに第16条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「訪問入浴介護従業者」と読み替えるものとする。	第29条 第9条、第10条及び第14条から第17条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第9条並びに第16条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「訪問入浴介護従業者」と読み替えるものとする。	第39条 第4条から第14条まで、第16条、第20条、第23条の2から第26条まで及び第27条から第29条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第4条第1項中「第9条」とあるのは「第29条において準用する条例第9条」と、第24条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。	第39条 第4条から第14条まで、第16条、第20条、第23条の2から第26条まで及び第27条から第29条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第4条第1項中「第9条」とあるのは「第29条において準用する条例第9条」と、第24条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。	第五十四条 第八条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十条の二から第三十四条まで及び第三十五条から第三十八条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第八条第一項中「第二十九条」とあるのは「第五十三条」と、第三十一条第二項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。	
第5節 基準該当居宅サービスに関する基準	第5節 基準該当居宅サービスに関する基準	第3節 基準該当居宅サービスに関する基準	第3節 基準該当居宅サービスに関する基準	第五節 基準該当居宅サービスに関する基準	
（従業者） 第30条 基準該当居宅サービスに該当する訪問入浴介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当訪問入浴介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当訪問入浴介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「基準該当訪問入浴介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる基準該当訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この節において「訪問入浴介護従業者」という。）を置かなければならない。 1 看護職員 2 介護職員 2 前項各号に掲げる訪問入浴介護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。 3 基準該当訪問入浴介護の事	（従業者） 第30条 基準該当居宅サービスに該当する訪問入浴介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当訪問入浴介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当訪問入浴介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「基準該当訪問入浴介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる基準該当訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この節において「訪問入浴介護従業者」という。）を置かなければならない。 1 看護職員 2 介護職員 2 前項各号に掲げる訪問入浴介護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。 3 基準該当訪問入浴介護の事	（従業者の員数） 第40条 条例第30条第1項各号に掲げる訪問入浴介護従業者の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。 1 看護職員 1以上 2 介護職員 2以上	（従業者の員数） 第40条 条例第30条第1項各号に掲げる訪問入浴介護従業者の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。 1 看護職員 1以上 2 介護職員 2以上	（従業者の員数） 第五十五条 基準該当居宅サービスに該当する訪問入浴介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当訪問入浴介護」という。）の事業を行う者が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当訪問入浴介護事業所」という。）ごとに置くべき基準該当訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この節において「訪問入浴介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。 一 看護職員 一以上 二 介護職員 二以上 2 基準該当訪問入浴介護の事	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
業と基準該当介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス等基準条例第30条第1項に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項及び同条第2項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を1人置くことをもって、第1項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者） 第31条 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所</u>、施設等の職務に従事することができるものとする。 （設備及び備品等） 第32条 基準該当訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。 2 基準該当訪問入浴介護の事業と基準該当介護予防訪問入浴介護の事業とが、同一の事	業と基準該当介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス等基準条例第30条第1項に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項及び同条第2項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を1人置くことをもって、第1項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者） 第31条 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 （設備及び備品等） 第32条 基準該当訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。 2 基準該当訪問入浴介護の事業と基準該当介護予防訪問入浴介護の事業とが、同一の事			業と基準該当介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス等基準第五十八条第一項に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を一人置くことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者） 第五十六条 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所</u>、施設等の職務に従事することができるものとする。 （設備及び備品等） 第五十七条 基準該当訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。 2 基準該当訪問入浴介護の事業と基準該当介護予防訪問入浴介護の事業とが、同一の事	（管理者） 第五十六条 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定介護予防サービス等基準条例第32条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （準用） 第33条 第9条、第10条、第14条から第17条まで（第15条第5項及び第6項を除く。）及び第22条並びに前節（第29条を除く。）の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第9条並びに第16条の2第1号及び第3号規定中「訪問介護員等」とあるのは、「訪問入浴介護従業者」と読み替えるものとする。	業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定介護予防サービス等基準条例第32条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （準用） 第33条 第9条、第10条、第14条から第17条まで（第15条第5項及び第6項を除く。）及び第22条並びに前節（第29条を除く。）の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第9条並びに第16条の2第1号及び第3号規定中「訪問介護員等」とあるのは、「訪問入浴介護従業者」と読み替えるものとする。	（準用） 第41条 第4条から第9条まで、第11条から第14条まで、第16条、第20条、第23条の2から第26条まで及び第27条から第29条まで並びに前節（第35条第1項及び第39条を除く。）の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第4条第1項中「第9条」とあるのは「第33条において準用する条例第9条」と、第14条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第16条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第24条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第35条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは	（準用） 第41条 第4条から第9条まで、第11条から第14条まで、第16条、第20条、第23条の2から第26条まで及び第27条から第29条まで並びに前節（第35条第1項及び第39条を除く。）の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第4条第1項中「第9条」とあるのは「第33条において準用する条例第9条」と、第14条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第16条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第24条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第35条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは	業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定介護予防サービス等基準第六十条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （準用） 第五十八条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十条の二から第三十四条まで、第三十五条から第三十八条まで（第三十六条第五項及び第四十四条並びに第四節（第四十八条第一項及び第五十四条を除く。）の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第八条第一項中「第二十九条」とあるのは「第五十三条」と、第十九条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第三十一条第二項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		「前項」と、第38条第2項第1号及び第2号中「次条」とあるのは「第41条」と、 <u>同項第3号及び第4号中「第29条」とあるのは「第33条」と読み替えるものとする。</u>	「前項」と、第38条第2項第1号中「次条」とあるのは「 <u>第41条</u> 」と、 <u>同項第2号中「第26条の2第2項」とあるのは「第33条において準用する条例第26条の2第2項」と、同項第3号中「次条」とあるのは「第41条」と、同項第4号及び第5号中「第29条」とあるのは「第33条」と読み替えるものとする。</u>	品等」と、第四十八条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。	
第4章 訪問看護	第4章 訪問看護	第4章 訪問看護	第4章 訪問看護	第四章 訪問看護	
第1節 基本方針	第1節 基本方針			第一節 基本方針	
第34条 指定居宅サービスに該当する訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。	第34条 指定居宅サービスに該当する訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。			（基本方針） 第五十九条 指定居宅サービスに該当する訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。	
第2節 人員に関する基準	第2節 人員に関する基準	第1節 人員に関する基準	第1節 人員に関する基準	第二節 人員に関する基準	
（従業者） 第35条 指定訪問看護の事業を行う者（以下「指定訪問看護事業者」という。）は、次の各号に掲げる当該事業を行う事業所（以下「指定訪問看護事業所」という。）の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める指定訪問看護の提供に当たる従業者（以下「看	（従業者） 第35条 指定訪問看護の事業を行う者（以下「指定訪問看護事業者」という。）は、次の各号に掲げる当該事業を行う事業所（以下「指定訪問看護事業所」という。）の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める指定訪問看護の提供に当たる従業者（以下「看	第42条 指定訪問看護事業者が指定訪問看護事業所ごとに置くべき看護師等の員数は、次の各号に掲げる指定訪問看護事業所の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。	第42条 指定訪問看護事業者が指定訪問看護事業所ごとに置くべき看護師等の員数は、次の各号に掲げる指定訪問看護事業所の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。	（看護師等の員数） 第六十条 指定訪問看護の事業を行う者（以下「指定訪問看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問看護事業所」という。）ごとに置くべき看護師その他の指定訪問看護の提供に当たる従業者（以下「看護師等」という。）の員数は、	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
護師等」という。）を置かなければならない。 (1) 病院又は診療所以外の指定訪問看護事業所（以下「指定訪問看護ステーション」という。） ア 保健師又は看護師若しくは准看護師（以下この条において「看護職員」という。） イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 (2) 病院又は診療所である指定訪問看護事業所（以下「指定訪問看護を担当する医療機関」という。） 指定訪問看護の提供に当たる保健師又は看護職員 2 看護師等に関し必要な基準は、規則で定める。 3 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第35条第1項に規定する指定介護予防訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護（指定介護予防サービス等基準条例第34条に規定する指定介護予防訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス	護師等」という。）を置かなければならない。 (1) 病院又は診療所以外の指定訪問看護事業所（以下「指定訪問看護ステーション」という。） ア 保健師又は看護師若しくは准看護師（以下この条において「看護職員」という。） イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 (2) 病院又は診療所である指定訪問看護事業所（以下「指定訪問看護を担当する医療機関」という。） 指定訪問看護の提供に当たる保健師又は看護職員 2 看護師等に関し必要な基準は、規則で定める。 3 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第35条第1項に規定する指定介護予防訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護（指定介護予防サービス等基準条例第34条に規定する指定介護予防訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス	(1) 指定訪問看護ステーション ア 保健師又は看護師若しくは准看護師（以下この条において「看護職員」という。） 常勤換算方法で、2.5以上 イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当数 (2) 指定訪問看護を担当する医療機関 指定訪問看護の提供に当たる保健師又は看護職員を適当数 2 前項第1号アの保健師又は看護職員のうち1人は、常勤でなければならない。	(1) 指定訪問看護ステーション ア 保健師又は看護師若しくは准看護師（以下この条において「看護職員」という。） 常勤換算方法で、2.5以上 イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当数 (2) 指定訪問看護を担当する医療機関 指定訪問看護の提供に当たる保健師又は看護職員を適当数 2 前項第1号アの保健師又は看護職員のうち1人は、常勤でなければならない。	次に掲げる指定訪問看護事業所の種類の区分に応じて、次に定めるとおりとする。 一 病院又は診療所以外の指定訪問看護事業所（以下「指定訪問看護ステーション」という。） イ 保健師、看護師又は准看護師（以下この条において「看護職員」という。） 常勤換算方法で、二・五以上となる員数 ロ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当数 二 病院又は診療所である指定訪問看護事業所（以下「指定訪問看護を担当する医療機関」という。） 指定訪問看護の提供に当たる看護職員を適当数置くべきものとする。 2 前項第一号イの看護職員のうち一名は、常勤でなければならない。 3 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者（指定介護予防サービス等基準第六十三条第一項に規定する指定介護予防訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護（指定介護予防サービス等基準第六十二条に規定する指定介護予防訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
等基準条例第35条第1項及び第2項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 4 指定訪問看護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第67号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービス基準条例第5条に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス基準条例第7条第1項第4号ア及び同号アに係る同条第2項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たすとき（次項の規定により第1項第1号ア及び第2号に規定する基準（同項第1号ア及び第2号に係る第2項の規定に基づく規則に規定する基準を含む。以下この条において同じ。）を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定訪問看護事業者は、第1項第1号ア及び第2号に規定す	等基準条例第35条第1項及び第2項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 4 指定訪問看護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第67号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービス基準条例第5条に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス基準条例第7条第1項第4号ア及び同号アに係る同条第2項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たすとき（次項の規定により第1項第1号ア及び第2号に規定する基準（同項第1号ア及び第2号に係る第2項の規定に基づく規則に規定する基準を含む。以下この条において同じ。）を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定訪問看護事業者は、第1項第1号ア及び第2号に規定す			等基準第六十三条第一項及び第二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 4 指定訪問看護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準第三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービス基準第三条の二に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス基準第三条の四第一項第四号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（次項の規定により第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定訪問看護事業者は、第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
る基準を満たしているものとみなすことができる。 5 指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービス基準条例第88条第3項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第87条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、規則で定める基準を満たすとき（前項の規定により第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定訪問看護事業者は、第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者） 第36条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定	る基準を満たしているものとみなすことができる。 5 指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービス基準条例第88条第3項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第87条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、規則で定める基準を満たすとき（前項の規定により第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定訪問看護事業者は、第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者） 第36条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定	3 条例第35条第5項の規則で定める基準は、福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則（平成25年福岡市規則第24号）第138条第4項に定める基準とする。	3 条例第35条第5項の規則で定める基準は、福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則（平成25年福岡市規則第24号）第138条第4項に定める基準とする。	5 指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービス基準第百七十一条第十四項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第百七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス基準第百七十一条第四項に規定する人員に関する基準を満たすとき（前項の規定により第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定訪問看護事業者は、第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる （管理者） 第六十一条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指	（管理者） 第六十一条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2 指定訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。 3 指定訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。 第3節 設備に関する基準 第37条 指定訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、当該指定訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りるものとする。 2 指定訪問看護を担当する医療機関は、事業の運営を行うために必要な広さを有する指定訪問看護の事業専用の区画を確保するとともに、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 3 指定訪問看護事業者が指定	訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2 指定訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。 3 指定訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。 第3節 設備に関する基準 第37条 指定訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、当該指定訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りるものとする。 2 指定訪問看護を担当する医療機関は、事業の運営を行うために必要な広さを有する指定訪問看護の事業専用の区画を確保するとともに、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 3 指定訪問看護事業者が指定			定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2 指定訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。 3 指定訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。 第三節 設備に関する基準 （設備及び備品等） 第六十二条 指定訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、当該指定訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りるものとする。 2 指定訪問看護を担当する医療機関は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専ら指定訪問看護の事業の用に供する区画を確保するとともに、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 3 指定訪問看護事業者が指定	定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 2・3 （略）

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
介護予防訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第37条第1項又は第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項又は前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	介護予防訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第37条第1項又は第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項又は前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。			介護予防訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第六十五条第一項又は第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第一項又は前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	
第4節 運営に関する基準	第4節 運営に関する基準	第2節 運営に関する基準 （サービス提供困難時の対応） 第43条 指定訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は、主治の医師及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定訪問看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。 （居宅介護支援事業者等との連携） 第44条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めなければならない。 2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報	第2節 運営に関する基準 （サービス提供困難時の対応） 第43条 指定訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は、主治の医師及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定訪問看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。 （居宅介護支援事業者等との連携） 第44条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めなければならない。 2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報	第四節 運営に関する基準 （サービス提供困難時の対応） 第六十三条 指定訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は、主治の医師及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じなければならない。 （居宅介護支援事業者等との連携） 第六十四条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めなければならない。 2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 （利用料等の受領） 第45条 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問看護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第88条第1項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第64条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第78条第1項に規定する指定訪問看護に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定訪問看護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護	の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 （利用料等の受領） 第45条 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問看護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第88条第1項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第64条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第78条第1項に規定する指定訪問看護に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定訪問看護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護	の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 第六十五条 削除 （利用料等の受領） 第六十六条 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問看護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第一項に規定する療養の給付若しくは同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十四条第一項に規定する療養の給付若しくは同法第七十八条第一項に規定する指定訪問看護に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定訪問看護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
（指定訪問看護の基本取扱方針） 第38条 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行われなければならない。 2 指定訪問看護事業者は、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	（指定訪問看護の基本取扱方針） 第38条 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行われなければならない。 2 指定訪問看護事業者は、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。 4 指定訪問看護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 （指定訪問看護の具体的取扱方針） 第46条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第48条第1項に規定する訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に行うこと。 (2) 指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解し	を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。 4 指定訪問看護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 （指定訪問看護の具体的取扱方針） 第46条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第48条第1項に規定する訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に行うこと。 (2) 指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解し	を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。 4 指定訪問看護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 （指定訪問看護の基本取扱方針） 第六十七条 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行われなければならない。 2 指定訪問看護事業者は、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 （指定訪問看護の具体的取扱方針） 第六十八条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第七十条第一項に規定する訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。 二 指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解し	（指定訪問看護の具体的取扱方針） 第六十八条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一・二 （略）

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
（新設）	<u>（身体的拘束等の禁止）</u> <u>第38条の2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u>	やすいように指導又は説明を行うこと。	やすいように指導又は説明を行うこと。	やすいように指導又は説明を行う。 （新設）	<u>三 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u>
（新設）	<u>2 指定訪問看護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u>	(3) 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってサービスの提供を行うこと。 (4) 指定訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。 (5) 特殊な看護等を行わないこと。 （主治の医師との関係） 第47条 指定訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。 2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。	(3) 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってサービスの提供を行うこと。 (4) 指定訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。 (5) 特殊な看護等を行わないこと。 （主治の医師との関係） 第47条 指定訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。 2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。	（新設） 三 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これを行う。 四 指定訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。 五 特殊な看護等については、これを行ってはならない。 （主治の医師との関係） 第六十九条 指定訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。 2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。	<u>四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> 五～七 （略）

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		3 指定訪問看護事業者は、主治の医師に次条第1項に規定する訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、指定訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。 4 指定訪問看護事業所が指定訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示並びに前項の訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。 （訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成） 第48条 看護師等（准看護師を除く。以下この条において同じ。）は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成しなければならない。 2 看護師等は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って訪問看護計画書を作成しなければならない。 3 看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。 4 看護師等は、訪問看護計画書を作成した際には、当該訪問看護計画書を利用者に交付	3 指定訪問看護事業者は、主治の医師に次条第1項に規定する訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、指定訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。 4 指定訪問看護事業所が指定訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示並びに前項の訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。 （訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成） 第48条 看護師等（准看護師を除く。以下この条において同じ。）は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成しなければならない。 2 看護師等は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って訪問看護計画書を作成しなければならない。 3 看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。 4 看護師等は、訪問看護計画書を作成した際には、当該訪問看護計画書を利用者に交付	3 指定訪問看護事業者は、主治の医師に次条第一項に規定する訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、指定訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。 4 当該指定訪問看護事業所が指定訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、前二項の規定にかかわらず、第二項の主治の医師の文書による指示並びに前項の訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。 （訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成） 第七十条 看護師等（准看護師を除く。以下この条において同じ。）は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成しなければならない。 2 看護師等は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って訪問看護計画書を作成しなければならない。 3 看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 4 看護師等は、訪問看護計画書を作成した際には、当該訪問看護計画書を利用者に交付	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
（緊急時等の対応） 第39条 看護師等は、現に指定訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。	（緊急時等の対応） 第39条 看護師等は、現に指定訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。	しなければならない。 5 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。 6 指定訪問看護事業所の管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。 7 前条第4項の規定は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成について準用する。 （同居家族に対する訪問看護の禁止） 第49条 指定訪問看護事業者は、看護師等にその同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせてはならない。	しなければならない。 5 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。 6 指定訪問看護事業所の管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。 7 前条第4項の規定は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成について準用する。 （同居家族に対する訪問看護の禁止） 第49条 指定訪問看護事業者は、看護師等にその同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせてはならない。	しなければならない。 5 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。 6 指定訪問看護事業所の管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。 7 前条第四項の規定は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成について準用する。 （同居家族に対する訪問看護の禁止） 第七十一条 指定訪問看護事業者は、看護師等にその同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせてはならない。 （緊急時等の対応） 第七十二条 看護師等は、現に指定訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。	
		（運営規程） 第50条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び	（運営規程） 第50条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び	（運営規程） 第七十三条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) 緊急時等における対応方法 (7) 虐待の防止のための措置に関する事項 (8) その他運営に関する重要事項 （記録の整備） 第51条 指定訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 第47条第2項に規定する主治の医師による指示の文書 (2) 訪問看護計画書 (3) 訪問看護報告書 (4) 次条において準用する第14条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 （新設） (5) 次条において準用する第20条に規定する市町村への通知に係る記録 (6) 条例第40条において準用する条例第15条第2項に規定する苦情の内容等の記録	職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) 緊急時等における対応方法 (7) 虐待の防止のための措置に関する事項 (8) その他運営に関する重要事項 （記録の整備） 第51条 指定訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 第47条第2項に規定する主治の医師による指示の文書 (2) 訪問看護計画書 (3) 訪問看護報告書 (4) 次条において準用する第14条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (5) <u>条例第38条の2第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> (6) 次条において準用する第20条の規定による市町村への通知に係る記録 (7) 条例第40条において準用する条例第15条第2項に規定する苦情の内容等の記録	職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額 五 通常の事業の実施地域 六 緊急時等における対応方法 七 虐待の防止のための措置に関する事項 八 その他運営に関する重要事項 （記録の整備） 第七十三条の二 指定訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一 第六十九条第二項に規定する主治の医師による指示の文書 二 訪問看護計画書 三 訪問看護報告書 四 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 （新設） 五 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録 六 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録	（記録の整備） 第七十三条の二 （略） 2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一～三 （略） 四 次条において準用する第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 五 <u>第六十八条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> 六 次条において準用する第二十六条の規定による市町村への通知に係る記録 七 次条において準用する第三十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
（準用） 第40条 第9条、第10条、第14条から第17条まで及び第28条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、第9条並びに第16条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「看護師等」と読み替えるものとする。 第5章 訪問リハビリテーション 第1節 基本方針 第41条 指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居	（準用） 第40条 第9条、第10条、第14条から第17条まで及び第28条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、第9条並びに第16条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「看護師等」と読み替えるものとする。 第5章 訪問リハビリテーション 第1節 基本方針 第41条 指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居	<u>(7)</u> 条例第40条において準用する条例第16条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 （準用） 第52条 第4条、第6条から第8条まで、第10条から第14条まで、第16条、第20条、第23条から第26条まで及び第27条から第29条までの規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第4条第1項中「第9条」とあるのは「第40条において準用する条例第9条」と、第8条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。 第5章 訪問リハビリテーション	<u>(8)</u> 条例第40条において準用する条例第16条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 （準用） 第52条 第4条、第6条から第8条まで、第10条から第14条まで、第16条、第20条、第23条から第26条まで及び第27条から第29条までの規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第4条第1項中「第9条」とあるのは「第40条において準用する条例第9条」と、第8条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。 第5章 訪問リハビリテーション	七 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 （準用） 第七十四条 第八条、第九条、第十一条から第十三条まで、第十五条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十条から第三十四条まで、第三十五条から第三十八条まで及び第五十二条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第八条第一項中「第二十九条」とあるのは「第七十三条」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。 第五章 訪問リハビリテーション 第一節 基本方針 （基本方針） 第七十五条 指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の	八 次条において準用する第三十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。	宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。			居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。	
第 2 節 人員に関する基準	第 2 節 人員に関する基準	第 1 節 人員に関する基準	第 1 節 人員に関する基準	第二節 人員に関する基準	
第42条 指定訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに、次に掲げる指定訪問リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「訪問リハビリテーション従業者」という。）を置かなければならない。	第42条 指定訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに、次に掲げる指定訪問リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「訪問リハビリテーション従業者」という。）を置かなければならない。	第52条の2 条例第42条第1項各号に掲げる訪問リハビリテーション従業者の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。	第52条の2 条例第42条第1項各号に掲げる訪問リハビリテーション従業者の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。	（従業者の員数） 第七十六条 指定訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに、置くべき従業者の員数は次のとおりとする。	（従業者の員数） 第七十六条 （略）
(1) 医師	(1) 医師	(1) 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数	(1) 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数	一 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数	
(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上	(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上	二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 一以上	
2 訪問リハビリテーション従業者に関し必要な基準は、規則で定める。	2 訪問リハビリテーション従業者に関し必要な基準は、規則で定める。	2 前項第1号の医師は、常勤でなければならない。	2 前項第1号の医師は、常勤でなければならない。	2 前項第一号の医師は、常勤でなければならない。	2 （略）
（新設）	3 <u>指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、福岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例（平成24年福岡市条例第69号。以下「介護老人保健施設</u>			（新設）	3 <u>指定訪問リハビリテーション事業所が法第七十二条第一項の規定により法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」</u>

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
3 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準条例第42条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準条例第41条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第42条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第3節 設備に関する	<u>基準条例」という。）第4条第1項及び同条第2項の規定に基づく規則又は福岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例（平成30年福岡市条例第18号。以下「介護医療院基準条例」という。）第4条第1項及び同条第2項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項の規定に基づく規則に規定する基準（医師に係るものに限る。）を満たしているものとみなすことができる。</u> 4 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準条例第42条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準条例第41条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第42条第1項及び同条第2項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項及び第2項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第3節 設備に関する			3 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準第七十九条第一項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準第七十九条第一項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準第七十八条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防サービス等基準第七十九条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、<u>第一項</u>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第三節 設備に関する	<u>という。）第二条又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号。以下「介護医療院基準」という。）第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u> 4 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準第七十九条第一項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準第七十八条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準<u>第七十九条第一項から第三項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u>

条例（旧） 基準	条例（新） 基準	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧） 基準	厚生労働省（新）
第43条 指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。 2 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第43条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第4節 運営に関する基準	第43条 指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。 2 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第43条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第4節 運営に関する基準	（利用料等の受領） 第53条 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問リハビリテーション事業者に支払わ	（利用料等の受領） 第53条 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問リハビリテーション事業者に支払わ	（設備及び備品等の要件） 第七十七条 指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。 2 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第八十条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第四節 運営に関する基準	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		れる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定訪問リハビリテーション事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問リハビリテーションを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。 4 指定訪問リハビリテーション事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	れる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定訪問リハビリテーション事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問リハビリテーションを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。 4 指定訪問リハビリテーション事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第六十三条第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第一項に規定する療養の給付のうち指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定訪問リハビリテーション事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問リハビリテーションを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。 4 指定訪問リハビリテーション事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	
（指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針） 第44条 指定訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、リハビリテーショ	（指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針） 第44条 指定訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、リハビリテーショ			（指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針） 第七十九条 指定訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、リハビリテー	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
ンの目標を設定し、計画的に行われなければならない。 2 指定訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	ンの目標を設定し、計画的に行われなければならない。 2 指定訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 <u>（身体的拘束等の禁止）</u> 第44条の2 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該	（指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針） 第54条 指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）が行う指定訪問リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に行うこと。 (2) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。	（指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針） 第54条 指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）が行う指定訪問リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に行うこと。 (2) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。	ションの目標を設定し、計画的に行われなければならない。 2 指定訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 （指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針） 第八十条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。 一 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。 二 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。 （新設）	（指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針） 第八十条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。 一・二 （略） <u>三 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護す</u>

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
(新設)	<u>利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u> <u>2 指定訪問リハビリテーション事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u>	(3) 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。 (4) それぞれの利用者について、次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告すること。 (5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第93条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により	(3) 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。 (4) それぞれの利用者について、次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告すること。 (5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第93条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。<u>第174条第2号及び第189条第2号において同じ。</u>）の担当	(新設) <u>三</u> 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。 <u>四</u> それぞれの利用者について、次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告する。 <u>五</u> 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第百十五条第一項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」とい	<u>るため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u> <u>四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> <u>五～七</u> （略）

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。 （訪問リハビリテーション計画の作成） 第55条 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービスの目標、指定訪問リハビリテーションの目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成しなければならない。 2 訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。 3 医師又は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族	者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。 （訪問リハビリテーション計画の作成） 第55条 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービスの目標、指定訪問リハビリテーションの目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成しなければならない。 2 訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。 3 医師又は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族	う。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。 （訪問リハビリテーション計画の作成） 第八十一条 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、当該サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成しなければならない。 2 訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。 3 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はそ	（訪問リハビリテーション計画の作成） 第八十一条 （略） 2・3 （略）

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。 （新設）	に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。 <u>4 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。</u>	の家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 （新設）	<u>4 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。</u>
		4 医師又は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。	5 医師又は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。	4 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。	5 （略）
		5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（条例第73条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第93条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができ	6 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（条例第73条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第93条第1項から第5項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができ	5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第百十五条第一項から第四項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことがで	6 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第百十五条第一項から第五項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができ

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		る。 （運営規程） 第56条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定訪問リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) 虐待の防止のための措置に関する事項 (7) その他運営に関する重要事項 （記録の整備） 第57条 指定訪問リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 訪問リハビリテーション計画 (2) 次条において準用する第14条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録	る。 （運営規程） 第56条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定訪問リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) 虐待の防止のための措置に関する事項 (7) その他運営に関する重要事項 （記録の整備） 第57条 指定訪問リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 訪問リハビリテーション計画 (2) 次条において準用する第14条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録	きる。 （運営規程） 第八十二条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 指定訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額 五 通常の事業の実施地域 六 虐待の防止のための措置に関する事項 七 その他運営に関する重要事項 （記録の整備） 第八十二条の二 指定訪問リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一 訪問リハビリテーション計画 二 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録	る。 （記録の整備） 第八十二条の二 （略） 2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一 （略） 二 次条において準用する第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		（新設） <u>(3)</u> 次条において準用する第20条に <u>規定する市町村</u> への通知に係る記録 <u>(4)</u> 条例第45条において準用する条例第15条第2項に規定する苦情の内容等の記録 <u>(5)</u> 条例第45条において準用する条例第16条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	<u>(3)</u> 条例第44条の2第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 <u>(4)</u> 次条において準用する第20条の <u>規定による市町村</u> への通知に係る記録 <u>(5)</u> 条例第45条において準用する条例第15条第2項に規定する苦情の内容等の記録 <u>(6)</u> 条例第45条において準用する条例第16条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	（新設） <u>三</u> 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録 <u>四</u> 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録 <u>五</u> 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	<u>三</u> 第八十条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 <u>四</u> 次条において準用する第二十六条の <u>規定による市町村</u> への通知に係る記録 <u>五</u> 次条において準用する第三十六条第二項の <u>規定による</u> 苦情の内容等の記録 <u>六</u> 次条において準用する第三十七条第二項の <u>規定による</u> 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
（準用） 第45条 第9条、第10条、第14条から第17条まで及び第28条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第9条並びに第16条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。	（準用） 第45条 第9条、第10条、第14条から第17条まで及び第28条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第9条並びに第16条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。	（準用） 第58条 第4条から第8条まで、第10条から第14条まで、第16条、第20条、第23条から第25条まで、第27条から第29条まで及び第44条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第4条第1項中「第9条」とあるのは「第45条において準用する条例第9条」と、第8条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。	（準用） 第58条 第4条から第8条まで、第10条から第14条まで、第16条、第20条、第23条から第25条まで、第27条から第29条まで及び第44条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第4条第1項中「第9条」とあるのは「第45条において準用する条例第9条」と、第8条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。	（準用） 第八十三条 第八条から第十三条まで、第十五条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十条から第三十三条まで、第三十五条から第三十八条まで、第五十二条及び第六十四条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第八条第一項中「第二十九条」とあるのは「第八十二条」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。	
第6章 居宅療養管理指導	第6章 居宅療養管理指導	第6章 居宅療養管理指導	第6章 居宅療養管理指導	第六章 居宅療養管理指導	
第1節 基本方針	第1節 基本方針			第一節 基本方針	
				（基本方針）	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
第46条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。	第46条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。			第八十四条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。	
第 2 節 人員に関する基準	第 2 節 人員に関する基準	第 1 節 人員に関する基準	第 1 節 人員に関する基準	第二節 人員に関する基準	
第47条 指定居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。）は、次の各号に掲げる当該事業を行う事業所（以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。）の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める指定居宅療養管理指導の提供に当たる従業者（以下この章において「居宅療養管理指導従業者」という。）を置かなければならない。 (1) 病院又は診療所である指	第47条 指定居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。）は、次の各号に掲げる当該事業を行う事業所（以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。）の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める指定居宅療養管理指導の提供に当たる従業者（以下この章において「居宅療養管理指導従業者」という。）を置かなければならない。 (1) 病院又は診療所である指	第59条 指定居宅療養管理指導事業者が病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所ごとに置くべき薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士の員数は、その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数とする。	第59条 指定居宅療養管理指導事業者が病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所ごとに置くべき薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士の員数は、その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数とする。	（従業者の員数） 第八十五条 指定居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この章において「居宅療養管理指導従業者」とする。）の員数は、次に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、次に定めるとおりとする。 一 病院又は診療所である指	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
定居宅療養管理指導事業所 ア 医師又は歯科医師 イ 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士 (2) 薬局である指定介護予防居宅療養管理指導事業所薬剤師 2 居宅療養管理指導従業者に 関し必要な基準は、規則で定める。 3 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者（指定介護予防サービス等基準条例第47条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導（指定介護予防サービス等基準条例第46条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第47条第1項及び第2項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第3節 設備に関する 基準 第48条 指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所又は薬局であって、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な	定居宅療養管理指導事業所 ア 医師又は歯科医師 イ 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士 (2) 薬局である指定介護予防居宅療養管理指導事業所薬剤師 2 居宅療養管理指導従業者に 関し必要な基準は、規則で定める。 3 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者（指定介護予防サービス等基準条例第47条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導（指定介護予防サービス等基準条例第46条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第47条第1項及び第2項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第3節 設備に関する 基準 第48条 指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所又は薬局であって、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な			定居宅療養管理指導事業所 イ 医師又は歯科医師 ロ 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適當数 二 薬局である指定居宅療養管理指導事業所 薬剤師 2 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者（指定介護予防サービス等基準第八十八条第一項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導（指定介護予防サービス等基準第八十七条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第八十八条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第三節 設備に関する 基準 （設備及び備品等） 第八十六条 指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所又は薬局であって、指定居宅療養管理指導の事業の運営に	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
な広さを有しているほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。 2 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第48条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	な広さを有しているほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。 2 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第48条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	第2節 運営に関する基準 (利用料等の受領) 第60条 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定居宅療養管理指導事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の	第2節 運営に関する基準 (利用料等の受領) 第60条 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定居宅療養管理指導事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の	必要な広さを有しているほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。 2 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第八十九条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	
第4節 運営に関する基準	第4節 運営に関する基準			第四節 運営に関する基準 (利用料等の受領) 第八十七条 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定居宅療養管理指導事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第六十三条第一項又は高齢者の医	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
（指定居宅療養管理指導の基本取扱方針） 第49条 指定居宅療養管理指導は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行われなければならない。 2 指定居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	（指定居宅療養管理指導の基本取扱方針） 第49条 指定居宅療養管理指導は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行われなければならない。 2 指定居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定居宅療養管理指導事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定居宅療養管理指導の提供に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。 4 指定居宅療養管理指導事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定居宅療養管理指導事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定居宅療養管理指導の提供に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。 4 指定居宅療養管理指導事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	療の確保に関する法律第六十四条第一項に規定する療養の給付のうち指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定居宅療養管理指導事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定居宅療養管理指導の提供に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。 4 指定居宅療養管理指導事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	（指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針） 第八十九条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一～三 （略）
		（指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針） 第61条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病	（指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針） 第61条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病	（指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針） 第八十九条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うこと。	状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うこと。	状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行う。	
		(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応じるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。	(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応じるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。	二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応じるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行う。	
		(3) 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めること。	(3) 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めること。	三 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。	
(新設)	<u>(身体的拘束等の禁止)</u> <u>第49条の2 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u>			(新設)	<u>四 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u>
(新設)	<u>2 指定居宅療養管理指導事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u>			(新設)	<u>五 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u>
		(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供	(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供	<u>四 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供</u>	<u>六～九 （略）</u>

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。 (5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。 (6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行うこと。 (7) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録すること。 2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅におけ	されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。 (5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。 (6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行うこと。 (7) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録すること。 2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅におけ	されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。 <u>五</u> 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。 <u>六</u> 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。 <u>七</u> それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録する。 2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅におけ	されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。 <u>五</u> 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。 <u>六</u> 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。 <u>七</u> それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録する。 2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一・二 （略）

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		る日常生活の自立に資するよう、適切に行うこと。 (2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。	る日常生活の自立に資するよう、適切に行うこと。 (2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。	る日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。 二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。 (新設) (新設)	<u>三 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u> <u>四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> <u>五～九</u> （略）
		(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。 (4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。 (5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則	(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。 (4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。 (5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則	<u>三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。</u> <u>四 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。</u> <u>五 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則</u>	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		として、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。 (6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行うこと。 (7) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。 3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うこと。 (2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。	として、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。 (6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行うこと。 (7) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。 3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うこと。 (2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。	として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。 <u>六</u> 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。 <u>七</u> それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。 3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。 二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。 (新設)	3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一・二 （略） <u>三 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u>

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		③ 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。 (4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。 （運営規程） 第62条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) 虐待の防止のための措置に関する事項 (7) その他運営に関する重要事項 （記録の整備） 第63条 指定居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備	③ 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。 (4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。 （運営規程） 第62条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) 虐待の防止のための措置に関する事項 (7) その他運営に関する重要事項 （記録の整備） 第63条 指定居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備	(新設) 三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。 四 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。 （運営規程） 第九十条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額 五 通常の事業の実施地域 六 虐待の防止のための措置に関する事項 七 その他運営に関する重要事項 （記録の整備） 第九十条の二 指定居宅療養管理指導事業者は、従業者、設	<u>四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> <u>五・六</u> （略） （記録の整備） 第九十条の二 （略）

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 次条において準用する第14条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (新設)	品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 次条において準用する第14条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (2) <u>条例第49条の2第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u>	備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (新設)	2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一 次条において準用する第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>二 第八十九条第一項第五号、第二項第四号及び第三項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> 三 次条において準用する第二十六条の規定による市町村への通知に係る記録 <u>四 次条において準用する第三十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録</u> <u>五 次条において準用する第三十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u>
(準用) 第50条 第9条、第10条、第14条から第17条まで及び第28条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第9条並びに第16条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。	(準用) 第50条 第9条、第10条、第14条から第17条まで及び第28条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第9条並びに第16条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。	(準用) 第64条 第4条から第8条まで、第11条、第13条、第14条、第16条、第20条、第23条から第25条まで、第27条から第29条まで及び第44条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業	(準用) 第64条 第4条から第8条まで、第11条、第13条、第14条、第16条、第20条、第23条から第25条まで、第27条から第29条まで及び第44条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業	(準用) 第九十一条 第八条から第十三条まで、第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十条から第三十三条まで、第三十五条から第三十八条まで、第五十二条及び第六十四条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合におい	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
第7章 通所介護 第1節 基本方針 第51条 指定居宅サービスに該当する通所介護（以下「指定通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。 第2節 人員に関する基準 （従業者） 第52条 指定通所介護の事業を行う者（以下「指定通所介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指	第7章 通所介護 第1節 基本方針 第51条 指定居宅サービスに該当する通所介護（以下「指定通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。 第2節 人員に関する基準 （従業者） 第52条 指定通所介護の事業を行う者（以下「指定通所介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指	者」と、第4条第1項中「第9条」とあるのは「第50条において準用する条例第9条」と、第8条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第13条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。 第7章 通所介護 第1節 人員に関する基準 第65条 条例第52条第1項各号に掲げる通所介護従業者（第3節において「通所介護従業者」という。）の員数は、次	者」と、第4条第1項中「第9条」とあるのは「第50条において準用する条例第9条」と、第8条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第13条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。 第7章 通所介護 第1節 人員に関する基準 第65条 条例第52条第1項各号に掲げる通所介護従業者（第3節において「通所介護従業者」という。）の員数は、次	て、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、第八条第一項中「第二十九条」とあるのは「第九十条」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第十八条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。 第七章 通所介護 第一節 基本方針 （基本方針） 第九十二条 指定居宅サービスに該当する通所介護（以下「指定通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。 第二節 人員に関する基準 （従業者の員数） 第九十三条 指定通所介護の事業を行う者（以下「指定通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
定通所介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる指定通所介護の提供に当たる従業者（以下この節から第４節までにおいて「通所介護従業者」という。）を置かなければならない。	定通所介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる指定通所介護の提供に当たる従業者（以下この節から第４節までにおいて「通所介護従業者」という。）を置かなければならない。	の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。	の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。	「指定通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第四節までにおいて「通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。	
(1) 生活相談員	(1) 生活相談員	(1) 生活相談員 指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数	(1) 生活相談員 指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数	一 生活相談員 指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数	
(2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）	(2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）	(2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が１以上確保されるために必要と認められる数	(2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が１以上確保されるために必要と認められる数	二 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数	
(3) 介護職員	(3) 介護職員	(3) 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数で除して得た数が利用者（当該指定通所介護事業者が条例第52条第３項に規定する第１号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第１号通所事業とが同一の事業所に	(3) 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数で除して得た数が利用者（当該指定通所介護事業者が条例第52条第３項に規定する第１号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第１号通所事業とが同一の事業所に	三 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数で除して得た数が利用者（当該指定通所介護事業者が法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定め	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
(4) 機能訓練指導員 2 前項各号に掲げる通所介護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。	(4) 機能訓練指導員 2 前項各号に掲げる通所介護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。	において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15以下の場合にあつては1以上、15を超える場合にあつては15を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数 (4) 機能訓練指導員 1以上 2 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、前項第3号の介護職員を、常時1人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。 3 第1項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。 4 前3項の指定通所介護の単位は、指定通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。 5 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。 6 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常	において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15以下の場合にあつては1以上、15を超える場合にあつては15を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数 (4) 機能訓練指導員 1以上 2 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、前項第3号の介護職員を、常時1人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。 3 第1項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。 4 前3項の指定通所介護の単位は、指定通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。 5 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。 6 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常	るものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は当該第一号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が十五人までの場合にあつては一以上、十五人を超える場合にあつては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数 四 機能訓練指導員 一以上 2 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、前項第三号の介護職員を、常時一人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。 3 第一項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。 4 前三項の指定通所介護の単位は、指定通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。 5 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。 6 第一項の生活相談員又は介護職員のうち一人以上は、常	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
3 指定通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、第1項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者） 第53条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 第3節 設備に関する基準 第54条 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室、事務室及び便所を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提	3 指定通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、第1項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者） 第53条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 第3節 設備に関する基準 第54条 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室、事務室及び便所を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提	勤でなければならない。 第2節 設備に関する基準	勤でなければならない。 第2節 設備に関する基準	勤でなければならない。 7 指定通所介護事業者が第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者） 第九十四条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 第三節 設備に関する基準 （設備及び備品等） 第九十五条 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に	（管理者） 第九十四条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 2 前項に定める設備に関し必要な基準は、規則で定める。	供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 2 前項に定める設備に関し必要な基準は、規則で定める。	第66条 条例第54条第1項に定める設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 食堂及び機能訓練室 ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに当該指定通所介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。）の数を乗じて得た面積以上とすること。 イ アにかかわらず、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができること。 (2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。 (3) 手すり 利用者の安全性を確保するために必要な箇所に設けること。 2 条例第54条第1項に定める設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。 3 前項ただし書の場合（指定	第66条 条例第54条第1項に定める設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 食堂及び機能訓練室 ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに当該指定通所介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。）の数を乗じて得た面積以上とすること。 イ アにかかわらず、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができること。 (2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。 (3) 手すり 利用者の安全性を確保するために必要な箇所に設けること。 2 条例第54条第1項に定める設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。 3 前項ただし書の場合（指定	必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 一 食堂及び機能訓練室 イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに当該指定通所介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。）を乗じて得た面積以上とすること。 ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。 二 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。 3 第一項に掲げる設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。 4 前項ただし書の場合（指定	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
3 指定通所介護事業者が第52条第3項に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第4節 運営に関する基準	3 指定通所介護事業者が第52条第3項に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第4節 運営に関する基準	通所介護事業者が条例第54条第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。 第3節 運営に関する基準 （利用料等の受領） 第67条 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当し	通所介護事業者が条例第54条第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。 第3節 運営に関する基準 （利用料等の受領） 第67条 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当し	通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定通所介護事業者に係る指定を行った都道府県知事（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）に届け出るものとする。 5 指定通所介護事業者が第九十三条第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第一項から第三項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第四節 運営に関する基準 （利用料等の受領） 第九十六条 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当し	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		ない指定通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1) 利用者の選定により通常 の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 (2) 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用 (3) 食事の提供に要する費用 (4) おむつ代 (5) 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5 指定通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行	ない指定通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1) 利用者の選定により通常 の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 (2) 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用 (3) 食事の提供に要する費用 (4) おむつ代 (5) 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5 指定通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行	ない指定通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定通所介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 一 利用者の選定により通常 の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 二 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用 三 食事の提供に要する費用 四 おむつ代 五 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 4 前項第三号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5 指定通所介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
（指定通所介護の基本取扱方針） 第55条 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 2 指定通所介護事業者は、自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	（指定通所介護の基本取扱方針） 第55条 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 2 指定通所介護事業者は、自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 <u>（身体的拘束等の禁止）</u> <u>第55条の2 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u>	い、利用者の同意を得なければならない。 （指定通所介護の具体的取扱方針） 第68条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 指定通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。 (2) 通所介護従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。	い、利用者の同意を得なければならない。 （指定通所介護の具体的取扱方針） 第68条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 指定通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。 (2) 通所介護従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。	い、利用者の同意を得なければならない。 （指定通所介護の基本取扱方針） 第九十七条 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 2 指定通所介護事業者は、自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 （指定通所介護の具体的取扱方針） 第九十八条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一 指定通所介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。 二 通所介護従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。 （新設） （新設）	（指定通所介護の具体的取扱方針） 第九十八条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一・二 （略） <u>三 指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u> <u>四 前号の身体的拘束等を行</u>

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
（新設）	<u>2 指定通所介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u>	(3) 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。 (4) 指定通所介護は、常にご利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供すること。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えること。 （通所介護計画の作成） 第69条 指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成しなければならない。 2 通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。 3 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について	(3) 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。 (4) 指定通所介護は、常にご利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供すること。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えること。 （通所介護計画の作成） 第69条 指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成しなければならない。 2 通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。 3 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について	三 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。 四 指定通所介護は、常にご利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供すること。特に、認知症（法第五条の二第一項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。 （通所介護計画の作成） 第九十九条 指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成しなければならない。 2 通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。 3 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について	<u>う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> 五・六 （略）

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		て利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。 4 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付しなければならない。 5 通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。 （運営規程） 第70条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定通所介護の利用定員の数 (5) 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 (6) 通常の事業の実施地域 (7) サービス利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他運営に関する重要事項	て利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。 4 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付しなければならない。 5 通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。 （運営規程） 第70条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定通所介護の利用定員の数 (5) 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 (6) 通常の事業の実施地域 (7) サービス利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他運営に関する重要事項	て利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 4 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付しなければならない。 5 通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。 （運営規程） 第百条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章（第五節を除く。）において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 指定通所介護の利用定員 五 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 六 通常の事業の実施地域 七 サービス利用に当たっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 虐待の防止のための措置に関する事項 十一 その他運営に関する重要事項	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		（勤務体制の確保等） 第71条 指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供できるよう、指定通所介護事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、当該指定通所介護事業所の従業員によって指定通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 指定通所介護事業者は、通所介護従業員の具体的な研修計画を策定するとともに、通所介護従業員に対し、研修機関又は当該指定通所介護事業者が実施する研修その他その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 4 指定通所介護事業者は、利用者の人権の擁護、高齢者虐待の防止等のため、通所介護従業員に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。 5 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優	（勤務体制の確保等） 第71条 指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供できるよう、指定通所介護事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、当該指定通所介護事業所の従業員によって指定通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 指定通所介護事業者は、通所介護従業員の具体的な研修計画を策定するとともに、通所介護従業員に対し、研修機関又は当該指定通所介護事業者が実施する研修その他その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 4 指定通所介護事業者は、利用者の人権の擁護、高齢者虐待の防止等のため、通所介護従業員に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。 5 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優	（勤務体制の確保等） 第百一条 指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供できるよう、指定通所介護事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、当該指定通所介護事業所の従業員によって指定通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 指定通所介護事業者は、通所介護従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
（非常災害対策） 第56条 指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。 2 指定通所介護事業者は、前項に規定する具体的計画を立てる際には、想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ立てるよう努めなければならない。 3 指定通所介護事業者は、第1項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	（非常災害対策） 第56条 指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。 2 指定通所介護事業者は、前項に規定する具体的計画を立てる際には、想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ立てるよう努めなければならない。 3 指定通所介護事業者は、第1項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 （定員の遵守） 第72条 指定通所介護事業者は、利用定員の数を超過して指定通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 （衛生管理等） 第73条 指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要	越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 （定員の遵守） 第72条 指定通所介護事業者は、利用定員の数を超過して指定通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 （衛生管理等） 第73条 指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要	越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 （定員の遵守） 第百二条 指定通所介護事業者は、利用定員を超過して指定通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。 （非常災害対策） 第百三条 指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 2 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。 （衛生管理等） 第百四条 指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		な措置を講じなければならない。 2 指定通所介護事業者は、その指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。 (2) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。 （地域との連携等） 第73条の2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。 2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その	な措置を講じなければならない。 2 指定通所介護事業者は、その指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。 (2) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。 （地域との連携等） 第73条の2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。 2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その	な措置を講じなければならない。 2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。 二 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 三 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。 （地域との連携等） 第百四条の二 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。 2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
（事故発生時の対応） 第56条の2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 4 指定通所介護事業者は、第54条第1項に定める設備を利用し、夜間及び深夜に、指定通所介護以外のサービスを提供したことにより事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。	（事故発生時の対応） 第56条の2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 4 指定通所介護事業者は、第54条第1項に定める設備を利用し、夜間及び深夜に、指定通所介護以外のサービスを提供したことにより事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。	他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。	他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。	他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。 （事故発生時の対応） 第百四条の三 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 4 指定通所介護事業者は、第九十五条第四項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。	
		（記録の整備）	（記録の整備）	（記録の整備）	（記録の整備）

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		第74条 指定通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 通所介護計画 (2) 次条において準用する第14条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (新設) <u>(3) 次条において準用する第20条に規定する市町村への通知に係る記録</u> <u>(4) 条例第57条において準用する条例第15条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u> <u>(5) 条例第56条の2第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> (準用) 第57条 第9条、第10条、第12条、第14条、第15条、第16条の2、第17条及び第28条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条、第12条、第16条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「通所介護従業者」と読み替えるものとする。	第74条 指定通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 通所介護計画 (2) 次条において準用する第14条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>(3) 条例第55条の2第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> <u>(4) 次条において準用する第20条の規定による市町村への通知に係る記録</u> <u>(5) 条例第57条において準用する条例第15条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u> <u>(6) 条例第56条の2第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> (準用) 第75条 第4条から第12条まで、第14条、第16条、第20条、第23条の2、第25条、第26条、第27条及び第29条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第4条第1項中「第9条」とあるのは「第57条において準用する条例第9条」と、第23条の2第2項及び第25条第1項中「訪問介護員	第百四条の四 指定通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一 通所介護計画 二 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (新設) <u>三 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録</u> <u>四 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録</u> <u>五 前条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> (準用) 第百五条 第八条から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十条の二、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条の二、第三十八条及び第五十二条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第二十九条」と	第百四条の四 （略） 2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一 （略） 二 次条において準用する第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>三 第九十八条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> <u>四 次条において準用する第二十六条の規定による市町村への通知に係る記録</u> <u>五 次条において準用する第三十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録</u> <u>六 前条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u>

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
第 5 節 共生型居宅サービスに関する基準 （共生型通所介護の基準） 第58条 通所介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障がい福祉サービス等基準条例第81条第 1 項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障がい福祉サービス等基準条例第144条第 1 項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障がい福祉サービス等基準条例第154条第 1 項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第54号。以下この条において「指定障がい児通所支援等基準条例」という。）第 6 条第 1 項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 7 条第 2 項に	第 5 節 共生型居宅サービスに関する基準 （共生型通所介護の基準） 第58条 通所介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障がい福祉サービス等基準条例第81条第 1 項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障がい福祉サービス等基準条例第144条第 1 項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障がい福祉サービス等基準条例第154条第 1 項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第54号。以下この条において「指定障がい児通所支援等基準条例」という。）第 6 条第 1 項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 7 条第 2 項に	等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。 第 4 節 共生型居宅サービスに関する基準	等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。 第 4 節 共生型居宅サービスに関する基準	あるのは「第百条」と、同項、第二十七条、第三十条の二第二項、第三十二条第一項並びに第三十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。 第五節 共生型居宅サービスに関する基準 （共生型通所介護の基準） 第百五条の二 通所介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第百五十六条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定障がい児通所支援等基準条例第5条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定障がい児通所支援等基準条例第68条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定障がい児通所支援等基準条例第67条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。 (1) 指定生活介護事業所（指定障がい福祉サービス等基準条例第81条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障がい福祉サービス等基準条例第144条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障がい福祉サービス等基準条例第154条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定障がい児通所支援等基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指	規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定障がい児通所支援等基準条例第5条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定障がい児通所支援等基準条例第68条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定障がい児通所支援等基準条例第67条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。 (1) 指定生活介護事業所（指定障がい福祉サービス等基準条例第81条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障がい福祉サービス等基準条例第144条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障がい福祉サービス等基準条例第154条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定障がい児通所支援等基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指			第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第四条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。 一 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第一百五十六条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
定放課後等デイサービス事業所（指定障がい児通所支援等基準条例第68条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。） （以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障がい福祉サービス等基準条例第80条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障がい福祉サービス等基準条例第143条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障がい福祉サービス等基準条例第153条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。 (2) 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 （準用） 第59条 第9条、第10条、第12条、第14条、第15条、第16条の2、第17条、第28条、第51	定放課後等デイサービス事業所（指定障がい児通所支援等基準条例第68条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。） （以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障がい福祉サービス等基準条例第80条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障がい福祉サービス等基準条例第143条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障がい福祉サービス等基準条例第153条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。 (2) 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 （準用） 第59条 第9条、第10条、第12条、第14条、第15条、第16条の2、第17条、第28条、第51			六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第七十七条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第百五十五条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第百六十五条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。 二 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 （準用） 第百五条の三 第八条から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
条及び第53条並びに前節（第57条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条、第12条並びに第16条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者」と、第56条の2第4項中「第54条第1項に定める設備」とあるのは「共生型通所介護事業所の設備」と読み替えるものとする。	条及び第53条並びに前節（第57条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条、第12条並びに第16条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者」と、第56条の2第4項中「第54条第1項に定める設備」とあるのは「共生型通所介護事業所の設備」と読み替えるものとする。	26条、第27条、第29条及び第66条第3項並びに前節（前条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第4条第1項中「第9条」とあるのは「第59条において準用する条例第9条」と、第23条の2第2項及び第25条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「条例第58条に規定する共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第66条第3項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が条例第54条第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第68条第2号、第69条第5項、第71条第3項から第5項まで並びに第73条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第74条第2項第2号中「次条において準用する第14条第2項」とあるのは「第14条第2項」と、 <u>同項第3号</u> 中「次条において準用する第20条」とあるのは「第20条」と、 <u>同項第4号</u> 中「条例第57条において準用する条例第15条第2項」とあるのは「条例第15条第2項」と読み替えるものとする。	26条、第27条、第29条及び第66条第3項並びに前節（前条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第4条第1項中「第9条」とあるのは「第59条において準用する条例第9条」と、第23条の2第2項及び第25条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「条例第58条に規定する共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、 <u>第25条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と</u> 、第66条第3項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が条例第54条第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第68条第2号、第69条第5項、第71条第3項から第5項まで並びに第73条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第74条第2項第2号中「次条において準用する第14条第2項」とあるのは「第14条第2項」と、 <u>同項第4号</u> 中「次条において準用する第20条」とあるのは「第20条」と、 <u>同項第5号</u> 中「条例第57条において準用する条例第15条第2項」とあるのは「条例第15条第2項」と読み替えるものとする。	条、第三十条の二、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条の二、第三十八条、第五十二条、第九十二条、第九十四条及び第九十五条第四項並びに前節（第百五条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第二十九条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第百条に規定する運営規程をいう。第三十二条第一項において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第二十七条、第三十条の二第二項、第三十二条第一項並びに第三十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第九十五条第四項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第九十八条第二号、第九十九条第五項、第一百条第三項及び第四項並びに第一百四条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第百四条の四第二項第二号中「次条において準用する第十九条第二	条、第三十条の二、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条の二、第三十八条、第五十二条、第九十二条、第九十四条及び第九十五条第四項並びに前節（第百五条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第二十九条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第百条に規定する運営規程をいう。第三十二条第一項において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第二十七条、第三十条の二第二項、第三十二条第一項並びに第三十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第九十五条第四項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第九十八条第二号、第九十九条第五項、第一百条第三項及び第四項並びに第一百四条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第百四条の四第二項第二号中「次条において準用する第十九条第二

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
				項」とあるのは「第十九条第二項」と、 <u>同項第三号</u> 中「次条において準用する第二十六条」とあるのは「第二十六条」と、 <u>同項第四号</u> 中「次条において準用する第三十六条第二項」とあるのは「第三十六条第二項」と読み替えるものとする。	項」とあるのは「第十九条第二項」と、 <u>同項第四号</u> 中「次条において準用する第二十六条」とあるのは「第二十六条」と、 <u>同項第五号</u> 中「次条において準用する第三十六条第二項」とあるのは「第三十六条第二項」と読み替えるものとする。
第60条 削除 第61条 削除 第62条 削除 第63条 削除 第64条 削除 第65条 削除 第66条 削除 第67条 削除	第60条 削除 第61条 削除 第62条 削除 第63条 削除 第64条 削除 第65条 削除 第66条 削除 第67条 削除	第77条 削除 第78条 削除 第79条 削除 第80条 削除 第81条 削除 第82条 削除 第83条 削除 第84条 削除 第85条 削除 第86条 削除	第77条 削除 第78条 削除 第79条 削除 第80条 削除 第81条 削除 第82条 削除 第83条 削除 第84条 削除 第85条 削除 第86条 削除	第百五条の四 削除 第百五条の五 削除 第百五条の六 削除 第百五条の七 削除 第百五条の八 削除 第百五条の九 削除 第百五条の十 削除 第百五条の十一 削除 第百五条の十二 削除 第百五条の一三 削除 第百五条の一四 削除 第百五条の一五 削除 第百五条の一六 削除 第百五条の一七 削除 第百五条の一八 削除 第百五条の一九 削除	
第 6 節 基準該当居宅サービスに関する基準	第 6 節 基準該当居宅サービスに関する基準	第 5 節 基準該当居宅サービスに関する基準	第 5 節 基準該当居宅サービスに関する基準	第六節 基準該当居宅サービスに関する基準	
（従業者） 第68条 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当通所介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当通所介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「基準該当通所介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる基準該当通所介護の提供に当たる従業者	（従業者） 第68条 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当通所介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当通所介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「基準該当通所介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる基準該当通所介護の提供に当たる従業者	（従業者の員数） 第87条 条例第68条第 1 項各号に掲げる通所介護従業者の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。	（従業者の員数） 第87条 条例第68条第 1 項各号に掲げる通所介護従業者の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。	（従業者の員数） 第百六条 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当通所介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節において「通所介護従業	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
（以下この節において「通所介護従業者」という。）を置かなければならない。 (1) 生活相談員 (2) 看護職員 (3) 介護職員	（以下この節において「通所介護従業者」という。）を置かなければならない。 (1) 生活相談員 (2) 看護職員 (3) 介護職員	(1) 生活相談員 基準該当通所介護の提供日ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数 (2) 看護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数 (3) 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間数で除して得た数が利用者（当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と条例第68条第3項に規定する第1号通所事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当通所介護又は第1号通所事業の利用者。以下この条及び次条において同じ。）の数が15以下の場合にあつては1以上、15を超える場合にあつては15を超	(1) 生活相談員 基準該当通所介護の提供日ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数 (2) 看護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数 (3) 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間数で除して得た数が利用者（当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と条例第68条第3項に規定する第1号通所事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当通所介護又は第1号通所事業の利用者。以下この条及び次条において同じ。）の数が15以下の場合にあつては1以上、15を超える場合にあつては15を超	者」という。）の員数は、次のとおりとする。 一 生活相談員 基準該当通所介護の提供日ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数 二 看護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数 三 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間数で除して得た数が利用者（当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所におけ	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
(4) 機能訓練指導員 2 前項各号に掲げる通所介護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。	(4) 機能訓練指導員 2 前項各号に掲げる通所介護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。	える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数 (4) 機能訓練指導員 1以上 2 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護の単位ごとに、前項第3号の介護職員を、常時1人以上当該基準該当通所介護に従事させなければならない。 3 第1項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。 4 前3項の基準該当通所介護の単位は、基準該当通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいうものとする。 5 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。	える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数 (4) 機能訓練指導員 1以上 2 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護の単位ごとに、前項第3号の介護職員を、常時1人以上当該基準該当通所介護に従事させなければならない。 3 第1項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。 4 前3項の基準該当通所介護の単位は、基準該当通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいうものとする。 5 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。	る基準該当通所介護又は当該第一号通所事業の利用者。以下この条及び第百八条において同じ。)の数が十五人までの場合にあつては一以上、十五人を超える場合にあつては十五人を超える部分の数を5で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数 四 機能訓練指導員 一以上 2 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護の単位ごとに、前項第三号の介護職員を、常時一人以上当該基準該当通所介護に従事させなければならない。 3 第一項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。 4 前三項の基準該当通所介護の単位は、基準該当通所介護であってその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいうものとする。 5 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。 6 基準該当通所介護の事業と第一項第三号に規定する第一号通所事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定め	
3 基準該当通所介護の事業と法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに	3 基準該当通所介護の事業と法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに				

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
該当するものとして市町村が定めるものに限る。）とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第１号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、第１項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	該当するものとして市町村が定めるものに限る。）とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第１号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、第１項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。			る当該第一号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	
（管理者） 第69条 基準該当通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事し、又は <u>同一敷地内にある</u> 他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	（管理者） 第69条 基準該当通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。			（管理者） 第百七条 基準該当通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事し、又は <u>同一敷地内にある</u> 他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	（管理者） 第百七条 基準該当通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
（設備及び備品等） 第70条 基準該当通所介護事業所は、食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所、事務連絡のための場所及び便所を確保するとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに基準該当通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	（設備及び備品等） 第70条 基準該当通所介護事業所は、食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所、事務連絡のための場所及び便所を確保するとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに基準該当通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。			（設備及び備品等） 第百八条 基準該当通所介護事業所には、食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所、事務連絡のための場所を確保するとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに基準該当通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。	
2 前項に定める設備に関し必要な基準は、規則で定める。	2 前項に定める設備に関し必要な基準は、規則で定める。	（設備） 第88条 条例第70条第１項に定める設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所 ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合	（設備） 第88条 条例第70条第１項に定める設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所 ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合	2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 一 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所 イ 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、そ	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		計した面積は、3平方メートルに当該基準該当通所介護事業所の利用定員（当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）の数を乗じて得た面積以上とすること。	計した面積は、3平方メートルに当該基準該当通所介護事業所の利用定員（当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）の数を乗じて得た面積以上とすること。	れぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに当該基準該当通所介護事業所の利用定員（当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）を乗じて得た面積以上とすること。	
		イ アにかかわらず、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができること。	イ アにかかわらず、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができること。	ロ イにかかわらず、食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。	
		(2) 生活相談を行う場所 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。	(2) 生活相談を行う場所 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。	二 生活相談を行う場所 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。	
		(3) 手すり 利用者の安全性を確保するために必要な箇所設けること。	(3) 手すり 利用者の安全性を確保するために必要な箇所設けること。		
		2 条例第70条第1項に定める設備は、専ら当該基準該当通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準該当通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。	2 条例第70条第1項に定める設備は、専ら当該基準該当通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準該当通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。	3 第一項に掲げる設備は、専ら当該基準該当通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準該当通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。	
3 基準該当通所介護の事業と第68条第3項に規定する第1号通所事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、市町村の定める当該第1号通所事業の設備に関	3 基準該当通所介護の事業と第68条第3項に規定する第1号通所事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、市町村の定める当該第1号通所事業の設備に関			4 基準該当通所介護の事業と第百六条第一項第三号に規定する第一号通所事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、市町村の定める当該第一号通所事業の	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
する基準を満たすことをもって、第１項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （準用） 第71条 第９条、第10条、第12条、第14条、第15条（第５項及び第６項を除く。）、第16条の２、第17条、第28条及び第51条並びに第４節（第57条を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第９条、第12条並びに第16条の２第１号及び第３号中「訪問介護員等」とあるのは、「通所介護従業者」と読み替えるものとする。	する基準を満たすことをもって、第１項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （準用） 第71条 第９条、第10条、第12条、第14条、第15条（第５項及び第６項を除く。）、第16条の２、第17条、第28条及び第51条並びに第４節（第57条を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第９条、第12条並びに第16条の２第１号及び第３号中「訪問介護員等」とあるのは、「通所介護従業者」と読み替えるものとする。	（準用） 第89条 第４条から第９条まで、第11条、第12条、第14条、第16条、第20条、第23条の２、第25条、第26条、第27条及び第29条並びに第３節（第67条第１項及び第75条を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第４条第１項中「第９条」とあるのは「第71条において準用する条例第９条」と、第14条第１項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第６項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第16条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第23条の２第２項及び第25条第１項中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第67条第２項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、第74条第２項第２号及び第３号中「次条」とあるのは「第89条」と、同項第４号及び第５号中「第57条」とあるのは「第71条」と読み替えるものとする。	（準用） 第89条 第４条から第９条まで、第11条、第12条、第14条、第16条、第20条、第23条の２、第25条、第26条、第27条及び第29条並びに第３節（第67条第１項及び第75条を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第４条第１項中「第９条」とあるのは「第71条において準用する条例第９条」と、第14条第１項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第６項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第16条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第23条の２第２項及び第25条第１項中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第67条第２項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、第74条第２項第２号中「次条」とあるのは「<u>第89条</u>」と、<u>同項第３号中「第55条の２第２項」とあるのは「第71条において準用する条例第55条の２第２項」と、同項第４号中「次条」とあるのは「第89条」と、同項</u>	設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （準用） 第百九条 第八条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十条の二、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条、第三十六条（第五項及び第六項を除く。）、第三十七条の二、第三十八条、第五十二条、第九十二条及び第四節（第九十六条第一項及び第百五条を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第二十九条」とあるのは「第百条」と、同項、第二十七条、第三十条の二第二項、第三十二条第一項並びに第三十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第十九条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第九十六条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものと	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
第 8 章 通所リハビリテーション 第 1 節 基本方針 第72条 指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。 第 2 節 人員に関する基準 第73条 指定通所リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定通所リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定通所リハビリテーション事業所」という。）ごとに、次に掲げる指定通所リハビリテーションの提供に当た	第 8 章 通所リハビリテーション 第 1 節 基本方針 第72条 指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。 第 2 節 人員に関する基準 第73条 指定通所リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定通所リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定通所リハビリテーション事業所」という。）ごとに、次に掲げる指定通所リハビリテーションの提供に当た	第 8 章 通所リハビリテーション 第 1 節 人員に関する基準 第90条 条例第73条第 1 項各号に掲げる通所リハビリテーション従業者の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。	<u>第 5 号中「第57条」とあるのは「第71条」と、同項第 6 号中「第56条の 2 第 2 項」とあるのは「第71条において準用する条例第56条の 2 第 2 項」と読み替えるものとする。</u> 第 8 章 通所リハビリテーション 第 1 節 人員に関する基準 第90条 条例第73条第 1 項各号に掲げる通所リハビリテーション従業者の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。	する。 第八章 通所リハビリテーション 第一節 基本方針 （基本方針） 第百十条 指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。 第二節 人員に関する基準 （従業者の員数） 第百十一条 指定通所リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定通所リハビリテーション事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「指定通所リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき指定通所リハビリテーションの提供に当た	（従業者の員数） 第百十一条 （略）

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
る従業者（以下「通所リハビリテーション従業者」という。）を置かなければならない。 (1) 医師 (2) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）若しくは介護職員 2 前項各号に掲げる通所リハビリテーション従業者に関し必要な基準は、規則で定める。	る従業者（以下「通所リハビリテーション従業者」という。）を置かなければならない。 (1) 医師 (2) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）若しくは介護職員 2 前項各号に掲げる通所リハビリテーション従業者に関し必要な基準は、規則で定める。	(1) 医師 指定通所リハビリテーションの提供に必要な1以上の数 (2) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数 ア 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者（当該指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が10以下の場合にあつてはその提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間」という。）を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若し	(1) 医師 指定通所リハビリテーションの提供に必要な1以上の数 (2) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数 ア 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者（当該指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が10以下の場合にあつてはその提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間」という。）を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若し	る従業者（以下「通所リハビリテーション従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。 一 医師 指定通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数 二 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数 イ 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者（当該指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準第百十七条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準第百十六条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が十人以下の場合は、その提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間」という。）を通	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		くは介護職員の数が1以上確保されていること、利用者の数が10を超える場合にあっては提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。 イ アに掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が100又はその端数を増すごとに1以上確保されていること。 2 指定通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第2号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。 (1) 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が10以下の場合にあっては提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること、利用者の数が10を超える場合にあっては提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士	くは介護職員の数が1以上確保されていること、利用者の数が10を超える場合にあっては提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。 イ アに掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が100又はその端数を増すごとに1以上確保されていること。 2 指定通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第2号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。 (1) 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が10以下の場合にあっては提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士	じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が一以上確保されていること、又は、利用者の数が十人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。 ロ イに掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が百又はその端数を増すごとに一以上確保されていること。 2 指定通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第二号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。 一 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が十人以下の場合は、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が一以上確保されていること、又は、利用者の数が十人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若	2・3 （略）

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。 (2) 前号に掲げる人員のうち専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに1年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、0.1以上確保されること。 3 第1項第1号の医師は、常勤でなければならない。	若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。 (2) 前号に掲げる人員のうち専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに1年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、0.1以上確保されること。 3 第1項第1号の医師は、常勤でなければならない。	しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。 二 前号に掲げる人員のうち専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに一年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、〇・一以上確保されること。 3 第一項第一号の医師は、常勤でなければならない。 (新設)	
(新設)	<u>3 指定通所リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条例第4条第1項及び同条第2項の規定に基づく規則又は介護医療院基準条例第4条第1項及び同条第2項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項の規定に基づく規則に規定する基準（医師に係るものに限る。）を満たしているものとみなすことができる。</u>				<u>4 指定通所リハビリテーション事業所が法第七十二条第一項の規定により法第四十一条第一項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準第二条又は介護医療院基準第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u>
3 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準条例第63条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受	4 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準条例第63条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受			4 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合について	5 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合について

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準条例第62条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第63条第1項及び第2項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準条例第62条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第63条第1項及び同条第2項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項及び第2項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。			は、指定介護予防サービス等基準第百十七条第一項から第 <u>三項</u> までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、 <u>前三項</u> に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	は、指定介護予防サービス等基準第百十七条第一項から第 <u>四項</u> までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、 <u>前各項</u> に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
第3節 設備に関する基準	第3節 設備に関する基準	第2節 設備に関する基準	第2節 設備に関する基準	第三節 設備に関する基準	
第74条 指定通所リハビリテーション事業所は、指定通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等及び便所を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備、指定通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具その他指定通所リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 2 前項に定める設備に関し必要な基準は、規則で定める。	第74条 指定通所リハビリテーション事業所は、指定通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等及び便所を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備、指定通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具その他指定通所リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 2 前項に定める設備に関し必要な基準は、規則で定める。	第91条 条例第74条第1項に定める専用の部屋等の面積は、3平方メートルに利用定員の数（当該指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。）を乗じた面積以上としなければならない。ただし、当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。	第91条 条例第74条第1項に定める専用の部屋等の面積は、3平方メートルに利用定員の数（当該指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。）を乗じた面積以上としなければならない。ただし、当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。	（設備に関する基準） 第百十二条 指定通所リハビリテーション事業所は、指定通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であって、三平方メートルに利用定員（当該指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。）を乗じた面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
3 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第64条第1項及び第2項の規定に基づく規則に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第4節 運営に関する基準 （指定通所リハビリテーションの基本取扱方針） 第75条 指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 2 指定通所リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	3 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第64条第1項及び第2項の規定に基づく規則に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項及び第2項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第4節 運営に関する基準 （指定通所リハビリテーションの基本取扱方針） 第75条 指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 2 指定通所リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	2 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所の利用者の安全性を確保するために必要な箇所に、手すりを設けるものとする。 第3節 運営に関する基準	2 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所の利用者の安全性を確保するために必要な箇所に、手すりを設けるものとする。 第3節 運営に関する基準	を加えるものとする。 2 指定通所リハビリテーション事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を備えなければならない。 3 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百十八条第一項及び第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第四節 運営に関する基準 （指定通所リハビリテーションの基本取扱方針） 第百十三条 指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 2 指定通所リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		（指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針） 第92条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第1項に規定する通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に行うこと。 (2) 通所リハビリテーション従業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。	（指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針） 第92条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第1項に規定する通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に行うこと。 (2) 通所リハビリテーション従業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。 (3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、	（指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針） 第百十四条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。 一 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第一項に規定する通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。 二 通所リハビリテーション従業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。 （新設） （新設） 三 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、	（指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針） 第百十四条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。 一・二 （略） 三 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 五・六 （略）
（新設）	<u>（身体的拘束等の禁止）</u> <u>第75条の2 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u>				
（新設）	<u>2 指定通所リハビリテーション事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u>				

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		利用者に対し適切なサービスを提供すること。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整えること。 (4) 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。 （通所リハビリテーション計画の作成） 第93条 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる通所リハビリテーション従業者（以下「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成しなければならない。 2 通所リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。 3 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対	利用者に対し適切なサービスを提供すること。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整えること。 (4) 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。 （通所リハビリテーション計画の作成） 第93条 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる通所リハビリテーション従業者（以下「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成しなければならない。 2 通所リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。 3 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対	利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。 <u>四</u> 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。 （通所リハビリテーション計画の作成） 第百十五条 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる通所リハビリテーション従業者（以下「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成しなければならない。 2 通所リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。 3 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対	（通所リハビリテーション計画の作成） 第百十五条 （略） 2・3 （略）

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。 （新設）	して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。 <u>4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。</u> <u>5 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。</u> <u>6 通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載するものとする</u> <u>6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第55条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第1項から第4項までに</u>	して説明し、利用者の同意を得なければならない。 （新設）	<u>4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。</u> <u>5・6</u> （略） <u>7 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第八十一条第一項から第五項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第一項から第四項ま</u>

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
（管理者等の責務） 第76条 指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。 2 指定通所リハビリテーション事業所の管理者又は前項の管理を代行する者は、指定通所リハビリテーション事業所の従業者にこの節及びこの条例に基づく規則の規定（指定通所リハビリテーションの運営に関する基準に係る規定に限る。）を遵守させるための必要な指揮命令を行うものとする。	（管理者等の責務） 第76条 指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。 2 指定通所リハビリテーション事業所の管理者又は前項の管理を代行する者は、指定通所リハビリテーション事業所の従業者にこの節及びこの条例に基づく規則の規定（指定通所リハビリテーションの運営に関する基準に係る規定に限る。）を遵守させるための必要な指揮命令を行うものとする。	規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （運営規程） 第94条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定通所リハビリテーションの利用定員の数 (5) 指定通所リハビリテーションの内容及び利用料その	規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （運営規程） 第94条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定通所リハビリテーションの利用定員の数 (5) 指定通所リハビリテーションの内容及び利用料その	でに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者等の責務） 第百十六条 指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。 2 指定通所リハビリテーション事業所の管理者又は前項の管理を代行する者は、指定通所リハビリテーション事業所の従事者にこの節の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行うものとする。 （運営規程） 第百十七条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 指定通所リハビリテーションの利用定員 五 指定通所リハビリテーションの内容及び利用料その	でに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		他の費用の額 (6) 通常の事業の実施地域 (7) サービス利用に当たっての留意事項 (8) 非常災害対策 (9) 虐待の防止のための措置に関する事項 (10) その他運営に関する重要事項 （衛生管理等） 第95条 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。 2 指定通所リハビリテーション事業者は、その指定通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。 (2) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	他の費用の額 (6) 通常の事業の実施地域 (7) サービス利用に当たっての留意事項 (8) 非常災害対策 (9) 虐待の防止のための措置に関する事項 (10) その他運営に関する重要事項 （衛生管理等） 第95条 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。 2 指定通所リハビリテーション事業者は、その指定通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。 (2) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	他の費用の額 六 通常の事業の実施地域 七 サービス利用に当たっての留意事項 八 非常災害対策 九 虐待の防止のための措置に関する事項 十 その他運営に関する重要事項 （衛生管理等） 第百十八条 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。 2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。 二 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		(3) 当該指定通所介護事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 （記録の整備） 第96条 指定通所リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 通所リハビリテーション計画 (2) 次条において準用する第14条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 （新設） (3) 次条において準用する第20条に規定する市町村への通知に係る記録 (4) 条例第77条において準用する条例第15条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 条例第77条において準用する条例第16条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	(3) 当該指定通所介護事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 （記録の整備） 第96条 指定通所リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 通所リハビリテーション計画 (2) 次条において準用する第14条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 条例第75条の2第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 次条において準用する第20条の規定による市町村への通知に係る記録 (5) 条例第77条において準用する条例第15条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (6) 条例第77条において準用する条例第16条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	三 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 （記録の整備） 第百十八条の二 指定通所リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一 通所リハビリテーション計画 二 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 （新設） 三 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録 四 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録 五 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	（記録の整備） 第百十八条の二 （略） 2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一 （略） 二 次条において準用する第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 三 第百十四条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四 次条において準用する第二十六条の規定による市町村への通知に係る記録 五 次条において準用する第三十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録 六 次条において準用する第三十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
（準用） 第77条 第9条、第10条、第12条、第14条から第17条まで及び第56条の規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第9条、第12条並びに第16条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。 第9章 短期入所生活介護 第1節 基本方針 第78条 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及	（準用） 第77条 第9条、第10条、第12条、第14条から第17条まで及び第56条の規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第9条、第12条並びに第16条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。 第9章 短期入所生活介護 第1節 基本方針 第78条 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及	（準用） 第97条 第4条から第8条まで、第10条から第12条まで、第14条、第16条、第20条、第23条の2、第25条、第27条から第29条まで、第44条、第67条、第71条及び第72条の規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第4条第1項中「第9条」とあるのは「第77条において準用する条例第9条」と、第8条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第25条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第71条第3項から第5項までの規定中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。 第9章 短期入所生活介護 第9章 短期入所生活介護	（準用） 第97条 第4条から第8条まで、第10条から第12条まで、第14条、第16条、第20条、第23条の2、第25条、第27条から第29条まで、第44条、第67条、第71条及び第72条の規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第4条第1項中「第9条」とあるのは「第77条において準用する条例第9条」と、第8条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第25条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第71条第3項から第5項までの規定中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。 第9章 短期入所生活介護 第9章 短期入所生活介護	（準用） 第百十九条 第八条から第十三条まで、第十五条から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十条の二、第三十二条、第三十三条、第三十五条から第三十八条まで、第六十四条、第九十六条及び第百一条から第百三条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第八条第一項中「第二十九条」とあるのは「第百十七条」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第百一条第三項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。 第九章 短期入所生活介護 第一節 基本方針 （基本方針） 第百二十条 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。 第 2 節 人員に関する基準 （従業者） 第79条 指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第 5 節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）を置かなければならない。ただし、利用定員の数（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第69条第 1 項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第68条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該	び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。 第 2 節 人員に関する基準 （従業者） 第79条 指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第 5 節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）を置かなければならない。ただし、利用定員の数（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第69条第 1 項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第68条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該	第 1 節 人員に関する基準 （従業者の員数） 第98条 条例第79 条第 1 項各号に掲げる短期入所生活介護従業者（以下この節、第 3 節及び第 4 節において「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。	第 1 節 人員に関する基準 （従業者の員数） 第98条 条例第79 条第 1 項各号に掲げる短期入所生活介護従業者（以下この節、第 3 節及び第 4 節において「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。	話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。 第二節 人員に関する基準 （従業者の員数） 第二百一十一条 指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第五節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準第二百十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準第二百八条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が40以下の指定短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。	事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が40以下の指定短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。			該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第百三十八条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）が四十人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士を置かないことができる。	
(1) 医師 (2) 生活相談員	(1) 医師 (2) 生活相談員	(1) 医師 1以上 (2) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者（条例第79条第1項に規定する利用者をいう。以下この節及び次節並びに第110条において同じ。）の数が100又はその端数を増すごとに1以上	(1) 医師 1以上 (2) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者（条例第79条第1項に規定する利用者をいう。以下この節及び次節並びに第110条において同じ。）の数が100又はその端数を増すごとに1以上	一 医師 一以上 二 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一以上	
(3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）	(3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）	(3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上	(3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上	三 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上	
(4) 栄養士 (5) 機能訓練指導員 (6) 調理員その他の従業者	(4) 栄養士 (5) 機能訓練指導員 (6) 調理員その他の従業者	(4) 栄養士 1以上 (5) 機能訓練指導員 1以上 (6) 調理員その他の従業者 当該指定短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数	(4) 栄養士 1以上 (5) 機能訓練指導員 1以上 (6) 調理員その他の従業者 当該指定短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数	四 栄養士 一以上 五 機能訓練指導員 一以上 六 調理員その他の従業者 当該指定短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数	
2 前項各号に掲げる短期入所生活介護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。	2 前項各号に掲げる短期入所生活介護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。	2 特別養護老人ホームであつて、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき短期入所生活介護従業者の	2 特別養護老人ホームであつて、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき短期入所生活介護従業者の	2 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十條の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であつて、その全部又は一部が入所	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		員数は、前項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。 3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 4 併設事業所については、老人福祉法、医療法（昭和23年法律第205号）又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。 5 第1項第2号の生活相談員のうち1人以上は、常勤でな	員数は、前項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。 3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 4 併設事業所については、老人福祉法、医療法（昭和23年法律第205号）又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。 5 第1項第2号の生活相談員のうち1人以上は、常勤でな	者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。 3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、老人福祉法、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。 5 第一項第二号の生活相談員のうち一人以上は、常勤でな	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
3 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第69条第1項及び	3 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第69条第1項及び	なければならない。また、同項第3号の介護職員又は看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員の数（条例第79条第1項に規定する利用定員の数をいう。次節及び第3節において同じ。）が20未満である併設事業所の場合にあっては、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。 6 指定短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。 7 第1項第5号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。	なければならない。また、同項第3号の介護職員又は看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員の数（条例第79条第1項に規定する利用定員の数をいう。次節及び第3節において同じ。）が20未満である併設事業所の場合にあっては、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。 6 指定短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。 7 第1項第5号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。	なければならない。また、同項第三号の介護職員又は看護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が二十人未満である併設事業所の場合にあっては、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。 6 指定短期入所生活介護事業者は、第一項第三号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。 7 第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。 8 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百二十九条第一項か	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
第2項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者） 第80条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u> 第3節 設備に関する基準 （利用定員等） 第81条 指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人以上とし、指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、規則で定める特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の場合にあっては、この限りでない。 2 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施	第2項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者） 第80条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 第3節 設備に関する基準 （利用定員等） 第81条 指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人以上とし、指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、規則で定める特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の場合にあっては、この限りでない。 2 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施	第2節 設備に関する基準 （利用定員等） 第99条 条例第81条第1項ただし書の規則で定める特別養護老人ホームは、前条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームとする。	第2節 設備に関する基準 （利用定員等） 第99条 条例第81条第1項ただし書の規則で定める特別養護老人ホームは、前条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームとする。	ら第七項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者） 第百二十二条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u> 第三節 設備に関する基準 （利用定員等） 第百二十三条 指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を二十人以上とし、指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、第百二十一条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、この限りでない。 2 併設事業所の場合又は指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護事業所（第百四十条の四に規定するユニット型指定短期	（管理者） 第百二十二条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
設、介護医療院又は特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）の場合又は指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護事業所（第92条に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。）を除く。）とユニット型指定短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であって、それらの利用定員の総数が20人以上である場合にあつては、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を20人未満とすることができる。 3 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第71条第1項及び第2項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （設備及び備品等）	設、介護医療院又は特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）の場合又は指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護事業所（第92条に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。）を除く。）とユニット型指定短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であって、それらの利用定員の総数が20人以上である場合にあつては、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を20人未満とすることができる。 3 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第71条第1項及び第2項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （設備及び備品等）	（設備）	（設備）	入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。）を除く。）とユニット型指定短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であって、それらの利用定員の総数が二十人以上である場合にあつては、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を二十人未満とすることができる。 3 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百三十一条第一項及び第二項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （設備及び備品など）	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
第82条 指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。	第82条 指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。	第100条 条例第82条第1項の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。 (1) 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。 (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。 ア 消防長又は当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を所管する消防署長と相談の上、条例第87条第1項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 イ 条例第87条第1項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従	第100条 条例第82条第1項の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。 (1) 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。 (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。 ア 消防長又は当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を所管する消防署長と相談の上、条例第87条第1項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 イ 条例第87条第1項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従	第二百二十四条 指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。 一 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。 二 居室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。 イ 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、第百四十条において準用する第百三条第一項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 ロ 第百四十条において準用する第百三条第一項に規定する訓練について	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。	2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。	い、昼間及び夜間において行うこと。 ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。 2 条例第82条第2項の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。 (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。	い、昼間及び夜間において行うこと。 ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。 2 条例第82条第2項の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。 (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。	は、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。 ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。 2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。 3 指定短期入所生活介護事業	
3 指定短期入所生活介護事業	3 指定短期入所生活介護事業				

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護の提供に必要な備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室、看護職員室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を除き、これらの設備を設けないことができる。 (1) 居室 (2) 食堂 (3) 機能訓練室 (4) 浴室 (5) 便所 (6) 洗面設備 (7) 医務室 (8) 静養室 (9) 面談室 (10) 介護職員室 (11) 看護職員室 (12) 調理室 (13) 洗濯室又は洗濯場 (14) 汚物処理室 (15) 介護材料室 (16) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 (17) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護の提供に必要な設備 4 併設事業所の場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章	所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護の提供に必要な備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室、看護職員室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を除き、これらの設備を設けないことができる。 (1) 居室 (2) 食堂 (3) 機能訓練室 (4) 浴室 (5) 便所 (6) 洗面設備 (7) 医務室 (8) 静養室 (9) 面談室 (10) 介護職員室 (11) 看護職員室 (12) 調理室 (13) 洗濯室又は洗濯場 (14) 汚物処理室 (15) 介護材料室 (16) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 (17) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護の提供に必要な設備 4 併設事業所の場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章			所には、次の各号に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けないことができる。 一 居室 二 食堂 三 機能訓練室 四 浴室 五 便所 六 洗面設備 七 医務室 八 静養室 九 面談室 十 介護職員室 十一 看護職員室 十二 調理室 十三 洗濯室又は洗濯場 十四 汚物処理室 十五 介護材料室 4 併設事業所の場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者等の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の同項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。	において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者等の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の同項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。			所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。	
5 規則で定める特別養護老人ホームの場合にあっては、第3項の規定にかかわらず、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。	5 規則で定める特別養護老人ホームの場合にあっては、第3項の規定にかかわらず、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。	3 条例第82条第5項の規則で定める特別養護老人ホームは、第98条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームとする。	3 条例第82条第5項の規則で定める特別養護老人ホームは、第98条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームとする。	5 第二百十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、第三項及び第七項第一号の規定にかかわらず、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。	
6 第3項各号に掲げる設備に関し必要な基準は、規則で定める。	6 第3項各号に掲げる設備に関し必要な基準は、規則で定める。	4 条例第82条第3項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 居室 ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。 イ 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。 ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。 エ 間仕切りの設置等、利用者同士の視線の遮断の確保に配慮したものとなるよう努めること。 (2) 食堂及び機能訓練室 ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員の数を乗じて得た面積以上とすること。	4 条例第82条第3項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 居室 ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。 イ 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。 ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。 エ 間仕切りの設置等、利用者同士の視線の遮断の確保に配慮したものとなるよう努めること。 (2) 食堂及び機能訓練室 ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員の数を乗じて得た面積以上とすること。	6 第三項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 一 居室 イ 一の居室の定員は、4人以下とすること。 ロ 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。 ハ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。 二 食堂及び機能訓練室 イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		イ アにかかわらず、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができること。 (3) 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。 (4) 便所 要介護者が使用するのに適したものとすること。 (5) 洗面設備 要介護者が使用するのに適したものとすること。 5 前各項に規定するもののほか、指定短期入所生活介護事業所の設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とする。 (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。 (3) 利用者の安全性を確保するために必要な箇所に手すりを設けること。 (4) 階段の傾斜を緩やかにすること。 (5) 居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーター	イ アにかかわらず、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができること。 (3) 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。 (4) 便所 要介護者が使用するのに適したものとすること。 (5) 洗面設備 要介護者が使用するのに適したものとすること。 5 前各項に規定するもののほか、指定短期入所生活介護事業所の設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とする。 (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。 (3) 利用者の安全性を確保するために必要な箇所に手すりを設けること。 (4) 階段の傾斜を緩やかにすること。 (5) 居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーター	こと。 ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。 三 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。 四 便所 要介護者が使用するのに適したものとすること。 五 洗面設備 要介護者が使用するのに適したものとすること。 7 前各項に規定するもののほか、指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。 一 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。 二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。 三 階段の傾斜を緩やかにすること。 四 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。 五 居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーター	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
7 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第72条第1項から第5項まで及び第6項の規定に基づく規則に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第5項まで及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第4節 運営に関する基準 （内容及び手続の説明及び同意） 第83条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について文書により利用申込者の同意を得なければならない。	7 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第72条第1項から第5項まで及び第6項の規定に基づく規則に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第5項まで及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第4節 運営に関する基準 （内容及び手続の説明及び同意） 第83条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について文書により利用申込者の同意を得なければならない。	を設ける場合は、この限りでない。 第3節 運営に関する基準	を設ける場合は、この限りでない。 第3節 運営に関する基準	を設けるときは、この限りでない。 8 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百三十二条第一項から第七項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第四節 運営に関する基準 （内容及び手続の説明及び同意） 第百二十五条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第百三十七条に規定する運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。 2 第八条第二項から第六項までの規定は、前項の規定によ	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
（指定短期入所生活介護の開始及び終了） 第84条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供するものとする。 2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者等との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。	（指定短期入所生活介護の開始及び終了） 第84条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供するものとする。 2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者等との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。	（利用料等の受領） 第101条 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利	（利用料等の受領） 第101条 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利	る文書の交付について準用する。 （指定短期入所生活介護の開始及び終了） 第二百二十六条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供するものとする。 2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者等との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。 （利用料等の受領） 第二百二十七条 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定短期入所生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。） (2) 滞在に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。） (3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用	用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定短期入所生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。） (2) 滞在に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。） (3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用	用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。） 二 滞在に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。） 三 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		(4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 (5) 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。） (6) 理美容代 (7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5 指定短期入所生活介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。	(4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 (5) 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。） (6) 理美容代 (7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5 指定短期入所生活介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。	四 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 五 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。） 六 理美容代 七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5 指定短期入所生活介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。	
（指定短期入所生活介護の取扱方針） 第85条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。	（指定短期入所生活介護の取扱方針） 第85条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。			（指定短期入所生活介護の取扱方針） 第二百二十八条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。	（指定短期入所生活介護の取扱方針） 第二百二十八条 （略）

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
2 指定短期入所生活介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 3 短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為</u>（以下「<u>身体的拘束等</u>」という。）を行ってはならない。 5 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会（管理者及び利用者の処遇を担当する者から構成され、身体的拘束等に係る判断その他必要な事項について検討を行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下<u>この条、第94条、第106条及び第112条</u>において同じ。）が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。 (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこ	2 指定短期入所生活介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 3 短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u>を行ってはならない。 5 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会（管理者及び利用者の処遇を担当する者から構成され、身体的拘束等に係る判断、<u>身体的拘束等の適正化のための対策</u>その他必要な事項について検討を行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下同じ。）が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。 (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこ			2 指定短期入所生活介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第一項に規定する短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 3 短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為</u>（以下「<u>身体的拘束等</u>」という。）を行ってはならない。 5 指定短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	2・3 （略） 4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u>を行ってはならない。 5 （略）

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
と。 (2) 身体的拘束等を行う以外に当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための手段がないこと。 (3) 身体的拘束等が一時的なものであること。 6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行うに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 前項の規定による身体拘束廃止委員会の判断の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) 当該身体的拘束等が必要な理由、その態様、時間その他必要な事項について利用者又はその家族に対して説明した上で、文書により利用者の同意を得ること。 (3) 当該身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに第4項の緊急やむを得ない場合の具体的内容を記録すること。 7 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行っている場合にあっては、その間、当該身体的拘束等が第5項各号に定める要件のいずれにも該当するかについて判断するため、身体拘束廃止委員会を必要に応じ随時開催しなければならない。この場合において、当該身体的拘束等が同項各号に定める要件のいずれかに該当しないと判断されたときは、直ちに当該身体的拘束等を廃止するものとする。	と。 (2) 身体的拘束等を行う以外に当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための手段がないこと。 (3) 身体的拘束等が一時的なものであること。 6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行うに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 前項の規定による身体拘束廃止委員会の判断の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) 当該身体的拘束等が必要な理由、その態様、時間その他必要な事項について利用者又はその家族に対して説明した上で、文書により利用者の同意を得ること。 (3) 当該身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに第4項の緊急やむを得ない場合の具体的内容を記録すること。 7 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行っている場合にあっては、その間、当該身体的拘束等が第5項各号に定める要件のいずれにも該当するかについて判断するため、身体拘束廃止委員会を必要に応じ随時開催しなければならない。この場合において、当該身体的拘束等が同項各号に定める要件のいずれかに該当しないと判断されたときは、直ちに当該身体的拘束等を廃止するものとする。				

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
（新設）	<u>8 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 身体拘束廃止委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> <u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> <u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u>			（新設）	<u>6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>二 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> <u>二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> <u>三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u>
8 指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	9 指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	（短期入所生活介護計画の作成） 第102条 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成	（短期入所生活介護計画の作成） 第102条 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成	6 指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	7 （略）

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		しなければならない。 2 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。 3 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。 4 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。 （介護） 第103条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。 2 指定短期入所生活介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭しきしなければならない。 3 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。 4 指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。 5 指定短期入所生活介護事業	しなければならない。 2 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。 3 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。 4 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。 （介護） 第103条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。 2 指定短期入所生活介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭しきしなければならない。 3 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。 4 指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。 5 指定短期入所生活介護事業	成しなければならない。 2 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。 3 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 4 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。 （介護） 第百三十条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。 2 指定短期入所生活介護事業者は、一週間に二回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしきしなければならない。 3 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。 4 指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。 5 指定短期入所生活介護事業	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならない。 6 指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。 7 指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。 （食事） 第104条 指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。 2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。 （機能訓練） 第105条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。 （健康管理） 第106条 指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保	者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならない。 6 指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。 7 指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。 （食事） 第104条 指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。 2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。 （機能訓練） 第105条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。 （健康管理） 第106条 指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保	者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。 6 指定短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。 7 指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。 （食事） 第百三十一条 指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。 2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。 （機能訓練） 第百三十二条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。 （健康管理） 第百三十三条 指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		持のための適切な措置を講じなければならない。	持のための適切な措置を講じなければならない。	康保持のための適切な措置をとらなければならない。	
		（相談及び援助） 第107条 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	（相談及び援助） 第107条 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	（相談及び援助） 第百三十四条 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	
		（その他のサービスの提供） 第108条 指定短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。	（その他のサービスの提供） 第108条 指定短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。	（その他のサービスの提供） 第百三十五条 指定短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。	
		2 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。	2 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。	2 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。	
（緊急時等の対応） 第86条 短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	（緊急時等の対応） 第86条 短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。			（緊急時等の対応） 第百三十六条 短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	
		（運営規程） 第109条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。	（運営規程） 第109条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。	（運営規程） 第百三十七条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		(1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 利用定員の数（第98条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。） (4) 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 (5) 通常の送迎の実施地域 (6) サービス利用に当たっての留意事項 (7) 緊急時等における対応方法 (8) 非常災害対策 (9) 虐待の防止のための措置に関する事項 (10) その他運営に関する重要事項 （定員の遵守） 第110条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 (1) 第98条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである指定短期入所生活介護事業所 当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる数 (2) 前号に該当しない指定短期入所生活介護事業所 利用定員の数及び居室の定員	(1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 利用定員の数（第98条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。） (4) 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 (5) 通常の送迎の実施地域 (6) サービス利用に当たっての留意事項 (7) 緊急時等における対応方法 (8) 非常災害対策 (9) 虐待の防止のための措置に関する事項 (10) その他運営に関する重要事項 （定員の遵守） 第110条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 (1) 第98条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである指定短期入所生活介護事業所 当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる数 (2) 前号に該当しない指定短期入所生活介護事業所 利用定員の数及び居室の定員	において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 利用定員（第百二十一条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。） 四 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 五 通常の送迎の実施地域 六 サービス利用に当たっての留意事項 七 緊急時等における対応方法 八 非常災害対策 九 虐待の防止のための措置に関する事項 十 その他運営に関する重要事項 （定員の遵守） 第百三十八条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 一 第百二十一条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数 二 前号に該当しない指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用定員及び居室	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		を超えることとなる数	を超えることとなる数	の定員を超えることとなる利用者数	
		2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。	2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。	2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。	
（非常災害対策） 第87条 指定短期入所生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。 2 指定短期入所生活介護事業者は、前項に規定する具体的計画を立てる際には、想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ立てなければならない。 3 指定短期入所生活介護事業者は、第1項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	（非常災害対策） 第87条 指定短期入所生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。 2 指定短期入所生活介護事業者は、前項に規定する具体的計画を立てる際には、想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ立てなければならない。 3 指定短期入所生活介護事業者は、第1項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	（衛生管理等） 第111条 指定短期入所生活介	（衛生管理等） 第111条 指定短期入所生活介		

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 2 指定短期入所生活介護事業者は、その指定短期入所生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (3) 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、別に市長が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。	護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 2 指定短期入所生活介護事業者は、その指定短期入所生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (3) 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、別に市長が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。		
（事故発生の防止及び発生時の対応） 第88条 指定短期入所生活介護事業者は、事故の発生又はそ	（事故発生の防止及び発生時の対応） 第88条 指定短期入所生活介護事業者は、事故の発生又はそ				

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
の再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。 (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、その事実が報告されるとともに、当該事実の分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。 (3) 事故発生防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 3 指定短期入所生活介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 4 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場	の再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。 (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、その事実が報告されるとともに、当該事実の分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。 (3) 事故発生防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 3 指定短期入所生活介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 4 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場				

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	（地域等との連携） 第112条 指定短期入所生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。 2 指定短期入所生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 （新設）	（地域等との連携） 第112条 指定短期入所生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。 2 指定短期入所生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 <u>（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）</u> <u>第112条の2 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。</u> （記録の整備） 第113条 指定短期入所生活介	（地域等との連携） 第百三十九条 指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。 （新設） <u>（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）</u> <u>第百三十九条の二 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。</u> （記録の整備） <u>第百三十九条の二</u> 指定短期入	（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置） <u>第百三十九条の二 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。</u> （記録の整備） <u>第百三十九条の三</u> （略）

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 短期入所生活介護計画 (2) 次条において準用する第14条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 条例第85条第6項第3号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない場合の具体的内容の記録 (4) 次条において準用する第20条に規定する市町村への通知に係る記録 (5) 条例第89条において準用する条例第15条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (6) 条例第88条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 短期入所生活介護計画 (2) 次条において準用する第14条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 条例第85条第6項第3号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない場合の具体的内容の記録 (4) 次条において準用する第20条の規定による市町村への通知に係る記録 (5) 条例第89条において準用する条例第15条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (6) 条例第88条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 一 短期入所生活介護計画 二 次条において準用する第19条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 三 第百二十八条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四 次条において準用する第26条に規定する市町村への通知に係る記録 五 次条において準用する第36条第二項に規定する苦情の内容等の記録 六 次条において準用する第37条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 一 (略) 二 次条において準用する第19条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 三 第百二十八条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四 次条において準用する第26条の規定による市町村への通知に係る記録 五 次条において準用する第36条第二項の規定による苦情の内容等の記録 六 次条において準用する第37条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(準用) 第89条 第10条、第14条、第15条、第16条の2、第17条又は第28条は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第16条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。	(準用) 第89条 第10条、第14条、第15条、第16条の2、第17条又は第28条は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第16条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。	(準用) 第114条 第4条から第8条まで、第10条、第11条、第14条、第16条、第20条、第23条の2、第25条、第26条、第27条、第29条及び第71条の規程は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第4条第1項中「第9条」とあるのは「第83	(準用) 第114条 第4条から第8条まで、第10条、第11条、第14条、第16条、第20条、第23条の2、第25条、第26条、第27条、第29条及び第71条の規程は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第4条第1項中「第9条」とあるのは「第83	(準用) 第百四十条 第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十条の二、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条から第三十八条まで（第三十六条の二第二項を除く。）、第五十二条、第百一条、第百三条及び第百四条	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		条」と、第23条の2第2項及び第25条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第71条第3項から第5項までの規定中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。	条」と、第23条の2第2項及び第25条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第71条第3項から第5項までの規定中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。	は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十条の二第二項、第三十二条第一項並びに第三十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第百一条第三項及び第四項並びに第百四条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。	
第5節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準	第5節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準	第4節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の設備及び運営に関する基準	第4節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の設備及び運営に関する基準	第五節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準	
第1款 この節の趣旨及び基本方針	第1款 この節の趣旨及び基本方針			第一款 この節の趣旨及び基本方針	
（この節の趣旨） 第90条 第1節、第3節及び前節の規定にかかわらず、ユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定短期入所生活介護の事業であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の基本	（この節の趣旨） 第90条 第1節、第3節及び前節の規定にかかわらず、ユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定短期入所生活介護の事業であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の基本			（この節の趣旨） 第百四十条の二 第一節、第三節及び前節の規定にかかわらず、ユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定短期入所生活介護の事業であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。 （基本方針） 第91条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業は、利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。 第2款 設備に関する基準 （設備及び備品等） 第92条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。	方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。 （基本方針） 第91条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業は、利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。 第2款 設備に関する基準 （設備及び備品等） 第92条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。	第1款 設備に関する基準 （設備） 第115条 条例第92条第1項の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。 (1) 居室等を2階及び地階の	第1款 設備に関する基準 （設備） 第115条 条例第92条第1項の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。 (1) 居室等を2階及び地階の	じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。 （基本方針） 第百四十条の三 ユニット型指定短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。 第二款 設備に関する基準 （設備に関する基準） 第百四十条の四 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。 一 居室等を二階及び地階の	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		いずれにも設けていないこと。 (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。 ア 消防長又は当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を所管する消防署長と相談の上、条例第95条において準用する条例第87条第1項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 イ 条例第95条において準用する条例第87条第1項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。 ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。	いずれにも設けていないこと。 (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。 ア 消防長又は当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を所管する消防署長と相談の上、条例第95条において準用する条例第87条第1項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 イ 条例第95条において準用する条例第87条第1項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。 ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。	いずれにも設けていないこと。 二 居室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。 イ 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第百四十条の十三において準用する第百四十条において準用する第百三条第一項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 ロ 第百四十条の十三において準用する第百四十条において準用する第百三条第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。 ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。	
2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。	2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。	2 条例第92条第2項の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。 (1) スプリンクラー設備の設	2 条例第92条第2項の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。 (1) スプリンクラー設備の設	2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 一 スプリンクラー設備の設	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
3 ユニット型指定短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護の提供に必要な備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、ユニット及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を除き、これらの設備を設けないことができる。 (1) ユニット ア 居室	3 ユニット型指定短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護の提供に必要な備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、ユニット及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を除き、これらの設備を設けないことができる。 (1) ユニット ア 居室	置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。	置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。	置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業所には、次の各号に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、ユニットを除き、これらの設備を設けないことができる。 一 ユニット	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
イ 共同生活室 ウ 洗面設備 エ 便所 (2) 浴室 (3) 医務室 (4) 調理室 (5) 洗濯室又は洗濯場 (6) 汚物処理室 (7) 介護材料室 (8) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 (9) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護の提供に必要な設備 4 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設ユニット型事業所」という。）にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この節において「ユニット型事業所併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の同項各号に掲げる設備（ユニットを除く。）をユニット型指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。 5 規則で定めるユニット型特別養護老人ホーム（福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平	イ 共同生活室 ウ 洗面設備 エ 便所 (2) 浴室 (3) 医務室 (4) 調理室 (5) 洗濯室又は洗濯場 (6) 汚物処理室 (7) 介護材料室 (8) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 (9) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護の提供に必要な設備 4 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設ユニット型事業所」という。）にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この節において「ユニット型事業所併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の同項各号に掲げる設備（ユニットを除く。）をユニット型指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。 5 規則で定めるユニット型特別養護老人ホーム（福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平			二 浴室 三 医務室 四 調理室 五 洗濯室又は洗濯場 六 汚物処理室 七 介護材料室 4 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設ユニット型事業所」という。）にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この節において「ユニット型事業所併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の前項各号に掲げる設備（ユニットを除く。）をユニット型指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。 5 第二百二十一条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に	

[illegible]

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。第123条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。 （ウ）利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。 （エ）日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。	短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。第123条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。 （ウ）利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。 （エ）日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。	ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準第百五十三条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準第百五十一条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。第百四十条の十二において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。 （3）利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。 （4）日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		イ 共同生活室 （ア） いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。 （イ） 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員の数を乗じて得た面積以上を標準とすること。 （ウ） 必要な設備及び備品を備えること。 ウ 洗面設備 （ア） 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 （イ） 要介護者が使用するのに適したものとすること。 エ 便所 （ア） 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 （イ） 要介護者が使用するのに適したものとすること。 （2） 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。 5 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の設備の基準は、次のとおりとする。 （1） 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メ	イ 共同生活室 （ア） いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。 （イ） 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員の数を乗じて得た面積以上を標準とすること。 （ウ） 必要な設備及び備品を備えること。 ウ 洗面設備 （ア） 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 （イ） 要介護者が使用するのに適したものとすること。 エ 便所 （ア） 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 （イ） 要介護者が使用するのに適したものとすること。 （2） 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。 5 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の設備の基準は、次のとおりとする。 （1） 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メ	ロ 共同生活室 （1） 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。 （2） 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。 （3） 必要な設備及び備品を備えること。 ハ 洗面設備 （1） 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 （2） 要介護者が使用するのに適したものとすること。 ニ 便所 （1） 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 （2） 要介護者が使用するのに適したものとすること。 二 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。 7 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。 一 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		一 トル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上（中廊下にあっては、1.8メートル以上）として差し支えない。 (2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。 (3) 利用者の安全性を確保するために必要な箇所に手すりを設けること。 (4) 階段の傾斜を緩やかにすること。 (5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。	一 トル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上（中廊下にあっては、1.8メートル以上）として差し支えない。 (2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。 (3) 利用者の安全性を確保するために必要な箇所に手すりを設けること。 (4) 階段の傾斜を緩やかにすること。 (5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。	メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下にあっては、一・八メートル以上）として差し支えない。 二 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。 三 階段の傾斜を緩やかにすること。 四 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。 五 ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。 8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百五十三条第一項から第七項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	
7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第83条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第81条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されてい	7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第83条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第81条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されてい				

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
る場合については、指定介護予防サービス等基準条例第83条第1項から第5項まで及び第6項の規定に基づく規則に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第5項まで及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （準用） 第93条 第81条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所について準用する。 第3款 運営に関する基準	る場合については、指定介護予防サービス等基準条例第83条第1項から第5項まで及び第6項の規定に基づく規則に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第5項まで及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （準用） 第93条 第81条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所について準用する。 第3款 運営に関する基準	（準用） 第116条 第99条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所について準用する。この場合において、第99条中「第81条第1項ただし書」とあるのは「第93条において準用する条例第81条第1項ただし書」と、「前条第2項」とあるのは「第98条第2項」と読み替えるものとする。 第2款 運営に関する基準 （利用料等の受領） 第117条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した	（準用） 第116条 第99条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所について準用する。この場合において、第99条中「第81条第1項ただし書」とあるのは「第93条において準用する条例第81条第1項ただし書」と、「前条第2項」とあるのは「第98条第2項」と読み替えるものとする。 第2款 運営に関する基準 （利用料等の受領） 第117条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した	（準用） 第百四十条の五 第百二十三条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所について準用する。 第三款 運営に関する基準 （利用料等の受領） 第百四十条の六 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。 (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。） (2) 滞在に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。） (3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定す	際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。 (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。） (2) 滞在に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。） (3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定す	際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。 一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。） 二 滞在に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。） 三 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定す	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		る特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 (4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 (5) 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。） (6) 理美容代 (7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。	る特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 (4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 (5) 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。） (6) 理美容代 (7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。	る特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 四 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 五 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。） 六 理美容代 七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。	
（指定短期入所生活介護の取扱方針） 第94条 指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的	（指定短期入所生活介護の取扱方針） 第94条 指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的			（指定短期入所生活介護の取扱方針） 第百四十条の七 指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿っ	（指定短期入所生活介護の取扱方針） 第百四十条の七 （略）

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。 2 指定短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。 3 指定短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。 4 指定短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 7 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会が次のいずれにも該当すると	な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。 2 指定短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。 3 指定短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。 4 指定短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 7 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会が次のいずれにも該当すると			て自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。 2 指定短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。 3 指定短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。 4 指定短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	2～7 （略）

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
判断した場合とする。 (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。 (2) 身体的拘束等を行う以外に当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための手段がないこと。 (3) 身体的拘束等が一時的なものであること。 8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行うに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 前項の規定による身体拘束廃止委員会の判断の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) 当該身体的拘束等が必要な理由、その態様、時間その他必要な事項について利用者又はその家族に対して説明した上で、文書により利用者の同意を得ること。 (3) 当該身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに第6項の緊急やむを得ない場合の具体的内容を記録すること。 9 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行っている場合にあっては、その間、当該身体的拘束等が第7項各号に定める要件のいずれにも該当するかについて判断するため、身体拘束	判断した場合とする。 (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。 (2) 身体的拘束等を行う以外に当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための手段がないこと。 (3) 身体的拘束等が一時的なものであること。 8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行うに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 前項の規定による身体拘束廃止委員会の判断の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) 当該身体的拘束等が必要な理由、その態様、時間その他必要な事項について利用者又はその家族に対して説明した上で、文書により利用者の同意を得ること。 (3) 当該身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに第6項の緊急やむを得ない場合の具体的内容を記録すること。 9 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行っている場合にあっては、その間、当該身体的拘束等が第7項各号に定める要件のいずれにも該当するかについて判断するため、身体拘束			7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
廃止委員会を必要に応じ随時開催しなければならない。この場合において、当該身体的拘束等が同項各号に定める要件のいずれかに該当しないと判断されたときは、直ちに当該身体的拘束等を廃止するものとする。 （新設）	廃止委員会を必要に応じ随時開催しなければならない。この場合において、当該身体的拘束等が同項各号に定める要件のいずれかに該当しないと判断されたときは、直ちに当該身体的拘束等を廃止するものとする。 <u>10 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 身体拘束廃止委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> <u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> <u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</u>			（新設）	<u>8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> <u>二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> <u>三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</u> <u>9 （略）</u>
<u>10 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</u>	<u>11 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</u>	（介護） 第118条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常	（介護） 第118条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常	（介護） 第百四十条の八 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。	生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。	な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。	
		2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。	2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。	2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。	
		3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭 ^{しき} を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。	3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭 ^{しき} を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。	3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。	
		4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。	4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。	4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。	
		5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。	5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。	5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。	
		6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。	6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。	6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。	
		7 ユニット型指定短期入所生	7 ユニット型指定短期入所生	7 ユニット型指定短期入所生	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		活介護事業者は、常時１人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。 8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。 （食事） 第119条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。 4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。 （その他のサービスの提供） 第120条 ユニット型指定短期	活介護事業者は、常時１人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。 8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。 （食事） 第119条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。 4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。 （その他のサービスの提供） 第120条 ユニット型指定短期	活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。 8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。 （食事） 第百四十条の九 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。 4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。 （その他のサービスの提供） 第百四十条の十 ユニット型指	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。 （運営規程） 第121条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかななければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 利用定員の数（第98条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。次号において同じ。） (4) ユニットの数及びユニットごとの利用定員の数 (5) 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 (6) 通常の送迎の実施地域 (7) サービス利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策	入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。 （運営規程） 第121条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかななければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 利用定員の数（第98条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。次号において同じ。） (4) ユニットの数及びユニットごとの利用定員の数 (5) 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 (6) 通常の送迎の実施地域 (7) サービス利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策	定短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。 （運営規程） 第百四十条の十一 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 利用定員（第百二十一条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。） 四 ユニットの数及びユニットごとの利用定員（第百二十一条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。） 五 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 六 通常の送迎の実施地域 七 サービス利用に当たっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		(10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他運営に関する重要事項 （勤務体制の確保等） 第122条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行わなければならない。 (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 4 ユニット型指定短期入所生	(10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他運営に関する重要事項 （勤務体制の確保等） 第122条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行わなければならない。 (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 4 ユニット型指定短期入所生	十 虐待の防止のための措置に関する事項 十一 その他運営に関する重要事項 （勤務体制の確保等） 第百四十条の十一の二 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。 一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 4 ユニット型指定短期入所生	（勤務体制の確保等） 第百四十条の十一の二 （略） 2～4 （略）

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の具体的な研修計画を策定するとともに、短期入所生活介護従業者に対し、研修機関又は当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者が実施する研修その他その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 （新設）	活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の具体的な研修計画を策定するとともに、短期入所生活介護従業者に対し、研修機関又は当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者が実施する研修その他その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 <u>5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u> <u>6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の人権の擁護、高齢者虐待の防止等のため、短期入所生活介護従業者に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。</u> <u>7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明</u>	活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 （新設）	<u>5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u> <u>6 （略）</u>

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		確化等の必要な措置を講じなければならない。	確化等の必要な措置を講じなければならない。	確化等の必要な措置を講じなければならない。	
		（定員の遵守） 第123条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	（定員の遵守） 第123条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	（定員の遵守） 第百四十条の十二 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	
		(1) 第98条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定短期入所生活介護事業所 当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる数	(1) 第98条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定短期入所生活介護事業所 当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる数	一 第百二十一条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数	
		(2) 前号に該当しないユニット型指定短期入所生活介護事業所 ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる数	(2) 前号に該当しないユニット型指定短期入所生活介護事業所 ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる数	二 前号に該当しないユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数	
（準用） 第95条 第83条、第84条及び第86条から第89条までの規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。	（準用） 第95条 第83条、第84条及び第86条から第89条までの規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。	（準用） 第124条 第102条、第105条から第107条まで、第111条から第113条まで及び第114条（第71条の準用に係る部分を除く。）の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第113条第2項第2号中「次条」とあるのは「第124条において準用する第114条」と、同項第3号中「第85条第6項第3号」とあるのは「第94条第8項第3	（準用） 第124条 第102条、第105条から第107条まで、第111条から第113条まで及び第114条（第71条の準用に係る部分を除く。）の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第113条第2項第2号中「次条」とあるのは「第124条において準用する第114条」と、同項第3号中「第85条第6項第3号」とあるのは「第94条第8項第3	（準用） 第百四十条の十三 第百二十五条、第百二十六条、第百二十九条、第百三十二条から第百三十四条まで、第百三十六条及び第百三十九条から第百四十条（第百一条の準用に係る部分を除く。）までの規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第百二十五条第一項中「第百三十七条に規定する運営規程」とあるのは「第百四十条の十	（準用） 第百四十条の十三 第百二十五条、第百二十六条、第百二十九条、第百三十二条から第百三十四条まで、第百三十六条及び第百三十九条から第百四十条（第百一条の準用に係る部分を除く。）までの規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第百二十五条第一項中「第百三十七条に規定する運営規程」とあるのは「第百四十条の十一

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
第 6 節 共生型短期入所生活介護に関する基準 （共生型短期入所生活介護の基準） 第95条の2 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（指定障がい福祉サービス等基準条例第104条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障がい福祉サービス等基準条例第100条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用し	第 6 節 共生型短期入所生活介護に関する基準 （共生型短期入所生活介護の基準） 第95条の2 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（指定障がい福祉サービス等基準条例第104条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障がい福祉サービス等基準条例第100条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用し	号」と、同項第4号中「次条」とあるのは「第124条において準用する第114条」と、同項第5号中「第89条」とあるのは「第95条において準用する条例第89条」と、同項第6号中「第88条第3項」とあるのは「第95条において準用する条例第88条第3項」と、第114条において準用する第4条第1項中「第9条」とあるのは「第95条において準用する条例第83条」と読み替えるものとする。 第 5 節 共生型短期入所生活介護に関する基準	号」と、同項第4号中「次条」とあるのは「第124条において準用する第114条」と、同項第5号中「第89条」とあるのは「第95条において準用する条例第89条」と、同項第6号中「第88条第3項」とあるのは「第95条において準用する条例第88条第3項」と、第114条において準用する第4条第1項中「第9条」とあるのは「第95条において準用する条例第83条」と読み替えるものとする。 第 5 節 共生型短期入所生活介護に関する基準	一に規定する重要事項に関する規程」と、<u>第百三十九条の二第二項第二号</u>中「次条」とあるのは「第百四十条の十三において準用する第百四十条」と、同項第三号中「第百二十八条第五項」とあるのは「第百四十条の七第七項」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百四十条の十三において準用する第百四十条」と読み替えるものとする。 第六節 共生型短期入所生活介護に関する基準 （共生型短期入所生活介護の基準） 第百四十条の十四 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準第百十八条第一項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準第百十四条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指	に規定する重要事項に関する規程」と、<u>第百三十九条の三第二項第二号</u>中「次条」とあるのは「第百四十条の十三において準用する第百四十条」と、同項第三号中「第百二十八条第五項」とあるのは「第百四十条の七第七項」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百四十条の十三において準用する第百四十条」と読み替えるものとする。

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
て指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この条において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。 (1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9．9平方メートル以上であること。 (2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。 (3) 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 （準用） 第95条の3 第10条、第14条、第15条、第16条の2、第17条、第28条、第78条及び第80条並びに第4節（第89条を除く。）の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合におい	て指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この条において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。 (1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9．9平方メートル以上であること。 (2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。 (3) 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 （準用） 第95条の3 第10条、第14条、第15条、第16条の2、第17条、第28条、第78条及び第80条並びに第4節（第89条を除く。）の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合におい	（準用） 第124条の2 第5条から第8条まで、第10条、第11条、第14条、第16条、第20条、第23条の2、第25条、第26条、第27条、第29条、第71条及び第101条から第113条までの規定は、共生型短期入所生活介護	（準用） 第124条の2 第5条から第8条まで、第10条、第11条、第14条、第16条、第20条、第23条の2、第25条、第26条、第27条、第29条、第71条及び第101条から第113条までの規定は、共生型短期入所生活介護	定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この条において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。 一 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が九・九平方メートル以上であること。 二 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。 三 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること （準用） 第百四十条の十五 第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十条の二、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条から第三十八条まで（第三十六条の二	（準用） 第百四十条の十五 第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十条の二、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条から第三十八条まで（第三十六条の二

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
て、第16条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者と読み替えるものとする。	て、第16条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者と読み替えるものとする。	の事業について準用する。この場合において、第23条の2第2項及び第25条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）と、第71条第3項から第5項までの規定中「通所介護従業者」とあり、第102条第1項中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第113条第2項第2号中「次条において準用する第14条第2項」とあるのは「第14条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第20条」とあるのは「第20条」と、同項第5号中「条例第89条において準用する条例第15条第2項」とあるのは「条例第15条第2項」と読み替えるものとする。	の事業について準用する。この場合において、第23条の2第2項及び第25条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）と、第71条第3項から第5項までの規定中「通所介護従業者」とあり、第102条第1項中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第113条第2項第2号中「次条において準用する第14条第2項」とあるのは「第14条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第20条」とあるのは「第20条」と、同項第5号中「条例第89条において準用する条例第15条第2項」とあるのは「条例第15条第2項」と読み替えるものとする。	第二項を除く。）、第五十二条、第百一条、第百三条、第百四条、第百二十条及び第百二十二条並びに第四節（第百四十条を除く。）の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十条の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第三十二条第一項中「運営規程」とあるのは「運営規程（第百三十七条に規定する運営規程をいう。第百二十五条第一項において同じ。）」と、同項並びに第三十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第百一条第三項及び第四項並びに第百四条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第百二十五条第一項中「第百三十七条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項、第百二十八条第三項、第百二十九条第一項及び第百三十六条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、 <u>第百三十九条の二第二項第二号</u> 中「次条において準用する第十九条第二項」とあるのは「第十九条第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第二十六条」とあるのは「第二十六条」と、同項第五号中「次条において準用する第三十六条	第二項を除く。）、第五十二条、第百一条、第百三条、第百四条、第百二十条及び第百二十二条並びに第四節（第百四十条を除く。）の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十条の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第三十二条第一項中「運営規程」とあるのは「運営規程（第百三十七条に規定する運営規程をいう。第百二十五条第一項において同じ。）」と、同項並びに第三十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第百一条第三項及び第四項並びに第百四条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第百二十五条第一項中「第百三十七条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項、第百二十八条第三項、第百二十九条第一項及び第百三十六条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、 <u>第百三十九条の三第二項第二号</u> 中「次条において準用する第十九条第二項」とあるのは「第十九条第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第二十六条」とあるのは「第二十六条」と、同項第五号中「次条において準用する第三十六条第二項」とあるのは「

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
				第二項」とあるのは「第三十六 条第二項」と、同項第六号 中「次条において準用する第 三十七条第二項」とあるのは 「第三十七条第二項」と読み 替えるものとする。	第三十六条第二項」と、同項 第六号中「次条において準用 する第三十七条第二項」とあ るのは「第三十七条第二項」 と読み替えるものとする。
				第百四十条の十六 削除	
				第百四十条の十七 削除	
				第百四十条の十八 削除	
				第百四十条の十九 削除	
				第百四十条の二十 削除	
				第百四十条の二十一 削除	
				第百四十条の二十二 削除	
				第百四十条の二十三 削除	
				第百四十条の二十四 削除	
				第百四十条の二十五 削除	
第 7 節 基準該当居宅 サービスに関 する基準	第 7 節 基準該当居宅 サービスに関 する基準	第 5 節 基準該当居宅 サービスに関 する基準	第 5 節 基準該当居宅 サービスに関 する基準	第七節 基準該当居宅 サービスに関 する基準	
（指定通所介護事業所等との 併設） 第96条 基準該当居宅サービス に該当する短期入所生活介護 又はこれに相当するサービス （以下「基準該当短期入所生 活介護」という。）の事業を 行う者（以下「基準該当短期 入所生活介護事業者」とい う。）が当該事業を行う事業 所（以下「基準該当短期入所 生活介護事業所」という。）	（指定通所介護事業所等との 併設） 第96条 基準該当居宅サービス に該当する短期入所生活介護 又はこれに相当するサービス （以下「基準該当短期入所生 活介護」という。）の事業を 行う者（以下「基準該当短期 入所生活介護事業者」とい う。）が当該事業を行う事業 所（以下「基準該当短期入所 生活介護事業所」という。）			（指定通所介護事業所等との 併設） 第百四十条の二十六 基準該当 居宅サービスに該当する短期 入所生活介護又はこれに相当 するサービス（以下「基準該 当短期入所生活介護」とい う。）の事業を行う者（以下 「基準該当短期入所生活介護 事業者」という。）が当該事 業を行う事業所（以下「基準 該当短期入所生活介護事業	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
は、指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第28条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第30条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）、共用型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第33条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第41条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。 （従業者） 第97条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに、次に掲げる基準該当短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士を置かないことが	は、指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第28条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第30条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）、共用型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第33条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第41条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。 （従業者） 第97条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに、次に掲げる基準該当短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士を置かないことが	（従業者の員数） 第125条 条例第97条第1項各号に掲げる短期入所生活介護従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。	（従業者の員数） 第125条 条例第97条第1項各号に掲げる短期入所生活介護従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。	所」という。）は、指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）、指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第五十二条第一項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。 （従業者の員数） 第百四十条の二十七 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第三号の栄養士を置かないことができる。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
できる。 (1) 生活相談員 (2) 介護職員又は看護職員	できる。 (1) 生活相談員 (2) 介護職員又は看護職員	(1) 生活相談員 1 以上 (2) 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者 （条例第99条第 1 項に規定 する利用者をいう。以下こ の条において同じ。）の数 が 3 又はその端数を増すご とに 1 以上	(1) 生活相談員 1 以上 (2) 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者 （条例第99条第 1 項に規定 する利用者をいう。以下こ の条において同じ。）の数 が 3 又はその端数を増すご とに 1 以上	一 生活相談員 一以上 二 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者 （当該基準該当短期入所生 活介護事業者が基準該当短 期入所生活介護の事業と基 準該当介護予防短期入所生 活介護（指定介護予防サー ビス等基準第百七十九条に 規定する基準該当介護予防 短期入所生活介護をいう。 以下同じ。）の事業を同一 の事業所において一体的に 運営している場合にあつて は、当該事業所における基 準該当短期入所生活介護又 は基準該当介護予防短期入 所生活介護の利用者。以下 この条及び第百四十条の二 十九において同じ。）の数 が三又はその端数を増すご とに一以上	
(3) 栄養士 (4) 機能訓練指導員 (5) 調理員その他の従業者	(3) 栄養士 (4) 機能訓練指導員 (5) 調理員その他の従業者	(3) 栄養士 1 以上 (4) 機能訓練指導員 1 以上 (5) 調理員その他の従業者 当該基準該当短期入所生活 介護事業所の実情に応じた 適当数	(3) 栄養士 1 以上 (4) 機能訓練指導員 1 以上 (5) 調理員その他の従業者 当該基準該当短期入所生活 介護事業所の実情に応じた 適当数	三 栄養士 一以上 四 機能訓練指導員 一以上 五 調理員その他の従業者 当 該基準該当短期入所生活介護 事業所の実情に応じた適当数	
2 前項各号に掲げる短期入所 生活介護従業者に関し必要な 基準は、規則で定める。	2 前項各号に掲げる短期入所 生活介護従業者に関し必要な 基準は、規則で定める。	2 前項第 2 号の利用者の数 は、前年度の平均値とする。 ただし、新規に基準該当短期 入所生活介護の事業を開始す る場合は、推定数による。 3 第 1 項第 4 号の機能訓練指 導員は、日常生活を営むのに 必要な機能の減退を防止す るための訓練を行う能力を有す る者とし、当該基準該当短期 入所生活介護事業所の他の職 務に従事することができるも のとする。 4 基準該当短期入所生活介護 事業者は、法その他の法律に	2 前項第 2 号の利用者の数 は、前年度の平均値とする。 ただし、新規に基準該当短期 入所生活介護の事業を開始す る場合は、推定数による。 3 第 1 項第 4 号の機能訓練指 導員は、日常生活を営むのに 必要な機能の減退を防止す るための訓練を行う能力を有す る者とし、当該基準該当短期 入所生活介護事業所の他の職 務に従事することができるも のとする。 4 基準該当短期入所生活介護 事業者は、法その他の法律に	2 前項第二号の利用者の数 は、前年度の平均値とする。 ただし、新規に基準該当短期 入所生活介護の事業を開始す る場合は、推定数による。 3 第一項第四号の機能訓練指 導員は、日常生活を営むのに 必要な機能の減退を防止す るための訓練を行う能力を有す る者とし、当該基準該当短期 入所生活介護事業所の他の職 務に従事することができるも のとする。 4 基準該当短期入所生活介護 事業者は、法その他の法律に	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
3 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第87条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第88条第1項及び第2項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者） 第98条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u> （利用定員等） 第99条 基準該当短期入所生活介護事業所は、その利用定員の数（当該基準該当短期入所生活介護事業所において同時	3 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第87条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第88条第1項及び第2項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者） 第98条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 （利用定員等） 第99条 基準該当短期入所生活介護事業所は、その利用定員の数（当該基準該当短期入所生活介護事業所において同時	規定する指定通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。	規定する指定通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。	規定する指定通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。 5 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百八十条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者） 第百四十条の二十八 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u> （利用定員等） 第百四十条の二十九 基準該当短期入所生活介護事業所は、その利用定員（当該基準該当短期入所生活介護事業所にお	（管理者） 第百四十条の二十八 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
に基準該当短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当短期入所生活介護又は基準該当介護予防短期入所生活介護の利用者をいう。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を20未満とし、基準該当短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。 2 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第90条第1項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （設備及び備品等） 第100条 基準該当短期入所生活介護事業所は、次に掲げる設備を設けるとともに、基準該当短期入所生活介護の提供に必要な備品等を備えなければならない。ただし、指定通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定通所介護事業所等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該指定通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当短	に基準該当短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当短期入所生活介護又は基準該当介護予防短期入所生活介護の利用者をいう。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を20未満とし、基準該当短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。 2 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第90条第1項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （設備及び備品等） 第100条 基準該当短期入所生活介護事業所は、次に掲げる設備を設けるとともに、基準該当短期入所生活介護の提供に必要な備品等を備えなければならない。ただし、指定通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定通所介護事業所等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該指定通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当短	（設備）	（設備）	いて同時に基準該当短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を二十人未満とし、基準該当短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。 2 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百八十二条第一項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （設備及び備品等） 第百四十条の三十 基準該当短期入所生活介護事業所には、次の各号に掲げる設備を設けるとともに、基準該当短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定通所介護事業所等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該指定通所	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。 (1) 居室 (2) 食堂 (3) 機能訓練室 (4) 浴室 (5) 便所 (6) 洗面所 (7) 静養室 (8) 面接室 (9) 介護職員室 (10) 前各号に掲げるもののほか、基準該当短期入所生活介護の提供に必要な設備 2 前項各号に掲げる設備に関し必要な基準は、規則で定める。	期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。 (1) 居室 (2) 食堂 (3) 機能訓練室 (4) 浴室 (5) 便所 (6) 洗面所 (7) 静養室 (8) 面接室 (9) 介護職員室 (10) 前各号に掲げるもののほか、基準該当短期入所生活介護の提供に必要な設備 2 前項各号に掲げる設備に関し必要な基準は、規則で定める。	第126条 条例第100条第1項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 居室 ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。 イ 利用者1人当たりの床面積は、7.43平方メートル以上とすること。 ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。 エ 間仕切りの設置等、利用者同士の視線の遮断の確保に配慮したものとなるよう努めること。 (2) 食堂及び機能訓練室 ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員の数（当該基準該当短期入所生活介護事業所において同時に基準該当短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数	第126条 条例第100条第1項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 居室 ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。 イ 利用者1人当たりの床面積は、7.43平方メートル以上とすること。 ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。 エ 間仕切りの設置等、利用者同士の視線の遮断の確保に配慮したものとなるよう努めること。 (2) 食堂及び機能訓練室 ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員の数（当該基準該当短期入所生活介護事業所において同時に基準該当短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数	介護事業所等の利用者等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。 一 居室 二 食堂 三 機能訓練室 四 浴室 五 便所 六 洗面所 七 静養室 八 面接室 九 介護職員室 2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 一 居室 イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。 ロ 利用者一人当たりの床面積は、七・四三平方メートル以上とすること。 ハ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。 二 食堂及び機能訓練室 イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		の上限をいう。）を乗じて得た面積以上とすること。 イ アにかかわらず、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができること。 (3) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。 (4) 便所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。 (5) 洗面所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。 (6) 廊下 幅は、利用者が車いすで円滑に移動することが可能なものとすること。 (7) 手すり 利用者の安全性を確保するために必要な箇所設けること。	の上限をいう。）を乗じて得た面積以上とすること。 イ アにかかわらず、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができること。 (3) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。 (4) 便所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。 (5) 洗面所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。 (6) 廊下 幅は、利用者が車いすで円滑に移動することが可能なものとすること。 (7) 手すり 利用者の安全性を確保するために必要な箇所設けること。	ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。 三 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。 四 便所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。 五 洗面所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。 3 基準該当短期入所生活介護事業所の廊下幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものでなければならない。 4 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百八十三条第一項から第三項までに規定する設備に関する	
3 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第91条第1項及び第2項の規定に基づく規則に規定する	3 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第91条第1項及び第2項の規定に基づく規則に規定する				

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
設備に関する基準を満たすことをもって、第1項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	設備に関する基準を満たすことをもって、第1項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	（指定通所介護事業所等との連携） 第127条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護の提供に際し、常に指定通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。	（指定通所介護事業所等との連携） 第127条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護の提供に際し、常に指定通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。	基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （指定通所介護事業所等との連携） 第百四十条の三十一 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護の提供に際し、常に指定通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。	
（準用） 第101条 第10条、第14条、第15条（第5項及び第6項を除く。）、第16条の2、第17条、第28条及び第78条並びに第4節（第89条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第16条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。	（準用） 第101条 第10条、第14条、第15条（第5項及び第6項を除く。）、第16条の2、第17条、第28条及び第78条並びに第4節（第89条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第16条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。	（準用） 第128条 第4条から第8条まで、第11条、第14条、第16条、第20条、第23条の2、第25条、第26条、第27条、第29条及び第71条並びに第3節（第101条第1項及び第114条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第4条第1項中「第9条」とあるのは「第101条において準用する条例第83条」と、第14条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第16条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第23条の2第2項及び第25条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第71条第3項から第5項までの規定中「通所介護	（準用） 第128条 第4条から第8条まで、第11条、第14条、第16条、第20条、第23条の2、第25条、第26条、第27条、第29条及び第71条並びに第3節（第101条第1項及び第114条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第4条第1項中「第9条」とあるのは「第101条において準用する条例第83条」と、第14条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第16条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第23条の2第2項及び第25条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第71条第3項から第5項までの規定中「通所介護	（準用） 第百四十条の三十二 第九条から第十三条まで、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十条の二、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条から第三十八条まで（第三十六条第五項及び第六項並びに第三十六条の二第二項を除く。）、第五十二条、第百一条、第百三条、第百四条、第百二十条並びに第四節（第百二十七条第一項及び第百四十条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第三十条の二第二項、第三十二条第一項並びに	（準用） 第百四十条の三十二 第九条から第十三条まで、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十条の二、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条から第三十八条まで（第三十六条第五項及び第六項並びに第三十六条の二第二項を除く。）、第五十二条、第百一条、第百三条、第百四条、第百二十条並びに第四節（第百二十七条第一項及び第百四十条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第三十条の二第二項、第三十二条第一項並びに

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第101条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第106条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第110条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第113条第2項第2号中「次条において準用する第14条第2項」とあるのは「第14条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第20条」とあるのは「第20条」と、同項第5号中「条例第89条において準用する条例第15条第2項」とあるのは「条例第15条第2項」と読み替えるものとする。	従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第101条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第106条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第110条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第113条第2項第2号中「次条において準用する第14条第2項」とあるのは「第14条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第20条」とあるのは「第20条」と、同項第5号中「条例第89条において準用する条例第15条第2項」とあるのは「条例第15条第2項」と読み替えるものとする。	に第三十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第百一条第三項及び第四項並びに第百四条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第百二十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第百三十三条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第百三十八条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、 <u>第百三十九条の二第二項第二号</u> 中「次条において準用する第十九条第二項」とあるのは「第十九条第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第二十六条」とあるのは「第二十六条」と、同項第五号中「次条において準用する第三十六条第二項」とあるのは「第三十六条第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第三十七条第二項」とあるのは「第三十七条第二項」と読み替えるものとする。	第三十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第百一条第三項及び第四項並びに第百四条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第百二十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第百三十三条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第百三十八条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、 <u>第百三十九条の三第二項第二号</u> 中「次条において準用する第十九条第二項」とあるのは「第十九条第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第二十六条」とあるのは「第二十六条」と、同項第五号中「次条において準用する第三十六条第二項」とあるのは「第三十六条第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第三十七条第二項」とあるのは「第三十七条第二項」と読み替えるものとする。
第10章 短期入所療養介護	第10章 短期入所療養介護	第10章 短期入所療養介護	第10章 短期入所療養介護	第十章 短期入所療養介護	
第1節 基本方針	第1節 基本方針			第一節 基本方針	
				（基本方針）	
第102条 指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護（以下「指定短期入所療養介	第102条 指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護（以下「指定短期入所療養介			第百四十一条 指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護（以下「指定短期入所療養	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。 第 2 節 人員に関する基準 第103条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）は、次の各号に掲げる当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）を置かななければならない。 (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士	護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。 第 2 節 人員に関する基準 第103条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）は、次の各号に掲げる当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）を置かななければならない。 (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士	第 1 節 人員に関する基準 第129条 指定短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業所ごとに置くべき短期入所療養介護従業者の員数は、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士を、それぞれ利用者（当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受	第 1 節 人員に関する基準 第129条 指定短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業所ごとに置くべき短期入所療養介護従業者の員数は、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士を、それぞれ利用者（当該指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受	介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。 第二節 人員に関する基準 （従業者の員数） 第百四十二条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。 一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者（当該指定短期入所療養介護事	（従業者の員数） 第百四十二条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。 一 （略）

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第138条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上	け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第138条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上	業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準第百八十七条第一項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス等基準第百八十六条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第百五十四条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。	
<u>(2) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士</u>	(削る)	<u>(2) 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士を、それぞれ利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法に規定する指定介護療養型医療</u>	(削る)	<u>二 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法（以下「平成十八年旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置</u>	(削る)

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
又は作業療法士		施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上		くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。	
<u>(3)</u> 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士	<u>(2)</u> 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士	(3) 療養病床を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員（医療法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士を、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上	<u>(2)</u> 療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員（医療法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士を、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上	三 療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。	二 療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
<u>(4)</u> 診療所（前2号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所 看護職員又は介護職員	<u>(3)</u> 診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所 看護職員又は介護職員	(4) 診療所（前2号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所 当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員及び介護職員の合計を、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備するとともに、看護職員又は介護職員を1以上	<u>(3)</u> 診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所 当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員及び介護職員の合計を、常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備するとともに、看護職員又は介護職員を1以上	四 診療所（前二号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若し	三 診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
(5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士	(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士	(5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上	(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上	くは准看護師又は介護職員を一人以上配置していること。 五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。 2 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百八十七条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	は介護職員を一人以上配置していること。 四 （略） 2 （略）
2 短期入所療養介護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。	2 短期入所療養介護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。				
3 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第94条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス等基準条例第93条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。	3 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第94条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス等基準条例第93条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。				

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第94条第1項及び第2項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第3節 設備に関する基準 第104条 指定短期入所療養介護事業所は、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を有しなければならない。 (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（<u>福岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例（平成24年福岡市条例第69号）</u>第19条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。） (2) 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（福岡市指定介護療養型医	以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第94条第1項及び第2項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第3節 設備に関する基準 第104条 指定短期入所療養介護事業所は、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を有しなければならない。 (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（<u>介護老人保健施設条例第19条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）</u> (削る)	第2節 設備に関する基準	第2節 設備に関する基準	第三節 設備に関する基準 （設備に関する基準） 第百四十三条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。 一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（<u>介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）</u>第三十九条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。 二 <u>指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（健康保険法等</u>	（設備に関する基準） 第百四十三条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。 一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（<u>介護老人保健施設基準第三十九条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。</u> (削る)

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
療施設の人員、設備及び運営の基準を定める条例（平成24年福岡市条例第72号）第18条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）				<u>の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。</u>	
(3) 療養病床を有する病院又は診療所（ <u>指定介護療養型医療施設であるものを除く。</u> ）である指定短期入所療養介護事業所 療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備	(2) 療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所 療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備			三 療養病床を有する病院又は診療所（ <u>指定介護療養型医療施設であるものを除く。</u> ）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。	二 療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。
(4) 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所次に掲げる設備	(3) 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所次に掲げる設備			四 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。	三 （略）
ア 指定短期入所療養介護を提供する病室	ア 指定短期入所療養介護を提供する病室	第130条 <u>条例第104条第1項第4号ア</u> に掲げる指定短期入所療養介護を提供する病室の利用者1人当たりの床面積は、6.4平方メートル以上とする。	第130条 <u>条例第104条第1項第3号ア</u> に掲げる指定短期入所療養介護を提供する病室の利用者1人当たりの床面積は、6.4平方メートル以上とする。	イ 指定短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートル以上とすること。	
イ 浴室 ウ 機能訓練を行うための場所	イ 浴室 ウ 機能訓練を行うための場所			ロ 浴室を有すること。 ハ 機能訓練を行うための場所を有すること。	
(5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ <u>ユニット型介護医療院（福岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例（平成30年福岡市条例第18号）</u>	(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ <u>ユニット型介護医療院（介護医療院条例第19条に規定するユニット型介護医療院をいう。第111条において同じ。）</u> に関するもの			五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ <u>ユニット型介護医療院（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号）</u>	四 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ <u>ユニット型介護医療院（介護医療院基準第四十三条に規定するユニット型介護医療院をいう。第百五十五条の四及び第</u>

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
第19条に規定するユニット型介護医療院をいう。第111条において同じ。）に関するものを除く。）	を除く。）			第四十三条に規定するユニット型介護医療院をいう。第百五十五条の四及び第百五十五条の十一において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。	百五十五条の十一において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。
2 前項第3号及び第4号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあつては、 <u>前項</u> に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。	2 前項第2号及び第3号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあつては、 <u>同項</u> に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。			2 前項第三号及び第四号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあつては、 <u>前項</u> に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。	2 前項第二号及び第三号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあつては、 <u>同項</u> に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。
3 前2項に定めるもののほか、指定短期入所療養介護事業所の設備に関し必要な基準は、規則で定める。	3 前2項に定めるもののほか、指定短期入所療養介護事業所の設備に関し必要な基準は、規則で定める。			3 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百八十八条第一項及び第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	3 （略）
4 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第95条第1項及び第2項並びに同条第3項の規定に基づく規則に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項、第2項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしている	4 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第95条第1項及び第2項並びに同条第3項の規定に基づく規則に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項、第2項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしている				

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
ものとみなすことができる。	ものとみなすことができる。				
第 4 節 運営に関する基準	第 4 節 運営に関する基準	第 3 節 運営に関する基準	第 3 節 運営に関する基準	第四節 運営に関する基準	
（対象者） 第105条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、又はその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定短期入所療養介護を提供するものとする。	（対象者） 第105条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、又はその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室又は診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室において指定短期入所療養介護を提供するものとする。			（対象者） 第百四十四条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定短期入所療養介護を提供するものとする。	（対象者） 第百四十四条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室又は診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室において指定短期入所療養介護を提供するものとする。
		（利用料等の受領） 第131条 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所療養介護事業者	（利用料等の受領） 第131条 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所療養介護事業者	（利用料等の受領） 第百四十五条 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所療養介護事業者	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定短期入所療養介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。） (2) 滞在に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定す	支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定短期入所療養介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。） (2) 滞在に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定す	に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。） 二 滞在に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		る居住費の負担限度額）を限度とする。） (3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用 (4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 (5) 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。） (6) 理美容代 (7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5 指定短期入所療養介護事業者は、第3項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。	る居住費の負担限度額）を限度とする。） (3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用 (4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 (5) 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。） (6) 理美容代 (7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5 指定短期入所療養介護事業者は、第3項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。	定する居住費の負担限度額）を限度とする。） 三 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用 四 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 五 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。） 六 理美容代 七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5 指定短期入所療養介護事業者は、第三項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。	
（指定短期入所療養介護の取扱方針） 第106条 指定短期入所療養介	（指定短期入所療養介護の取扱方針） 第106条 指定短期入所療養介			（指定短期入所療養介護の取扱方針） 第百四十六条 指定短期入所療	（指定短期入所療養介護の取扱方針） 第百四十六条 （略）

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を適切に行わなければならない。 2 指定短期入所療養介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配意して行わなければならない。 3 短期入所療養介護従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。 4 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 5 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。 (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。 (2) 身体的拘束等を行う以外に当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護	護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を適切に行わなければならない。 2 指定短期入所療養介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配意して行わなければならない。 3 短期入所療養介護従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。 4 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 5 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。 (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。 (2) 身体的拘束等を行う以外に当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護			養介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を妥当適切に行わなければならない。 2 指定短期入所療養介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第一項に規定する短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配意して行わなければならない。 3 短期入所療養介護従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。 4 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。	2～5 （略）

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
するための手段がないこと。 (3) 身体的拘束等が一時的なものであること。 6 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等を行うに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 前項の規定による身体拘束廃止委員会の判断の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) 当該身体的拘束等が必要な理由、その態様、時間その他必要な事項について利用者又はその家族に対して説明した上で、文書により利用者の同意を得ること。 (3) 当該身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに第4項の緊急やむを得ない場合の具体的内容を記録すること。 7 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等を行っている場合にあっては、その間、当該身体的拘束等が第5項各号に定める要件のいずれにも該当するかについて判断するため、身体拘束廃止委員会を必要に応じ随時開催しなければならない。この場合において、当該身体的拘束等が同項各号に定める要件のいずれかに該当しないと判断されたときは、直ちに当該身体的拘束等を廃止するものとする。 (新設)	するための手段がないこと。 (3) 身体的拘束等が一時的なものであること。 6 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等を行うに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 前項の規定による身体拘束廃止委員会の判断の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) 当該身体的拘束等が必要な理由、その態様、時間その他必要な事項について利用者又はその家族に対して説明した上で、文書により利用者の同意を得ること。 (3) 当該身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに第4項の緊急やむを得ない場合の具体的内容を記録すること。 7 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等を行っている場合にあっては、その間、当該身体的拘束等が第5項各号に定める要件のいずれにも該当するかについて判断するため、身体拘束廃止委員会を必要に応じ随時開催しなければならない。この場合において、当該身体的拘束等が同項各号に定める要件のいずれかに該当しないと判断されたときは、直ちに当該身体的拘束等を廃止するものとする。 <u>8 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u>			5 指定短期入所療養介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 (新設)	<u>6 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u>

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
8 指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	(1) <u>身体拘束廃止委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> (2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> (3) <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u> 9 指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	（短期入所療養介護計画の作成） 第132条 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成しなければならない。 2 短期入所療養介護計画は、既に居宅サービス計画が作成	（短期入所療養介護計画の作成） 第132条 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成しなければならない。 2 短期入所療養介護計画は、既に居宅サービス計画が作成	6 指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 （短期入所療養介護計画の作成） 第百四十七条 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成しなければならない。 2 短期入所療養介護計画は、既に居宅サービス計画が作成	二 <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> 二 <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> 三 <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u> 7 （略）

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
（診療の方針） 第107条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。 （1） 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上適切に行われること。 （2） 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うこと。 （3） 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。 （4） 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照ら	（診療の方針） 第107条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。 （1） 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上適切に行われること。 （2） 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うこと。 （3） 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。 （4） 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照ら	されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。 3 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。 4 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画を作成した際には、当該短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならない。	されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。 3 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。 4 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画を作成した際には、当該短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならない。	されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。 3 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 4 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画を作成した際には、当該短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならない。 （診療の方針） 第百四十八条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。 二 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。 三 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。 四 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照ら	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
して適切に行われること。 (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行わないこと。 (6) 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方しないこと。 (7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じること。	して適切に行われること。 (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行わないこと。 (6) 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方しないこと。 (7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じること。	（機能訓練） 第133条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行わなければならない。 （看護及び医学的管理の下における介護） 第134条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。 2 指定短期入所療養介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭^{しき}しなければならない。 3 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身	（機能訓練） 第133条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行わなければならない。 （看護及び医学的管理の下における介護） 第134条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。 2 指定短期入所療養介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭^{しき}しなければならない。 3 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身	して妥当適切に行う。 五 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならない。 六 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならない。 七 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。 （機能訓練） 第百四十九条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行わなければならない。 （看護及び医学的管理の下における介護） 第百五十条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。 2 指定短期入所療養介護事業者は、一週間に二回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清 ^{しき} ししなければならない。 3 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。 4 指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。 5 指定短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならない。 6 指定短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。 （食事） 第135条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。 2 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。 （その他のサービスの提供） 第136条 指定短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。 2 指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との	の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。 4 指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。 5 指定短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならない。 6 指定短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。 （食事） 第135条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。 2 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。 （その他のサービスの提供） 第136条 指定短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。 2 指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との	の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。 4 指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。 5 指定短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。 6 指定短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。 （食事の提供） 第百五十一条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとするともに、適切な時間に行われなければならない。 2 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。 （その他のサービスの提供） 第百五十二条 指定短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。 2 指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		連携を図るよう努めなければならない。 （運営規程） 第137条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額 (4) 通常の送迎の実施地域 (5) 施設利用に当たっての留意事項 (6) 非常災害対策 (7) 虐待の防止のための措置に関する事項 (8) その他運営に関する重要事項 （定員の遵守） 第138条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる数	連携を図るよう努めなければならない。 （運営規程） 第137条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額 (4) 通常の送迎の実施地域 (5) 施設利用に当たっての留意事項 (6) 非常災害対策 (7) 虐待の防止のための措置に関する事項 (8) その他運営に関する重要事項 （定員の遵守） 第138条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる数	連携を図るよう努めなければならない。 （運営規程） 第百五十三条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額 四 通常の送迎の実施地域 五 施設利用に当たっての留意事項 六 非常災害対策 七 虐待の防止のための措置に関する事項 八 その他運営に関する重要事項 （定員の遵守） 第百五十四条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数	（定員の遵守） 第百五十四条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 一 （略）

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		(2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所 療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる数 (3) 診療所（前号に掲げるものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所 指定短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる数 (4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数 （衛生管理等） 第139条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。 （記録の整備） 第140条 指定短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 指定短期入所療養介護事業	(2) 療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所 療養病床に係る病床数及び療養病床に係る病室の定員を超えることとなる数 (3) 診療所（前号に掲げるものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所 指定短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる数 (4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる数 （衛生管理等） 第139条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。 （記録の整備） 第140条 指定短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 指定短期入所療養介護事業	二 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数 三 診療所（前号に掲げるものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、指定短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数 四 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数 （記録の整備） 第百五十四条の二 指定短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 指定短期入所療養介護事業	二 療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床に係る病床数及び療養病床に係る病室の定員を超えることとなる利用者数 三・四 （略） （記録の整備） 第百五十四条の二 （略） 2 指定短期入所療養介護事業

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 (1) 短期入所療養介護計画 (2) 次条において準用する第14条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 条例第106条第６項第３号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない場合の具体的内容の記録 (4) 次条において準用する第20条に規定する市町村への通知に係る記録 (5) 条例第108条において準用する条例第15条第２項に規定する苦情の内容等の記録 (6) 条例第108条において準用する条例第88条第３項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 (1) 短期入所療養介護計画 (2) 次条において準用する第14条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 条例第106条第６項第３号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない場合の具体的内容の記録 (4) 次条において準用する第20条の規定による市町村への通知に係る記録 (5) 条例第108条において準用する条例第15条第２項に規定する苦情の内容等の記録 (6) 条例第108条において準用する条例第88条第３項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一 短期入所療養介護計画 二 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 三 第百四十六条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録 五 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録 六 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一 （略） 二 次条において準用する第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 三 第百四十六条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四 次条において準用する第二十六条の規定による市町村への通知に係る記録 五 次条において準用する第三十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録 六 次条において準用する第三十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
（準用） 第108条 第10条、第14条、第15条、第16条の２、第17条、第28条、第83条、第84条第２項、第87条及び第88条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第16条の２第１号及び第３号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第83条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。	（準用） 第108条 第10条、第14条、第15条、第16条の２、第17条、第28条、第83条、第84条第２項、第87条及び第88条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第16条の２第１号及び第３号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第83条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。	（準用） 第141条 第４条から第８条まで、第10条、第11条、第14条、第16条、第20条、第23条の２、第25条、第27条、第29条、第71条、 <u>第111条（第１項を除く。）及び第112条</u> の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第４条第１項中「第９条」とあるのは「第108条において準用する条例第83条」と、第23条の２第２項及び第25条第１項中「訪問介護員等」とあるのは	（準用） 第141条 第４条から第８条まで、第10条、第11条、第14条、第16条、第20条、第23条の２、第25条、第27条、第29条、第71条、 <u>及び第111条（第１項を除く。）から第112条の２までの規定は</u> 、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第４条第１項中「第９条」とあるのは「第108条において準用する条例第83条」と、第23条の２第２項及び第25条第１項中「訪問介護員	（準用） 第百五十五条 第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十条の二、第三十二条、第三十三条、第三十五条から第三十八条まで（第三十六条の二第二項を除く。）、第五十二条、第一百一条、第一百三条、第一百八条、第一百二十五条、第一百二十六条第二項 <u>及び第百三十九条</u> の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第三十条の	（準用） 第百五十五条 第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十条の二、第三十二条、第三十三条、第三十五条から第三十八条まで（第三十六条の二第二項を除く。）、第五十二条、第一百一条、第一百三条、第一百八条、第一百二十五条、第一百二十六条第二項、 <u>第百三十九条及び第百三十九条の二</u> の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合にお

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		「短期入所療養介護従業者」と、第71条第3項から第5項までの規定中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。	等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第71条第3項から第5項までの規定中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。	二第二項、第三十二条第一項並びに第三十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第百一条第三項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第百十八条第二項第一号及び第三号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第百二十五条第一項中「第百三十七条」とあるのは「第百五十三条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。	いて、第三十条の二第二項、第三十二条第一項並びに第三十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第百一条第三項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第百十八条第二項第一号及び第三号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第百二十五条第一項中「第百三十七条」とあるのは「第百五十三条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。
第5節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準	第5節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準	第4節 <u>ユニット型指定短期入所療養介護の事業の運営に関する基準</u>	第4節 <u>ユニット型指定短期入所療養介護の事業の設備及び運営に関する基準</u>	第五節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準	
第1款 この節の趣旨及び基本方針	第1款 この節の趣旨及び基本方針			第一款 この節の趣旨及び基本方針	
（この節の趣旨） 第109条 第1節、第3節及び前節の規定にかかわらず、ユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定短期入所療養介護の事業であって、その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室（当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章におい	（この節の趣旨） 第109条 第1節、第3節及び前節の規定にかかわらず、ユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定短期入所療養介護の事業であって、その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室（当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章におい			（この節の趣旨） 第百五十五条の二 第一節、第三節及び前節の規定にかかわらず、ユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定短期入所療養介護の事業であって、その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室（当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下こ	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
て同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。 （基本方針） 第110条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業は、利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。 第 2 款 設備に関する基準 第111条 <u>ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）は、次の各号に掲げる当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の種類</u>の区分に応じ、それぞれ	て同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。 （基本方針） 第110条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業は、利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。 第 2 款 設備に関する基準 第 111 条 <u>介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、法に</u>	（新設）	<u>第 1 款 設備に関する基準</u>	の章において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。 （基本方針） 第百五十五条の三 ユニット型指定短期入所療養介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。 第二款 設備に関する基準 （設備に関する基準） 第百五十五条の四 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）<u>の設備に関する基準は、次のとおりとす</u>	（設備に関する基準） 第百五十五条の四 <u>介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準</u>

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
<u>当該各号に定める設備を有しなければならない。</u>	<u>規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。</u>			<u>る。</u>	<u>は、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。</u>
<u>(1) 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）</u>	(削る)			<u>二 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。</u>	(削る)
<u>(2) 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）</u>	(削る)			<u>二 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有することとする。</u>	(削る)
<u>(3) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）</u>	(削る)			<u>三 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。</u>	(削る)
<u>(4) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養</u>	(削る)			<u>四 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指</u>	(削る)

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
<u>型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）</u> (5) <u>介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）</u> (新設)	(削る) 2 <u>療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。</u> (1) <u>療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。</u> (2) <u>療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室に関し必要な基準は、規則で定める。</u>	(新設)	第141条の2 <u>条例111条第2項第2号に規定する設備の基準は、次のとおりとする。</u> (1) <u>ユニット</u> <u>ア 病室</u> <u>(ア) 一の病室の定員は、1人とする。</u> <u>ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上市長が必要と認める場合は、2人とすることができる。</u> <u>(イ) いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設ける</u>	<u>定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。</u> 五 <u>介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。</u> (新設)	(削る) 2 <u>療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。</u> 一 <u>療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。</u> 二 <u>療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。</u> <u>イ ユニット</u> <u>(1) 病室</u> <u>(i) 一の病室の定員は、一人とする。</u> <u>。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。</u> <u>(ii) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室</u>

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
			<u>とともに、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね 10 人以下とし、15 人を超えないものとする</u><u>こと。</u> <u>（ウ） 一の病室の床面積等は、10.65 平方メートル以上とすること。ただし、（ア）ただし書の場合にあっては、21.3 平方メートル以上とすること。</u> <u>（エ） ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</u> <u>イ 共同生活室</u> <u>（ア） いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</u> <u>（イ） 一の共同生活室の床面積は、2 平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</u> <u>（ウ） 必要な設備及び備品を備えること。</u> <u>ウ 洗面設備</u> <u>（ア） 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</u>		<u>に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする</u><u>こと。</u> <u>（iii） 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、（i）ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上とすること。</u> <u>（iv） ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</u> <u>（2） 共同生活室</u> <u>（i） 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</u> <u>（ii） 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</u> <u>（iii） 必要な設備及び備品を備えること。</u> <u>（3） 洗面設備</u> <u>（i） 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</u>

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
			<u>(イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</u> エ 便所 <u>(ア) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</u> <u>(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</u> <u>(2) 廊下 幅は、1.8 メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7 メートル以上とすること。</u> <u>(3) 機能訓練室 内法による測定で 40 平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。</u> <u>(4) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</u> <u>2 前項第 2 号から第 4 号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</u> <u>3 第 1 項第 1 号イの共同生活室は、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 21 条第 3 号に規定する食堂とみなす。</u>		<u>(ii) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</u> 。- (4) 便所 <u>(i) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</u> <u>(ii) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</u> ロ 廊下幅 <u>一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。</u> ハ 機能訓練室 <u>内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。</u> 三 浴室 <u>身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</u> 三 前号ロからニまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。 四 第二号イ(2)の共同生活室は、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第二十一条第三号に規定する食堂とみなす。 五 前各号に規定するものの
	(3) 前 2 号に規定するものの				

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
(新設)	ほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。 3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。 (1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。 (2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室に関し必要な基準は、規則で定める。		4 条例第111条第3項第2号に規定する設備の基準は、次のとおりとする。 (1) ユニット ア 病室 (ア) 一の病室の定員は、1人とする。こと。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上市長が必要と認める場合は、2人とする。ことができること。 (イ) いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けるとともに、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。こと。		ほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。 3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。 一 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。 二 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。 イ ユニット (1) 病室 (i) 一の病室の定員は、一人とする。こと。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。こと。 (ii) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
			<u>（ウ） 一の病室の床面積は、10.65 平方メートル以上とすること。</u> <u>ただし、（ア）ただし書の場合にあっては、21.3 平方メートル以上とすること。</u> <u>（エ） ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</u> <u>イ 共同生活室</u> <u>（ア） いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</u> <u>（イ） 一の共同生活室の床面積は、2 平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</u> <u>（ウ） 必要な設備及び備品を備えること。</u> <u>ウ 洗面設備</u> <u>（ア） 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</u> <u>（イ） 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</u> <u>エ 便所</u> <u>（ア） 病室ごとに設けるか、又は共同生活室</u>		<u>こと。</u> <u>（iii） 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、（i）ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上とすること。</u> <u>（iv） ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</u> <u>（2） 共同生活室</u> <u>（i） 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</u> <u>（ii） 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</u> <u>（iii） 必要な設備及び備品を備えること。</u> <u>（3） 洗面設備</u> <u>（i） 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</u> <u>（ii） 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</u> <u>（4） 便所</u> <u>（i） 病室ごとに設けること、又は共同生</u>

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
			<u>ごとに適当数設けること。</u> <u>(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</u> <u>(2) 廊下 幅は、1.8 メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7 メートル以上とすること。</u> <u>(3) 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。</u> <u>(4) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</u> <u>5 前項第2号から第4号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</u> <u>6 第4項第1号イの共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。</u>		<u>居室ごとに適当数設けること。</u> <u>(ii) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</u> <u>ロ 廊下幅</u> <u>一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。</u> <u>ハ 機能訓練室</u> <u>機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。</u> <u>ニ 浴室</u> <u>身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</u> <u>三 前号ロからニまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</u> <u>四 第二号イ(2)の共同生活室は、医療法施行規則第二十一条の四において準用する同令第二十一条第三号に規定する食堂とみなす。</u> <u>五 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。</u>
(新設)	<u>(3) 前2号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。</u> <u>4 介護医療院であるユニット</u>			(新設)	<u>4 介護医療院であるユニット</u>

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第103条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第101条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第103条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、<u>前項</u>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第103条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第101条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第103条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、<u>それぞれ前各項</u>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。			2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準第二百五条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等基準第二百三条に規定する指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第二百五条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、<u>前項</u>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準第二百五条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等基準第二百三条に規定する指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第二百五条第一項から第四項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、<u>前各項</u>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
第3款 運営に関する基準	第3款 運営に関する基準	(新設)	第2款 運営に関する基準	第三款 運営に関する基準	
		(利用料等の受領) 第142条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指	(利用料等の受領) 第142条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指	(利用料等の受領) 第百五十五条の五 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部とし	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。 (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。） (2) 滞在に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定によ	定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。 (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。） (2) 滞在に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定によ	て、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。 一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。） 二 滞在に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		り当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第２項第２号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。） (3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用 (4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 (5) 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。） (6) 理美容代 (7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 4 前項第１号から第４号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、第３項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第１号から第４号ま	り当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第２項第２号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。） (3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用 (4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 (5) 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。） (6) 理美容代 (7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 4 前項第１号から第４号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、第３項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第１号から第４号ま	により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。） 三 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用 四 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 五 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。） 六 理美容代 七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、第三項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号ま	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
（指定短期入所療養介護の取扱方針） 第112条 指定短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。 2 指定短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。 3 指定短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。 4 指定短期入所療養介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。	（指定短期入所療養介護の取扱方針） 第112条 指定短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。 2 指定短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。 3 指定短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。 4 指定短期入所療養介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。	でに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。	でに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。	でに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。 （指定短期入所療養介護の取扱方針） 第百五十五条の六 指定短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。 2 指定短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。 3 指定短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。 4 指定短期入所療養介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。	（指定短期入所療養介護の取扱方針） 第百五十五条の六 （略） 2～7 （略）

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 7 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。 (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。 (2) 身体的拘束等を行う以外に当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための手段がないこと。 (3) 身体的拘束等が一時的なものであること。 8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等を行うに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 前項の規定による身体拘束廃止委員会の判断の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) 当該身体的拘束等が必要な理由、その態様、時間その他必要な事項について利用者又はその家族に対して説明した上で、文書により利用者の同意を得ること。 (3) 当該身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者	6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 7 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。 (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。 (2) 身体的拘束等を行う以外に当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための手段がないこと。 (3) 身体的拘束等が一時的なものであること。 8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等を行うに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 前項の規定による身体拘束廃止委員会の判断の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) 当該身体的拘束等が必要な理由、その態様、時間その他必要な事項について利用者又はその家族に対して説明した上で、文書により利用者の同意を得ること。 (3) 当該身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者			6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 7 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
の心身の状況並びに第 6 項の緊急やむを得ない場合の具体的内容を記録すること。 9 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等を行っている場合にあっては、その間、当該身体的拘束等が第 7 項各号に定める要件のいずれにも該当するかについて判断するため、身体拘束廃止委員会を必要に応じ随時開催しなければならない。この場合において、当該身体的拘束等が同項各号に定める要件のいずれかに該当しないと判断されたときは、直ちに当該身体的拘束等を廃止するものとする。 （新設）	の心身の状況並びに第 6 項の緊急やむを得ない場合の具体的内容を記録すること。 9 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等を行っている場合にあっては、その間、当該身体的拘束等が第 7 項各号に定める要件のいずれにも該当するかについて判断するため、身体拘束廃止委員会を必要に応じ随時開催しなければならない。この場合において、当該身体的拘束等が同項各号に定める要件のいずれかに該当しないと判断されたときは、直ちに当該身体的拘束等を廃止するものとする。 <u>10 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 身体拘束廃止委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> <u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> <u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u> 11 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその			（新設）	<u>8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> <u>二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> <u>三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u> <u>8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその</u>
10 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその				8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその	9 （略）

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
改善を図らなければならない。	改善を図らなければならない。	（看護及び医学的管理の下における介護） 第143条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニット（<u>少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室（当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この節において同じ。）により一体的に構成される場所をいう。以下この節において同じ。）</u>において利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭^{しき}を行うことをもって入浴の機	（看護及び医学的管理の下における介護） 第143条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭^{しき}を行うことをもって入浴の機	改善を図らなければならない。 （看護及び医学的管理の下における介護） 第百五十五条の七 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しき^{しき}を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることがで	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		会の提供に代えることができる。 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。 6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。 7 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。 （食事） 第144条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。 3 ユニット型指定短期入所療	会の提供に代えることができる。 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。 6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。 7 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。 （食事） 第144条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。 3 ユニット型指定短期入所療	きる。 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。 6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。 7 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。 （食事） 第百五十五条の八 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。 3 ユニット型指定短期入所療	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。 （その他のサービスの提供） 第145条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。 （運営規程） 第146条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費	養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。 （その他のサービスの提供） 第145条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。 （運営規程） 第146条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費	養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。 （その他のサービスの提供） 第百五十五条の九 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。 （運営規程） 第百五十五条の十 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		用の額 (4) 通常の送迎の実施地域 (5) 施設利用に当たっての留意事項 (6) 非常災害対策 (7) 虐待の防止のための措置に関する事項 (8) その他運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等) 第147条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行わなければならない。 (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所療養介護を提供しな	用の額 (4) 通常の送迎の実施地域 (5) 施設利用に当たっての留意事項 (6) 非常災害対策 (7) 虐待の防止のための措置に関する事項 (8) その他運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等) 第147条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行わなければならない。 (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所療養介護を提供しな	用の額 四 通常の送迎の実施地域 五 施設利用に当たっての留意事項 六 非常災害対策 七 虐待の防止のための措置に関する事項 八 その他運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等) 第百五十五条の十の二 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。 一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所療養介護を提供しな	(勤務体制の確保等) 第百五十五条の十の二 (略) 2～4 (略)

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		なければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の具体的な研修計画を策定するとともに、短期入所療養介護従業者に対し、研修機関又は当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者が実施する研修その他その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 （新設） 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の人権の擁護、高齢者虐待の防止等のため、短期入所療養介護従業者に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。 6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適正なサービスの提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつ	なければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の具体的な研修計画を策定するとともに、短期入所療養介護従業者に対し、研修機関又は当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者が実施する研修その他その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 5 <u>ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u> 6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の人権の擁護、高齢者虐待の防止等のため、短期入所療養介護従業者に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。 7 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適正なサービスの提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつ	なければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 （新設） 5 <u>ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u> 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な	5 <u>ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u> 6 （略）

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		て業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 （定員の遵守） 第148条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる数以上の利用者（当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 (1) ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる数 (2) <u>ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット</u>	て業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 （定員の遵守） 第148条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる数以上の利用者（当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 (1) ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる数 （削る）	言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 （定員の遵守） 第百五十五条の十一 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 一 ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数 二 <u>ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット</u>	（定員の遵守） 第百五十五条の十一 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 一 （略） （削る）

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		<u>型指定短期入所療養介護事業所　利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる数</u>		<u>型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数</u>	
		<u>③　ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者</u>	<u>②　ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる数</u>	<u>三　ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者</u>	<u>二　（略）</u>
（準用） 第113条　第105条、第107条及び第108条の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。	（準用） 第113条　第105条、第107条及び第108条の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。	（準用） 第149条　第132条、第133条、第139条、第140条及び第141条（第71条の準用に係る部分を除く。）の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第140条第2項第2号中「次条」とあるのは「第149条において準用する第141条」と、同項第3号中「第106条第6項第3号」とあるのは「第112条第8項第3号」と、同項第4号中「次条」とあるのは「第149条において準用する第141条」と、同項第5号及び第6号中「第108条」とあるのは「第113条において準用する条例第108条」と、第141条において準用する第4条第1項中「第9条」とあるのは「第113条において準用する条例第108条において準用する条例第83条」と読み替えるものとする。	（準用） 第149条　第132条、第133条、第139条、第140条及び第141条（第71条の準用に係る部分を除く。）の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第140条第2項第2号中「次条」とあるのは「第149条において準用する第141条」と、同項第3号中「第106条第6項第3号」とあるのは「第112条第8項第3号」と、同項第4号中「次条」とあるのは「第149条において準用する第141条」と、同項第5号及び第6号中「第108条」とあるのは「第113条において準用する条例第108条」と、第141条において準用する第4条第1項中「第9条」とあるのは「第113条において準用する条例第108条において準用する条例第83条」と読み替えるものとする。	（準用） 第百五十五条の十二　第百四十四条、第百四十七条から第百四十九条まで、第百五十四条の二及び第百五十五条（第一条の準用に係る部分を除く。）の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第百五十四条の二第二項第二号中「次条」とあるのは「第百五十五条の十二において準用する第百五十五条」と、同項第三号中「第百四十六条第五項」とあるのは「第百五十五条の六第七項」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百五十五条の十二において準用する第百五十五条」と、第百五十五条中「第百三十七条」とあるのは「第百三十七条に規定する運営規程」と、「第百五十三条」とあるのは「第百五十五条の十に規定する重要事項に関する規程」と読み替えるものとす	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
				る。	
				第十一章 削除	
				第百五十六条 削除	
				第百五十七条 削除	
				第百五十八条 削除	
				第百五十九条 削除	
				第百六十条 削除	
				第百六十一条 削除	
				第百六十二条 削除	
				第百六十三条 削除	
				第百六十四条 削除	
				第百六十五条 削除	
				第百六十六条 削除	
				第百六十七条 削除	
				第百六十八条 削除	
				第百六十九条 削除	
				第百七十条 削除	
				第百七十一条 削除	
				第百七十二条 削除	
				第百七十三条 削除	
第11章 特定施設入居者生活介護	第11章 特定施設入居者生活介護	第11章 特定施設入居者生活介護	第11章 特定施設入居者生活介護	第十二章 特定施設入居者生活介護	
第1節 基本方針	第1節 基本方針			第一節 基本方針	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
第114条 指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護（以下「指定特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、特定施設サービス計画（法第8条第11項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、当該指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が当該指定特定施設（特定施設であって、当該指定特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。 2 指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「指定特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。 第2節 人員に関する基準 （従業者） 第115条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「特定施設従業者」という。）を置かなければならない。	第114条 指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護（以下「指定特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、特定施設サービス計画（法第8条第11項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、当該指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が当該指定特定施設（特定施設であって、当該指定特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。 2 指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「指定特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。 第2節 人員に関する基準 （従業者） 第115条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「特定施設従業者」という。）を置かなければならない。	第1節 人員に関する基準 第150条 条例第115条第1項各号に掲げる特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。	第1節 人員に関する基準 第150条 条例第115条第1項各号に掲げる特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。	（基本方針） 第百七十四条 指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護（以下「指定特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、特定施設サービス計画（法第八条第十一项に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、当該指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が当該指定特定施設（特定施設であって、当該指定特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。 2 指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「指定特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。 第二節 人員に関する基準 （従業者の員数） 第百七十五条 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「特定施設従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。	（従業者の員数） 第百七十五条 （略）

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
(1) 生活相談員	(1) 生活相談員	(1) 生活相談員 常勤換算方法で、指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）の数が100又はその端数を増すごとに1以上	(1) 生活相談員 常勤換算方法で、指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）の数が100又はその端数を増すごとに1以上	一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一人以上	
(2) 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員	(2) 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員	(2) 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員 ア 看護職員及び介護職員の合計を、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。 イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。 （ア） 利用者の数が30以下の指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1以上 （イ） 利用者の数が30を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ウ 常に1以上の指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。	(2) 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員 ア 看護職員及び介護職員の合計を、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。 イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。 （ア） 利用者の数が30以下の指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1以上 （イ） 利用者の数が30を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ウ 常に1以上の指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。	二 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員 イ 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。 ロ 看護職員の数は、次のとおりとすること。 （1） 利用者の数が三十を超えない指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、一以上 （2） 利用者の数が三十を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、一に利用者の数が三十を超えて五十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上 ハ 常に一以上の指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。	
(3) 機能訓練指導員	(3) 機能訓練指導員	(3) 機能訓練指導員 1以上	(3) 機能訓練指導員 1以上	三 機能訓練指導員 一以上	
(4) 計画作成担当者	(4) 計画作成担当者	(4) 計画作成担当者 1以上（利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）	(4) 計画作成担当者 1以上（利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）	四 計画作成担当者 一以上（利用者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）	
2 前項各号に掲げる特定施設従業者に関し必要な基準は、規則で定める。	2 前項各号に掲げる特定施設従業者に関し必要な基準は、規則で定める。	2 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者	2 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者	2 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者	2～8 （略）

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		（福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第70号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第106条第2項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護（同条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下この条において同じ。）の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。 (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が100又はその端数を増すごとに1以上 (2) 看護職員又は介護職員 ア 看護職員及び介護職員の合計を、常勤換算方法で、利用者の数及び介護予防サービスの利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。 イ 看護職員の数、次の	（福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第70号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第106条第2項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護（同条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下この条において同じ。）の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。 (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が100又はその端数を増すごとに1以上 (2) 看護職員又は介護職員 ア 看護職員及び介護職員の合計を、常勤換算方法で、利用者の数及び介護予防サービスの利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。 イ 看護職員の数、次の	（指定介護予防サービス等基準第二百三十条第二項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等基準第二百三十条第一項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、特定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとする。 一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が百又はその端数を増すごとに一人以上 二 看護職員又は介護職員 イ 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数及び介護予防サービスの利用者の数に十分の三を乗じて得た数の合計数が三又はその端数を増すごとに一人以上であること。 ロ 看護職員の数、次のと	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		とおりとすること。 （ア） 総利用者数が30以下の指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1以上 （イ） 総利用者数が30を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1に総利用者数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ウ 常に1以上の指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。 （3） 機能訓練指導員 1以上 （4） 計画作成担当者 1以上 （総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。） 3 前2項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 4 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち1人以上は、常勤でなければならない。 5 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は、常勤	とおりとすること。 （ア） 総利用者数が30以下の指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1以上 （イ） 総利用者数が30を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1に総利用者数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ウ 常に1以上の指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。 （3） 機能訓練指導員 1以上 （4） 計画作成担当者 1以上 （総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。） 3 前2項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 4 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち1人以上は、常勤でなければならない。 5 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は、常勤	おりとすること。 （1） 総利用者数が三十を超えない指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、一以上 （2） 総利用者数が三十を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、一に総利用者数が三十を超えて五十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上 ハ 常に一以上の指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。 三 機能訓練指導員 一以上 四 計画作成担当者 一以上 （総利用者数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。） 3 前二項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 4 第一項第一号又は第二項第一号の生活相談員のうち一人以上は、常勤でなければならない。 5 第一項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち一人以上、及び介護職員のうち一人以上は、常勤	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		でなければならない。 6 第1項第3号又は第2項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定特定施設における他の職務に従事することができるものとする。 7 第1項第4号又は第2項第4号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画（第2項の場合にあっては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者（第2項の場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事することができるものとする。 8 第2項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ1人以上は、常勤でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人が常勤であれば足りるものとする。 （新設）	でなければならない。 6 第1項第3号又は第2項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定特定施設における他の職務に従事することができるものとする。 7 第1項第4号又は第2項第4号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画（第2項の場合にあっては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者（第2項の場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事することができるものとする。 8 第2項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ1人以上は、常勤でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人が常勤であれば足りるものとする。 <u>9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1」とある</u>	の者でなければならない。 6 第一項第三号又は第二項第三号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。 7 第一項第四号又は第二項第四号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画（第二項の場合にあっては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者（第二項の場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。 8 第二項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか一人が常勤であれば足りるものとする。 （新設）	<u>9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第一項第二号イ及び第二項第二号イの規定の適用については、これらの規定中「一」とある</u>

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
			<u>のは、「0.9」とする。</u> <u>(1) 第163条において準用する第112条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的を確認していること。</u> <u>ア 利用者の安全及びケアの質の確保</u> <u>イ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮</u> <u>ウ 緊急時の体制整備</u> <u>エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検</u> <u>オ 特定施設従業者に対する研修</u> <u>(2) 介護機器を複数種類活用していること。</u> <u>(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。</u> <u>。</u> <u>(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。</u>		<u>のは、「〇・九」とする。</u> <u>二 第百九十二条において準用する第百三十九条の二に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的を確認していること。</u> <u>イ 利用者の安全及びケアの質の確保</u> <u>ロ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮</u> <u>ハ 緊急時の体制整備</u> <u>ニ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検</u> <u>ホ 特定施設従業者に対する研修</u> <u>二 介護機器を複数種類活用していること。</u> <u>三 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。</u> <u>。</u> <u>四 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。</u>
（管理者） 第116条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従	（管理者） 第116条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従			（管理者） 第百七十六条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務	（管理者） 第百七十六条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事</u>することができるものとする。 第 3 節 設備に関する基準 第117条 指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。	事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 第 3 節 設備に関する基準 第117条 指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。	第 2 節 設備に関する基準 第151条 条例第117条第 2 項の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。 (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 (3) 避難口の増設、搬送を容	第 2 節 設備に関する基準 第151条 条例第117条第 2 項の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。 (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 (3) 避難口の増設、搬送を容	に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事</u>することができるものとする。 第三節 設備に関する基準 （設備に関する基準） 第百七十七条 指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 三 避難口の増設、搬送を容	に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
3 指定特定施設は、次に掲げる設備を設けるとともに、指定特定施設入居者生活介護の提供に必要な備品等を備えなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあつては一時介護室（一時的に利用者移して指定特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下同じ。）を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあつては機能訓練室を設けないことができるものとする。 (1) 一時介護室 (2) 浴室 (3) 便所 (4) 食堂 (5) 機能訓練室 (6) 汚物処理室 (7) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 (8) 前各号に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護の提供に必要な設備 4 介護居室（指定特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。）及び前項各号に掲げる設備に関し必要な基準は、規則で定める。	3 指定特定施設は、次に掲げる設備を設けるとともに、指定特定施設入居者生活介護の提供に必要な備品等を備えなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあつては一時介護室（一時的に利用者移して指定特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下同じ。）を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあつては機能訓練室を設けないことができるものとする。 (1) 一時介護室 (2) 浴室 (3) 便所 (4) 食堂 (5) 機能訓練室 (6) 汚物処理室 (7) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 (8) 前各号に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護の提供に必要な設備 4 介護居室（指定特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。）及び前項各号に掲げる設備に関し必要な基準は、規則で定める。	易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。 2 介護居室及び条例第117条第3項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 介護居室	易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。 2 介護居室及び条例第117条第3項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 介護居室	易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。 3 指定特定施設は、一時介護室（一時的に利用者移して指定特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下同じ。）、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有しなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあつては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあつては機能訓練室を設けないことができるものとする。 4 指定特定施設の介護居室（指定特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。）、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、次の基準を満たさなければならない。 一 介護居室は、次の基準を	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とする事ができる。 イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。 ウ 地階に設けないこと。 エ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 (2) 一時介護室 介護を行うために適当な広さを有すること。 (3) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。 (4) 便所 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。 (5) 食堂 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。 (6) 機能訓練室 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。 (7) 手すり 利用者の安全性を確保するために必要な箇所設けること。 3 指定特定施設は、利用者が車いすで円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。	ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とする事ができる。 イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。 ウ 地階に設けないこと。 エ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 (2) 一時介護室 介護を行うために適当な広さを有すること。 (3) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。 (4) 便所 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。 (5) 食堂 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。 (6) 機能訓練室 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。 (7) 手すり 利用者の安全性を確保するために必要な箇所設けること。 3 指定特定施設は、利用者が車いすで円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。	満たすこと。 イ 一の居室の定員は、一人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができるものとする。 ロ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。 ハ 地階に設けてはならないこと。 ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 二 一時介護室は、介護を行うために適当な広さを有すること。 三 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。 四 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。 五 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。 六 機能訓練室は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。 5 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。 6 指定特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。 7 前各項に定めるもののほか、指定特定施設の構造設備	
5 第1項から第3項まで及び前項の規定に基づく規則に定	5 第1項から第3項まで及び前項の規定に基づく規則に定				

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法（昭和23年法律第186号）の定めるところによる。 6 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第106条第2項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護（同条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。）の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第109条第1項から第3項まで及び第5項並びに同条第4項の規定に基づく規則に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項まで及び前項並びに第4項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第4節 運営に関する基準 （内容及び手続の説明及び契約の締結等） 第118条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選	めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法（昭和23年法律第186号）の定めるところによる。 6 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第106条第2項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護（同条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。）の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第109条第1項から第3項まで及び第5項並びに同条第4項の規定に基づく規則に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項まで及び前項並びに第4項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第4節 運営に関する基準 （内容及び手続の説明及び契約の締結等） 第118条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選	第3節 運営に関する基準	第3節 運営に関する基準	の基準については、建築基準法及び消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の定めるところによる。 8 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準第二百三十三条第一項から第七項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第四節 運営に関する基準 （内容及び手続の説明及び契約の締結等） 第百七十八条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第百八十九条の運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
扱に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第1項の契約に係る文書に明記しなければならない。 （指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等） 第119条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。 3 指定特定施設入居者生活介	扱に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第1項の契約に係る文書に明記しなければならない。 （指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等） 第119条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。 3 指定特定施設入居者生活介			込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第一項の契約に係る文書に明記しなければならない。 4 第八条第二項から第六項までの規定は、第一項の規定による文書の交付について準用する。 （指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等） 第百七十九条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。 3 指定特定施設入居者生活介	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
護事業者は、入居申込者又は入居者（以下「入居者等」という。）が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。 （法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意） 第120条 削除	護事業者は、入居申込者又は入居者（以下「入居者等」という。）が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。 （法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意） 第120条 削除	（サービスの提供の記録） 第152条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の開始に際しては当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、指定特定施設入居者生活介護の終了に際しては当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からその記録に係る情報の提供の申出があった場合には、当該記録の写しの交付その他適切な方法により、提供しなければならない。	（サービスの提供の記録） 第152条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の開始に際しては当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、指定特定施設入居者生活介護の終了に際しては当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からその記録に係る情報の提供の申出があった場合には、当該記録の写しの交付その他適切な方法により、提供しなければならない。	護事業者は、入居申込者又は入居者（以下「入居者等」という。）が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。 （法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意） 第百八十条 削除	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		（利用料等の受領） 第153条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定特定施設入居者生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 （1） 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用 （2） おむつ代 （3） 前2号に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の費用の額	（利用料等の受領） 第153条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定特定施設入居者生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 （1） 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用 （2） おむつ代 （3） 前2号に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の費用の額	（利用料等の受領） 第百八十二条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定特定施設入居者生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 一 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用 二 おむつ代 三 前二号に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の費用の額	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
（指定特定施設入居者生活介護の取扱方針） 第121条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。 2 指定特定施設入居者生活介護は、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 3 指定特定施設の特設施設従業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 5 <u>前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会（管理者及び利用者の処遇を担当する者から構成され、身</u>	（指定特定施設入居者生活介護の取扱方針） 第121条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。 2 指定特定施設入居者生活介護は、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 3 指定特定施設の特設施設従業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 5 <u>前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。</u>	に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 （指定特定施設入居者生活介護の取扱方針） 第百八十三条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。 2 指定特定施設入居者生活介護は、次条第一項に規定する特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 3 指定特定施設の特設施設従業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
<u>体的拘束等に係る判断、身体的拘束等の適正化のための対策その他必要な事項について検討を行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条において同じ。）が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。</u> (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。 (2) 身体的拘束等を行う以外に当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための手段がないこと。 (3) 身体的拘束等が一時的なものであること。 6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等を行うに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 前項の規定による身体拘束廃止委員会の判断の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) 当該身体的拘束等が必要な理由、その態様、時間その他必要な事項について利用者又はその家族に対して説明した上で、文書により利用者の同意を得ること。 (3) 当該身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに第4項の緊急やむを得ない場合の具体的内容を記録すること。 7 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等を	(1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。 (2) 身体的拘束等を行う以外に当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための手段がないこと。 (3) 身体的拘束等が一時的なものであること。 6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等を行うに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 前項の規定による身体拘束廃止委員会の判断の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) 当該身体的拘束等が必要な理由、その態様、時間その他必要な事項について利用者又はその家族に対して説明した上で、文書により利用者の同意を得ること。 (3) 当該身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに第4項の緊急やむを得ない場合の具体的内容を記録すること。 7 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等を			の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
行っている場合にあっては、その間、当該身体的拘束等が第５項各号に定める要件のいずれにも該当するかについて判断するため、身体拘束廃止委員会を必要に応じ随時開催しなければならない。この場合において、当該身体的拘束等が同項各号に定める要件のいずれかに該当しないと判断されたときは、直ちに当該身体的拘束等を廃止するものとする。 ８ 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 （１） 身体拘束廃止委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 （２） 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 （３） 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 ９ 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	行っている場合にあっては、その間、当該身体的拘束等が第５項各号に定める要件のいずれにも該当するかについて判断するため、身体拘束廃止委員会を必要に応じ随時開催しなければならない。この場合において、当該身体的拘束等が同項各号に定める要件のいずれかに該当しないと判断されたときは、直ちに当該身体的拘束等を廃止するものとする。 ８ 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 （１） 身体拘束廃止委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 （２） 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 （３） 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 ９ 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	（特定施設サービス計画の作成） 第154条 指定特定施設の管理	（特定施設サービス計画の作成） 第154条 指定特定施設の管理	６ 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことのできるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 ７ 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 （特定施設サービス計画の作成） 第百八十四条 指定特定施設の	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		者は、計画作成担当者（条例第115条第1項第4号の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。）に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 2 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。 3 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。 4 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。 5 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成した際には、当該特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。 6 計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後におい	者は、計画作成担当者（条例第115条第1項第4号の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。）に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 2 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。 3 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。 4 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。 5 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成した際には、当該特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。 6 計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後におい	管理者は、計画作成担当者（第百七十五条第一項第四号の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。）に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 2 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。 3 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。 4 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。 5 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成した際には、当該特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。 6 計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後におい	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		ても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行うものとする。 7 第2項から第5項までの規定は、前項に規定する特定施設サービス計画の変更について準用する。 （介護） 第155条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清拭しなければならぬ。 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前3項に定めるほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならない。 （新設）	ても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行うものとする。 7 第2項から第5項までの規定は、前項に規定する特定施設サービス計画の変更について準用する。 （介護） 第155条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清拭しなければならぬ。 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前三項に定めるほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならない。 <u>（口腔衛生の管理）</u> <u>第155条の2 指定特定施設入</u>	ても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行うものとする。 7 第二項から第五項までの規定は、前項に規定する特定施設サービス計画の変更について準用する。 （介護） 第百八十五条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、一週間に二回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきしなければならぬ。 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前三項に定めるほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。 （新設） <u>（口腔衛生の管理）</u> <u>第百八十五条の二 指定特定施</u>	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		（健康管理） 第156条 指定特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。 （相談及び援助） 第157条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。 （利用者の家族との連携等） 第158条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。 （運営規程） 第159条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかななければならない。	<u>居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</u> （健康管理） 第156条 指定特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。 （相談及び援助） 第157条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。 （利用者の家族との連携等） 第158条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。 （運営規程） 第159条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかななければならない。	（健康管理） 第百八十六条 指定特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。 （相談及び援助） 第百八十七条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。 （利用者の家族との連携等） 第百八十八条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。 （運営規程） 第百八十九条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」とい	<u>設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</u>

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		(1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 特定施設従業者の職種、員数及び職務内容 (3) 入居定員及び居室数 (4) 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 (5) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続 (6) 施設利用に当たっての留意事項 (7) 緊急時等における対応方法 (8) 非常災害対策 (9) 虐待の防止のための措置に関する事項 (10) その他運営に関する重要事項 （勤務体制の確保等） 第160条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設の従業者によって指定特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定特定施設入居	(1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 特定施設従業者の職種、員数及び職務内容 (3) 入居定員及び居室数 (4) 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 (5) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続 (6) 施設利用に当たっての留意事項 (7) 緊急時等における対応方法 (8) 非常災害対策 (9) 虐待の防止のための措置に関する事項 (10) その他運営に関する重要事項 （勤務体制の確保等） 第160条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設の従業者によって指定特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定特定施設入居	う。）を定めておかなければならない。 一 事業の目的及び運営の方針 二 特定施設従業者の職種、員数及び職務内容 三 入居定員及び居室数 四 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 五 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続 六 施設の利用に当たっての留意事項 七 緊急時等における対応方法 八 非常災害対策 九 虐待の防止のための措置に関する事項 十 その他運営に関する重要事項 （勤務体制の確保等） 第百九十条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設の従業者によって指定特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定特定施設入居	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の具体的な研修計画を策定するとともに、特定施設従業者に対し、研修機関又は当該指定特定施設入居者生活介護事業者が実施する研修その他その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の人権の擁護、高齢者虐待の防止等のため、特定施設従業者に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。 6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を	者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の具体的な研修計画を策定するとともに、特定施設従業者に対し、研修機関又は当該指定特定施設入居者生活介護事業者が実施する研修その他その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の人権の擁護、高齢者虐待の防止等のため、特定施設従業者に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。 6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を	者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 5 指定特定施設入居者生活介護は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 （協力医療機関等） 第161条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。 （新設）	確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 （協力医療機関等） 第161条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。 <u>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u> <u>(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u> <u>(2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を、常時確保していること。</u> <u>3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った都道府県知事に届け出なければならない。</u>	（協力医療機関等） 第百九十一条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。 （新設）	（協力医療機関等） 第百九十一条 （略） <u>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u> <u>一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u> <u>二 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u> <u>3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った都道府県知事に届け出なければならない。</u>

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		（新設）	<u>4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u>	（新設）	<u>4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u>
		（新設）	<u>5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u>	（新設）	<u>5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u>
		（新設）	<u>6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u>	（新設）	<u>6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u>
		<u>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</u>	<u>7 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</u>	<u>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</u> （地域との連携等） 第百九十一条の二 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的	<u>7 （略）</u>

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		（記録の整備） 第162条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 特定施設サービス計画 (2) 第152条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 条例第121条第6項第3号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない場合の具体的内容の記録 (4) 第160条第3項に規定する結果等の記録 (5) 次条において準用する第20条に規定する市町村への通知に係る記録 (6) 条例第122条において準用する条例第15条第2項に	（記録の整備） 第162条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 特定施設サービス計画 (2) 第152条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 条例第121条第6項第3号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない場合の具体的内容の記録 (4) 第160条第3項に規定する結果等の記録 (5) 次条において準用する第20条の規定による市町村への通知に係る記録 (6) 条例第122条において準用する条例第15条第2項に	な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 （記録の整備） 第百九十一条の三 指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一 特定施設サービス計画 二 第百八十一条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 三 第百八十三条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四 第百九十条第三項に規定する結果等の記録 五 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録 六 次条において準用する第三十六条第二項に規定する	（記録の整備） 第百九十一条の三 （略） 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一 （略） 二 第百八十一条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 三 第百八十三条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四 第百九十条第三項の規定による結果等の記録 五 次条において準用する第二十六条の規定による市町村への通知に係る記録 六 次条において準用する第三十六条第二項の規定によ

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
（準用） 第122条 第14条、第15条、第16条の2、第17条、第27条、第28条、第87条及び第88条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第16条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第27条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。	（準用） 第122条 第14条、第15条、第16条の2、第17条、第27条、第28条、第87条及び第88条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第16条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第27条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。	規定する苦情の内容等の記録 (7) 条例第122条において準用する条例第88条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 （準用） 第163条 第4条、第6条、第7条、第16条、第20条、第23条の2、第25条、第26条、第27条、第29条、第105条、<u>第111条及び第112条</u>の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第4条第1項中「第9条」とあるのは「第118条第1項」と、第23条の2第2項及び第25条第1項中「訪問介護員等」とあるのは、「特定施設従業者」と読み替えるものとする。	規定する苦情の内容等の記録 (7) 条例第122条において準用する条例第88条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 （準用） 第163条 第4条、第6条、第7条、第16条、第20条、第23条の2、第25条、第26条、第27条、第29条、第105条<u>及び第111条から第112条の2まで</u>の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第4条第1項中「第9条」とあるのは「第118条第1項」と、第23条の2第2項及び第25条第1項中「訪問介護員等」とあるのは、「特定施設従業者」と読み替えるものとする。	苦情の内容等の記録 七 次条において準用する第三十七条第二項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 （準用） 第百九十二条 第十一条、第十二条、第二十一条、第二十六条、第三十条の二、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条から第三十八条まで、第五十一条、第五十二条、第百三条、第百四条、<u>第百三十二条及び第百三十九条の二</u>の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十条の二第二項、第三十二条第一項並びに第三十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第五十一条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第百四条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。	<u>る</u>苦情の内容等の記録 七 次条において準用する第三十七条第二項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 （準用） 第百九十二条 第十一条、第十二条、第二十一条、第二十六条、第三十条の二、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条から第三十八条まで、第五十一条、第五十二条、第百三条、第百四条、<u>第百三十二条及び第百三十九条の二</u>の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十条の二第二項、第三十二条第一項並びに第三十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第五十一条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第百四条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。
第5節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準	第5節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準	第4節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第4節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第五節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
第 1 款 この節の趣旨及び基本方針 （この節の趣旨） 第123条 第 1 節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定特定施設入居者生活介護であって、当該指定特定施設の従業者により行われる特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下「基本サービス」という。）及び当該指定特定施設の事業者が委託する指定居宅サービス事業者（以下「受託居宅サービス事業者」という。）により、当該特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話（以下「受託居宅サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。 （基本方針） 第124条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態になった場合でも、当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる	第 1 款 この節の趣旨及び基本方針 （この節の趣旨） 第123条 第 1 節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定特定施設入居者生活介護であって、当該指定特定施設の従業者により行われる特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下「基本サービス」という。）及び当該指定特定施設の事業者が委託する指定居宅サービス事業者（以下「受託居宅サービス事業者」という。）により、当該特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話（以下「受託居宅サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。 （基本方針） 第124条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態になった場合でも、当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる			第一款 この節の趣旨及び基本方針 （この節の趣旨） 第百九十二条の二 第一節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定特定施設入居者生活介護であって、当該指定特定施設の従業者により行われる特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下「基本サービス」という。）及び当該指定特定施設の事業者が委託する指定居宅サービス事業者（以下「受託居宅サービス事業者」という。）により、当該特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話（以下「受託居宅サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。 （基本方針） 第百九十二条の三 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態になった場合でも、当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むこと	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
ようにするものでなければならない。 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。 第2款 人員に関する基準 （従業者） 第125条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる基本サービスを提供する従業者（以下「外部サービス利用型特定施設従業者」という。）を置かなければならない。 (1) 生活相談員 (2) 介護職員 (3) 計画作成担当者 2 前項各号に掲げる外部サービス利用型特定施設従業者に関し必要な基準は、規則で定める。	ようにするものでなければならない。 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。 第2款 人員に関する基準 （従業者） 第125条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる基本サービスを提供する従業者（以下「外部サービス利用型特定施設従業者」という。）を置かなければならない。 (1) 生活相談員 (2) 介護職員 (3) 計画作成担当者 2 前項各号に掲げる外部サービス利用型特定施設従業者に関し必要な基準は、規則で定める。	第1款 人員に関する基準 第164条 条例第125条第1項各号に掲げる外部サービス利用型特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。 (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上 (2) 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1以上 (3) 計画作成担当者 1以上（利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。） 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第117条第2項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入	第1款 人員に関する基準 第164条 条例第125条第1項各号に掲げる外部サービス利用型特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。 (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上 (2) 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1以上 (3) 計画作成担当者 1以上（利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。） 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第117条第2項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入	ができるようにするものでなければならない。 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。 第二款 人員に関する基準 （従業者の員数） 第百九十二条の四 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき基本サービスを提供する従業者（以下「外部サービス利用型特定施設従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。 一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一人以上 二 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が十又はその端数を増すごとに一人以上 三 計画作成担当者 一以上（利用者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。） 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準第二百五十四条第2項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		居者生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第116条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下この項において同じ。）の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、外部サービス利用型特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。 (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が100又はその端数を増すごとに1以上 (2) 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1及び介護予防サービスの利用者の数が30又はその端数を増すごとに1以上 (3) 計画作成担当者 1以上（総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。） 3 前2項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平	居者生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第116条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下この項において同じ。）の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、外部サービス利用型特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。 (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が100又はその端数を増すごとに1以上 (2) 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1及び介護予防サービスの利用者の数が30又はその端数を増すごとに1以上 (3) 計画作成担当者 1以上（総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。） 3 前2項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平	入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等基準第二百五十三条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、外部サービス利用型特定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとする。 一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が百又はその端数を増すごとに一人以上 二 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が十又はその端数を増すごとに一及び介護予防サービスの利用者の数が三十又はその端数を増すごとに一以上であること。 三 計画作成担当者 一以上（総利用者数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。） 3 前二項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に1人以上の指定特定施設の従業者（第1項に規定する外部サービス利用型特定施設従業者を含む。）を確保しなければならない。ただし、宿直時間帯にあっては、この限りでない。 5 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、利用者（第2項の場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事することができるものとする。 6 第1項第3号又は第2項第3号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画（第2項の場合にあっては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用者（第2項の場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事することができるものとする。	均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に1人以上の指定特定施設の従業者（第1項に規定する外部サービス利用型特定施設従業者を含む。）を確保しなければならない。ただし、宿直時間帯にあっては、この限りでない。 5 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、利用者（第2項の場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事することができるものとする。 6 第1項第3号又は第2項第3号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画（第2項の場合にあっては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用者（第2項の場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事することができるものとする。	均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 4 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者は、常に一以上の指定特定施設の従業者（第一項に規定する外部サービス利用型特定施設従業者を含む。）を確保しなければならない。ただし、宿直時間帯にあっては、この限りではない。 5 第一項第一号又は第二項第一号の生活相談員のうち一人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者（第二項の場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。 6 第一項第三号又は第二項第三号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画（第二項の場合にあっては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用者（第二項の場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。	
（管理者） 第126条 外部サービス利用型	（管理者） 第126条 外部サービス利用型			（管理者） 第百九十二条の五 外部サービ	（管理者） 第百九十二条の五 外部サービ

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u> 第 3 款 設備に関する基準 第127条 指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。	指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 第 3 款 設備に関する基準 第127条 指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。	第 2 款 設備に関する基準 第165条 条例第127条第 2 項の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。 (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されてお	第 2 款 設備に関する基準 第165条 条例第127条第 2 項の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。 (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されてお	第三款 設備に関する基準 （設備に関する基準） 第百九十二条の六 指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されてお	ス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u> （設備に関する基準） 第百九十二条の六 指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されてお

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
3 指定特定施設は、次に掲げる設備を設けるとともに、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に必要な備品等を備えなければならない。ただし、居室の面積が25平方メートル以上である場合には、食堂を設けないことができるものとする。	3 指定特定施設は、次に掲げる設備を設けるとともに、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に必要な備品等を備えなければならない。ただし、居室の面積が25平方メートル以上である場合には、食堂を設けないことができるものとする。	り、円滑な消火活動が可能なるものであること。 (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。	り、円滑な消火活動が可能なるものであること。 (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。	り、円滑な消火活動が可能なるものであること。 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。 3 指定特定施設は、居室、浴室、便所及び食堂を有しなければならない。ただし、居室の面積が二十五平方メートル以上である場合には、食堂を設けないことができるものとする。	
(1) 居室	(1) 居室	2 条例第127条第3項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 居室 ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。 イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。 ウ 地階に設けないこと。 エ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 オ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けるこ	2 条例第127条第3項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 居室 ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とするすることができる。 イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。 ウ 地階に設けないこと。 エ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 オ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けるこ	4 指定特定施設の居室、浴室、便所及び食堂は、次の基準を満たさなければならない。 一 居室は、次の基準を満たすこと。 イ 一の居室の定員は、一人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができるものとする。 ロ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。 ハ 地階に設けてはならないこと。 ニ 一以上の出入り口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。 ホ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けるこ	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
(2) 浴室 (3) 便所 (4) 食堂 (5) 汚物処理室 (6) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 (7) 前各号に掲げるもののほか、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に必要な設備 4 前項各号に掲げる設備に関し必要な基準は、規則で定める。 5 第1項から第3項まで及び前項の規定に基づく規則に定めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによる。 6 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第117条第2項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、	(2) 浴室 (3) 便所 (4) 食堂 (5) 汚物処理室 (6) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 (7) 前各号に掲げるもののほか、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に必要な設備 4 前項各号に掲げる設備に関し必要な基準は、規則で定める。 5 第1項から第3項まで及び前項の規定に基づく規則に定めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによる。 6 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第117条第2項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、	と。 (2) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。 (3) 便所 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。 (4) 食堂 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。 (5) 手すり 利用者の安全性を確保するために必要な箇所に設けること。 3 指定特定施設は、利用者が車いすで円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。	と。 (2) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。 (3) 便所 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。 (4) 食堂 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。 (5) 手すり 利用者の安全性を確保するために必要な箇所に設けること。 3 指定特定施設は、利用者が車いすで円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。	と。 二 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。 三 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。 四 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。 5 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。 6 指定特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。 7 前各項に定めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによる。 8 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第116条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。）の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第120条第1項から第3項まで及び第5項並びに同条第4項の規定に基づく規則に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項まで及び前項並びに第4項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第4款 運営に関する基準 （内容及び手続の説明及び契約の締結等） 第128条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅サービス事業所」という。）の名称、受託居宅サービスの種類、利用料の額及びその改定	かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第116条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。）の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第120条第1項から第3項まで及び第5項並びに同条第4項の規定に基づく規則に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項まで及び前項並びに第4項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第4款 運営に関する基準 （内容及び手続の説明及び契約の締結等） 第128条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅サービス事業所」という。）の名称、受託居宅サービスの種類、利用料の額及びその改定	第3款 運営に関する基準	第3款 運営に関する基準	施設において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準第二百五十七条第一項から第七項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第四款 運営に関する基準 （内容及び手続きの説明及び契約の締結等） 第百九十二条の七 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第百九十二条の九の運営規程の概要、従業者の勤務の体制、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅サービス事業所」という。）の名称、受託居宅サービスの種	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居（養護老人ホームに入居する場合は除く。）及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。 3 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第1項の契約に係る文書に明記しなければならない。	の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居（養護老人ホームに入居する場合は除く。）及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。 3 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第1項の契約に係る文書に明記しなければならない。	（受託居宅サービスの提供） 第166条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。	（受託居宅サービスの提供） 第166条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。	類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居（養護老人ホームに入居する場合は除く。）及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。 3 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続きをあらかじめ第一項の契約に係る文書に明記しなければならない。 4 第八条第二項から第六項までの規定は、第一項の規定による文書の交付について準用する。 （受託居宅サービスの提供） 第百九十二条の八 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。 （運営規程） 第167条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 外部サービス利用型特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 入居定員及び居室数 (4) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 (5) 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地 (6) 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続 (7) 施設利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他運営に関する重要事項	2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。 （運営規程） 第167条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 外部サービス利用型特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 入居定員及び居室数 (4) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 (5) 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地 (6) 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続 (7) 施設利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他運営に関する重要事項	2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。 （運営規程） 第百九十二条の九 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 一 事業の目的及び運営の方針 二 外部サービス利用型特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容 三 入居定員及び居室数 四 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 五 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地 六 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続 七 施設の利用に当たっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 虐待の防止のための措置に関する事項 十一 その他運営に関する重要事項	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		（受託居宅サービス事業者への委託） 第168条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、受託居宅サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。 2 受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者でなければならない。 3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定福祉用具貸与、指定地域密着型サービス基準条例第28条の2に規定する指定地域密着型通所介護及び指定地域密着型サービス基準条例第29条に規定する指定認知症対応型通所介護とする。 4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、次の各号に掲げる事業を提供する事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。 (1) 指定訪問介護 (2) 指定訪問看護 (3) 指定通所介護又は指定地域密着型通所介護	（受託居宅サービス事業者への委託） 第168条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、受託居宅サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。 2 受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者でなければならない。 3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定福祉用具貸与、指定地域密着型サービス基準条例第28条の2に規定する指定地域密着型通所介護及び指定地域密着型サービス基準条例第29条に規定する指定認知症対応型通所介護とする。 4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、次の各号に掲げる事業を提供する事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。 (1) 指定訪問介護 (2) 指定訪問看護 (3) 指定通所介護又は指定地域密着型通所介護	（受託居宅サービス事業者への委託） 第百九十二条の十 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、受託居宅サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。 2 受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）でなければならない。 3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第百九十三条に規定する指定福祉用具貸与、指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護及び指定地域密着型サービス基準第四十一条に規定する指定認知症対応型通所介護とする。 4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、次の各号に掲げる事業を提供する事業者と、第一項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。 一 指定訪問介護 二 指定訪問看護 三 指定通所介護又は指定地域密着型通所介護	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		5 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、第3項に規定する受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスのうち、前項の規定により事業の開始に当たって契約を締結すべき受託居宅サービス以外のものについては、利用者の状況に応じて、第1項に規定する方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。 6 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、第3項の指定認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託居宅サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあっては、指定特定施設と同一の市町村の区域内に所在する指定認知症対応型通所介護の事業を行う受託居宅サービス事業所において受託居宅サービスが提供される契約を締結しなければならない。 7 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者に対し、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。 8 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。 （記録の整備） 第169条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品、会計及び受託居宅サービ	5 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、第3項に規定する受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスのうち、前項の規定により事業の開始に当たって契約を締結すべき受託居宅サービス以外のものについては、利用者の状況に応じて、第1項に規定する方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。 6 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、第3項の指定認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託居宅サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあっては、指定特定施設と同一の市町村の区域内に所在する指定認知症対応型通所介護の事業を行う受託居宅サービス事業所において受託居宅サービスが提供される契約を締結しなければならない。 7 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者に対し、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。 8 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。 （記録の整備） 第169条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品、会計及び受託居宅サービ	5 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、第三項に規定する受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスのうち、前項の規定により事業の開始に当たって契約を締結すべき受託居宅サービス以外のものについては、利用者の状況に応じて、第一項に規定する方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。 6 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、第三項の指定認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託居宅サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあっては、指定特定施設と同一の市町村の区域内に所在する指定認知症対応型通所介護の事業を行う受託居宅サービス事業所において受託居宅サービスが提供される契約を締結しなければならない。 7 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。 8 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。 （記録の整備） 第百九十二条の十一 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品、会計及び受	（記録の整備） 第百九十二条の十一 （略）

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		ス事業者に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 特定施設サービス計画 (2) 第166条第2項に規定する受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録 (3) 前条第8項に規定する結果等の記録 (4) 次条において準用する第20条に規定する市町村への通知に係る記録 (5) 条例第129条において準用する条例第15条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (6) 条例第129条において準用する条例第88条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) 次条において準用する第152条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (8) 条例第129条において準用する条例第121条第6項第3号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない場合の具体的内容の記録 (9) 次条において準用する第160条第3項に規定する結果等の記録	ス事業者に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 特定施設サービス計画 (2) 第166条第2項の規定による受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録 (3) 前条第8項に規定する結果等の記録 (4) 次条において準用する第20条に規定する市町村への通知に係る記録 (5) 条例第129条において準用する条例第15条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (6) 条例第129条において準用する条例第88条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (7) 次条において準用する第152条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (8) 条例第129条において準用する条例第121条第6項第3号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない場合の具体的内容の記録 (9) 次条において準用する第160条第3項に規定する結果等の記録	託居宅サービス事業者に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一 特定施設サービス計画 二 第百九十二条の八第二項に規定する受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録 三 前条第八項に規定する結果等の記録 四 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録 五 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録 六 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 七 次条において準用する第百八十一条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 八 次条において準用する第百八十三条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 九 次条において準用する第百九十条第三項に規定する結果等の記録	2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一 (略) 二 第百九十二条の八第二項の規定による受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録 三 前条第八項の規定による結果等の記録 四 次条において準用する第二十六条の規定による市町村への通知に係る記録 五 次条において準用する第三十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録 六 次条において準用する第三十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 七 次条において準用する第百八十一条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 八 次条において準用する第百八十三条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 九 次条において準用する第百九十条第三項の規定による結果等の記録

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
（準用） 第129条 第14条、第15条、第16条の2、第17条、第27条、第28条、第87条、第88条、第119条及び第121条の規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第14条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第16条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第27条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と読み替えるものとする。	（準用） 第129条 第14条、第15条、第16条の2、第17条、第27条、第28条、第87条、第88条、第119条及び第121条の規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第14条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第16条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第27条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と読み替えるものとする。	（準用） 第170条 第4条、第6条、第7条、第16条、第20条、第23条の2、第25条、第26条、第27条、第29条、第111条、第112条、第152条から第154条まで、第157条、第158条、第160条及び第161条の規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第4条第1項中「第9条」とあるのは「第128条第1項」と、第23条の2第2項及び第25条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第152条第2項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第154条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第160条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。	（準用） 第170条 第4条、第6条、第7条、第16条、第20条、第23条の2、第25条、第26条、第27条、第29条、第111条、第112条、第152条から第154条まで、第157条、第158条、第160条及び第161条の規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第4条第1項中「第9条」とあるのは「第128条第1項」と、第23条の2第2項及び第25条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第152条第2項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第154条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第160条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。	（準用） 第百九十二条の十二 第十一条、第十二条、第二十一条、第二十六条、第三十条の二、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条から第三十八条まで、第五十一条、第五十二条、第百三条、第百四条、第百七十九条、第百八十一条から第百八十四条まで、第百八十七条、第百八十八条及び第百九十条の二までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十条の二第二項並びに第三十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第三十三条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第五十一条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第百四条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第百八十一条第二項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第百八十四条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業	（略） （準用） 第百九十二条の十二 第十一条、第十二条、第二十一条、第二十六条、第三十条の二、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条から第三十八条まで、第五十一条、第五十二条、第百三条、第百四条、第百七十九条、第百八十一条から第百八十四条まで、<u>第百八十五条の二</u>、第百八十七条、第百八十八条及び第百九十条から第百九十一条の二までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十条の二第二項並びに第三十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第三十二条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第三十三条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第五十一条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第百四条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第百八十一条第二項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第百八十四条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
第12章 福祉用具貸与 第 1 節 基本方針 第130条 指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与（以下「指定福祉用具貸与」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第8条第12項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。 第 2 節 人員に関する基準 （従業者） 第131条 指定福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定福	第12章 福祉用具貸与 第 1 節 基本方針 第130条 指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与（以下「指定福祉用具貸与」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第8条第12項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。 第 2 節 人員に関する基準 （従業者） 第131条 指定福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定福	第12章 福祉用具貸与 第 1 節 人員に関する基準 第171条 条例第131条第 1 項の福祉用具専門相談員の員数	第12章 福祉用具貸与 第 1 節 人員に関する基準 第171条 条例第131条第 1 項の福祉用具専門相談員の員数	型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第百九十条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。 第十三章 福祉用具貸与 第一節 基本方針 （基本方針） 第百九十三条 指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与（以下「指定福祉用具貸与」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第八条第十二項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。 第二節 人員に関する基準 （福祉用具専門相談員の員数） 第百九十四条 指定福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指	者」と、第百九十条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。 （福祉用具専門相談員の員数） 第百九十四条 指定福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
祉用具貸与事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定福祉用具貸与事業所」という。）ごとに、福祉用具専門相談員（介護保険法施行令第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。	祉用具貸与事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定福祉用具貸与事業所」という。）ごとに、福祉用具専門相談員（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。	は、常勤換算方法で、2以上とする。	は、常勤換算方法で、2以上とする。	定福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員（介護保険法施行令第四条第一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。	定福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。
2 福祉用具専門相談員に関し必要な基準は、規則で定める。	2 福祉用具専門相談員に関し必要な基準は、規則で定める。				
3 指定福祉用具貸与事業者が次に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、第1項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	3 指定福祉用具貸与事業者が次に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、第1項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。			2 指定福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	2 （略）
(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者（指定介護予防サービス等基準条例第125条第1項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準条例第125条第1項及び第2項の規定に基づく規則の規定	(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者（指定介護予防サービス等基準条例第125条第1項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準条例第125条第1項及び第2項の規定に基づく規則の規定			一 指定介護予防福祉用具貸与事業者（指定介護予防サービス等基準第二百六十六条第一項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準第二百六十六条第一項	
(2) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者（指定介護予防サービス等基準条例第133条第1項に規定する指定特定介護予防福祉用具販	(2) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者（指定介護予防サービス等基準条例第133条第1項に規定する指定特定介護予防福祉用具販			二 指定特定介護予防福祉用具販売事業者（指定介護予防サービス等基準第二百八十二条第一項に規定する指定特定介護予防福祉用具販	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
売事業者をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準条例第133条第1項及び第2項の規定に基づく規則の規定 (3) 指定特定福祉用具販売事業者 第139条第1項及び第2項の規定に基づく規則の規定 (管理者) 第132条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は <u>同一敷地内にある他の事業所、施設等</u> の職務に従事することができるものとする。 第3節 設備に関する基準 第133条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定福祉用具貸与の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、規則で定める場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができるものとする。	売事業者をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準条例第133条第1項及び第2項の規定に基づく規則の規定 (3) 指定特定福祉用具販売事業者 第139条第1項及び第2項の規定に基づく規則の規定 (管理者) 第132条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 第3節 設備に関する基準 第133条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定福祉用具貸与の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、規則で定める場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができるものとする。			売事業者をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準第二百八十二条第一項 三 指定特定福祉用具販売事業者 第二百八条第一項 (管理者) 第百九十五条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は <u>同一敷地内にある他の事業所、施設等</u> の職務に従事することができるものとする。 第三節 設備に関する基準 (設備及び備品等) 第百九十六条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、第二百三条第三項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができるものとする。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
2 前項の設備及び器材に関し必要な基準は、規則で定める。	2 前項の設備及び器材に関し必要な基準は、規則で定める。	2 条例第133条第1項に定める設備及び器材の基準は、次のとおりとする。 (1) 福祉用具の保管のために必要な設備 ア 清潔であること。 イ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。 (2) 福祉用具の消毒のために必要な器材 当該指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。	2 条例第133条第1項に定める設備及び器材の基準は、次のとおりとする。 (1) 福祉用具の保管のために必要な設備 ア 清潔であること。 イ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。 (2) 福祉用具の消毒のために必要な器材 当該指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。	2 前項の設備及び器材の基準は、次のとおりとする。 一 福祉用具の保管のために必要な設備 イ 清潔であること。 ロ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。 二 福祉用具の消毒のために必要な器材 当該指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。	
3 指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定福祉用具貸与の事業と指定介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス等基準条例第124条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第127条第1項及び第2項の規定に基づく規則に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	3 指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定福祉用具貸与の事業と指定介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス等基準条例第124条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第127条第1項及び第2項の規定に基づく規則に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	第3節 運営に関する基準 （利用料等の受領） 第173条 指定福祉用具貸与事	第3節 運営に関する基準 （利用料等の受領） 第173条 指定福祉用具貸与事	第四節 運営に関する基準 （利用料等の受領） 第百九十七条 指定福祉用具貸	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		業者は、法定代理受領サービスに該当する指定福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定福祉用具貸与事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定福祉用具貸与事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費 (2) 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 5 指定福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はそ	業者は、法定代理受領サービスに該当する指定福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定福祉用具貸与事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定福祉用具貸与事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費 (2) 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 5 指定福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はそ	与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定福祉用具貸与事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定福祉用具貸与事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費 二 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 5 指定福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はそ	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
（指定福祉用具貸与の基本取扱方針） 第134条 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 2 指定福祉用具貸与事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しなければならない。 3 指定福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	（指定福祉用具貸与の基本取扱方針） 第134条 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 2 指定福祉用具貸与事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しなければならない。 3 指定福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	の一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止することができる。 （指定福祉用具貸与の具体的取扱方針） 第174条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第1項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与	の一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止することができる。 （指定福祉用具貸与の具体的取扱方針） 第174条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第1項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与	の一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止することができる。 （指定福祉用具貸与の基本取扱方針） 第百九十八条 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 2 指定福祉用具貸与事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しなければならない。 3 指定福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 （指定福祉用具貸与の具体的取扱方針） 第百九十九条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第一項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与	（指定福祉用具貸与の具体的取扱方針） 第百九十九条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一 （略）

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ること。 （新設）	価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ること。 <u>(2) 福祉用具及び特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。</u>	価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。 （新設）	<u>二 法第八条第十二項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第十三項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。</u> <u>三～五</u> （略）
		<u>(2)</u> 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。 <u>(3)</u> 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福	<u>(3)</u> 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。 <u>(4)</u> 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福	<u>二</u> 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。 <u>三</u> 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		祉用具を使用させながら使用 方法の指導を行うこと。	祉用具を使用させながら使用 方法の指導を行うこと。	祉用具を使用させながら使用 方法の指導を行う。	
		(4) 指定福祉用具貸与の提供 に当たっては、利用者等から の要請等に応じて、貸与 した福祉用具の使用状況を 確認し、必要な場合は、使用 方法の指導、修理等を行う こと。	(5) 指定福祉用具貸与の提供 に当たっては、利用者等から の要請等に応じて、貸与 した福祉用具の使用状況を 確認し、必要な場合は、使用 方法の指導、修理等を行う こと。	四 指定福祉用具貸与の提供 に当たっては、利用者等から の要請等に応じて、貸与 した福祉用具の使用状況を 確認し、必要な場合は、使用 方法の指導、修理等を行う。	
(新設)	<u>(身体的拘束等の禁止)</u> 第134条の2 指定福祉用具貸 与事業者は、指定福祉用具貸 与の提供に当たっては、当該 利用者又は他の利用者等の生 命又は身体を保護するため緊急 やむを得ない場合を除き、 身体的拘束等を行ってはなら ない。			(新設)	六 指定福祉用具貸与の提供 に当たっては、当該利用者 又は他の利用者等の生命又 は身体を保護するため緊急 やむを得ない場合を除き、 身体的拘束等を行ってはな らない。
(新設)	2 指定福祉用具貸与事業者は 、身体的拘束等を行う場合に は、その態様及び時間、その 際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記 録しなければならない。			(新設)	七 前号の身体的拘束等を行 う場合には、その態様及び 時間、その際の利用者の心 身の状況並びに緊急やむを 得ない理由を記録しなければ ならない。
		(5) 居宅サービス計画に指定 福祉用具貸与が位置付けら れる場合には、当該計画に 指定福祉用具貸与が必要な 理由が記載されるとともに 、当該利用者に係る介護 支援専門員により、必要に 応じて随時その必要性が検 討された上で、継続が必要 な場合にはその理由が居宅 サービス計画に記載される ように必要な措置を講じる こと。	(6) 居宅サービス計画に指定 福祉用具貸与が位置付けら れる場合には、当該計画に 指定福祉用具貸与が必要な 理由が記載されるとともに 、当該利用者に係る介護 支援専門員により、必要に 応じて随時その必要性が検 討された上で、継続が必要 な場合にはその理由が居宅 サービス計画に記載される ように必要な措置を講じる こと。	五 居宅サービス計画に指定 福祉用具貸与が位置づけら れる場合には、当該計画に 指定福祉用具貸与が必要な 理由が記載されるとともに 、当該利用者に係る介護 支援専門員により、必要に 応じて随時その必要性が検 討された上で、継続が必要 な場合にはその理由が居宅 サービス計画に記載される ように必要な措置を講じる ものとする。	八・九 （略）
		(6) 指定福祉用具貸与の提供 に当たっては、同一種目にお ける機能又は価格帯の異 なる複数の福祉用具に関する 情報を利用者に提供する ものとする。	(7) 指定福祉用具貸与の提供 に当たっては、同一種目にお ける機能又は価格帯の異 なる複数の福祉用具に関する 情報を利用者に提供する ものとする。	六 指定福祉用具貸与の提供 に当たっては、同一種目にお ける機能や価格帯の異なる 複数の福祉用具に関する 情報を利用者に提供するも のとする。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		（福祉用具貸与計画の作成） 第175条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第190条第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。 2 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。 3 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。 4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。 （新設）	（福祉用具貸与計画の作成） 第175条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等、<u>福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）</u>を行う時期を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第190条第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。 2 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。 3 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。 4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。 <u>5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なく</u>	（福祉用具貸与計画の作成） 第百九十九条の二 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第二百十四条の二第一項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。 2 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。 3 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。 （新設）	（福祉用具貸与計画の作成） 第百九十九条の二 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、<u>福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）</u>を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第二百十四条の二第一項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。 2～4 （略） <u>5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から六月以内に少なく</u>

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		（新設） 5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。 6 第1項から第4項までの規定は、前項に規定する福祉用具貸与計画の変更について準用する。 （運営規程） 第176条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) 虐待の防止のための措置に関する事項 (7) その他運営に関する重要事項 （適切な研修の機会の確保並	<u>とも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。</u> 6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。 7 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。 8 第1項から第4項までの規定は、前項に規定する福祉用具貸与計画の変更について準用する。 （運営規程） 第176条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) 虐待の防止のための措置に関する事項 (7) その他運営に関する重要事項 （適切な研修の機会の確保並	（新設） 5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。 6 第一項から第四項までの規定は、前項に規定する福祉用具貸与計画の変更について準用する。 （運営規程） 第二百条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務内容 三 営業日及び営業時間 四 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額 五 通常の事業の実施地域 六 虐待の防止のための措置に関する事項 七 その他運営に関する重要事項 （適切な研修の機会の確保並	<u>とも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。</u> 6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。 7 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。 8 （略）

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等） 第177条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の具体的な研修計画を策定するとともに、福祉用具専門相談員に対し、研修機関又は当該指定福祉用具貸与事業者が実施する研修その他その資質の向上のための福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。 2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽^{きんさん}に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 3 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の人権の擁護、高齢者虐待の防止等のため、福祉用具専門相談員に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。 （福祉用具の取扱種目） 第178条 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。 （衛生管理等） 第179条 指定福祉用具貸与事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 2 指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切	びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等） 第177条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の具体的な研修計画を策定するとともに、福祉用具専門相談員に対し、研修機関又は当該指定福祉用具貸与事業者が実施する研修その他その資質の向上のための福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。 2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽^{きんさん}に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 3 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の人権の擁護、高齢者虐待の防止等のため、福祉用具専門相談員に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。 （福祉用具の取扱種目） 第178条 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。 （衛生管理等） 第179条 指定福祉用具貸与事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 2 指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切	びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等） 第二百一条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。 2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽^{きんさん}に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 （福祉用具の取扱種目） 第二百二条 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。 （衛生管理等） 第二百三条 指定福祉用具貸与事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 2 指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。 3 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。 4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。 5 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。 6 指定福祉用具貸与事業者は、その指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用	な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。 3 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。 4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。 5 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。 6 指定福祉用具貸与事業者は、その指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用	な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。 3 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。 4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。 5 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。 6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、福祉用	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		具専門相談員に周知徹底を図ること。 (2) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。 （揭示及び目録の備付け） 第180条 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示し、又は縦覧に供さなければならない。 2 指定福祉用具貸与事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面をその指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による揭示に代えることができる。 （新設） <u>3</u> 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。	具専門相談員に周知徹底を図ること。 (2) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。 （揭示及び目録の備付け） 第180条 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。 2 指定福祉用具貸与事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による揭示に代えることができる。 <u>3</u> 指定福祉用具貸与事業者は、<u>原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u> <u>4</u> 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。	具専門相談員に周知徹底を図ること。 二 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 三 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。 （揭示及び目録の備え付け） 第二百四条 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。 2 指定福祉用具貸与事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による揭示に代えることができる。 （新設） <u>3</u> 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。	（揭示及び目録の備え付け） 第二百四条 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。 2 指定福祉用具貸与事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による揭示に代えることができる。 <u>3</u> 指定福祉用具貸与事業者は、<u>原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u> <u>4</u> （略）

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		（記録の整備） 第181条 指定福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 福祉用具貸与計画 (2) 次条において準用する第14条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 （新設） <u>(3) 第179条第4項に規定する結果等の記録</u> <u>(4) 次条において準用する第20条に規定する市町村への通知に係る記録</u> <u>(5) 条例第135条において準用する条例第15条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u> <u>(6) 条例第135条において準用する条例第16条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u>	（記録の整備） 第181条 指定福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 福祉用具貸与計画 (2) 次条において準用する第14条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>(3) 条例第134条の2第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> <u>(4) 第179条第4項に規定する結果等の記録</u> <u>(5) 次条において準用する第20条に規定する市町村への通知に係る記録</u> <u>(6) 条例第135条において準用する条例第15条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u> <u>(7) 条例第135条において準用する条例第16条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u>	（記録の整備） 第二百四条の二 指定福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一 福祉用具貸与計画 二 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 （新設） 三 <u>第二百三条第四項に規定する結果等の記録</u> 四 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録 五 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録 六 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	（記録の整備） 第二百四条の二 （略） 2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一 （略） 二 次条において準用する第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 三 <u>第百九十九条第七号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> 四 <u>第二百三条第四項の規定による結果等の記録</u> 五 次条において準用する第二十六条の規定による市町村への通知に係る記録 六 次条において準用する第三十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録 七 次条において準用する第三十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
（準用） 第135条 第9条、第10条、第14条から第17条まで及び第28条の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。	（準用） 第135条 第9条、第10条、第14条から第17条まで及び第28条の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。	（準用） 第182条 第4条から第14条まで、第16条、第20条、第23条の2、第26条、第27条から第29条まで並びに第71条第1	（準用） 第182条 第4条から第14条まで、第16条、第20条、第23条の2、第26条、第27条から第29条まで並びに第71条第1	（準用） 第二百五条 第八条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十条の二、第三十三条、第三十四条、第三十五	（準用） 第二百五条 第八条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十条の二、第三十三

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
この場合において、第9条並びに第16条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。	この場合において、第9条並びに第16条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。	項、第2項及び第5項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第4条第1項中「第9条」とあるのは「第135条において準用する条例第9条」と、第5条中「以下同じ。）等」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目等」と、第9条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第13条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第14条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第16条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、 <u>第23条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第71条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第5項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。</u>	項、第2項及び第5項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第4条第1項中「第9条」とあるのは「第135条において準用する条例第9条」と、第5条中「以下同じ。）等」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目等」と、第9条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第13条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第14条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第16条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、 <u>第71条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第5項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。</u>	条から第三十八条まで、第五十二条並びに第百一条第一項、第二項及び第四項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第二十九条」とあるのは「第二百条」と、同項、第三十条の二第二項並びに第三十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十条中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十九条第一項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第二十一条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、 <u>第百一条第一項、第二項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。</u>	条から第三十八条まで、第五十二条並びに第百一条第一項、第二項及び第四項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第二十九条」とあるのは「第二百条」と、同項、第三十条の二第二項並びに第三十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十九条第一項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第二十一条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、 <u>第百一条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。</u>
第5節 基準該当居宅サービスに関する基準	第5節 基準該当居宅サービスに関する基準	第4節 基準該当居宅サービスに関する基準	第4節 基準該当居宅サービスに関する基準	第五節 基準該当居宅サービスに関する基準	
（従業者）	（従業者）	（従業者の員数）	（従業者の員数）	（福祉用具専門相談員の員数）	
第136条 基準該当居宅サービスに該当する福祉用具貸与又はこれに相当するサービス（以下「基準該当福祉用具貸	第136条 基準該当居宅サービスに該当する福祉用具貸与又はこれに相当するサービス（以下「基準該当福祉用具貸	第183条 条例第136条第1項の福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。	第183条 条例第136条第1項の福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。	第二百五条の二 基準該当居宅サービスに該当する福祉用具貸与又はこれに相当するサービス（以下「基準該当福祉用	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
与」という。）の事業を行う者は、当該事業を行う事業所（以下「基準該当福祉用具貸与事業所」という。）ごとに、福祉用具専門相談員を置かなければならない。 2 前項の福祉用具専門相談員に関し必要な基準は、規則で定める。 3 基準該当福祉用具貸与の事業と基準該当介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス等基準条例第130条第1項に規定する基準該当介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項及び同条第2項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （準用） 第137条 第9条、第10条、第14条から第17条まで（第15条第5項及び第6項を除く。）、第28条、第130条及び第132条から第134条までの規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第9条並びに第16条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。	与」という。）の事業を行う者は、当該事業を行う事業所（以下「基準該当福祉用具貸与事業所」という。）ごとに、福祉用具専門相談員を置かなければならない。 2 前項の福祉用具専門相談員に関し必要な基準は、規則で定める。 3 基準該当福祉用具貸与の事業と基準該当介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス等基準条例第130条第1項に規定する基準該当介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項及び同条第2項の規定に基づく規則に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （準用） 第137条 第9条、第10条、第14条から第17条まで（第15条第5項及び第6項を除く。）、第28条、第130条及び第132条から第134条までの規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第9条並びに第16条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。	（準用） 第184条 第4条から第9条まで、第11条から第14条まで、第16条、第20条、第23条の2、第26条、第27条から第29条まで、第71条第1項、第2項及び第5項並びに第172条並びに前節（第173条第1項及び第182条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第4条第1項中「第9条」とあるのは「第137条において準用する条例第9条」と、第5条中「以下同じ。）等」とあるのは「以	（準用） 第184条 第4条から第9条まで、第11条から第14条まで、第16条、第20条、第23条の2、第26条、第27条から第29条まで、第71条第1項、第2項及び第5項並びに第172条並びに前節（第173条第1項及び第182条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第4条第1項中「第9条」とあるのは「第137条において準用する条例第9条」と、第5条中「以下同じ。）等」とあるのは「以	具貸与」という。）の事業を行う者が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。 2 基準該当福祉用具貸与の事業と基準該当介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス等基準第二百七十九条第一項に規定する基準該当介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （準用） 第二百六条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十条の二、第三十三条、第三十四条、第三十五条から第三十八条まで（第三十六条第五項及び第六項を除く。）、第五十二条、第百一条第一項、第二項及び第四項、第百九十三条、第百九十五条、第百九十六条並びに第四節（第百九十七条第一項及び第二百五条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合に	（準用） 第二百六条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十条の二、第三十三条、第三十四条、第三十五条から第三十八条まで（第三十六条第五項及び第六項を除く。）、第五十二条、第百一条第一項、第二項及び第四項、第百九十三条、第百九十五条、第百九十六条並びに第四節（第百九十七条第一項及び第二百五条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合にお

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目等」と、第9条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第13条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第14条第1項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第16条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、「内容」とあるのは「種目、品名」と、第23条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第71条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第5項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第172条第1項中「第133条第1項ただし書」とあるのは「第137条において準用する条例第133条第1項ただし書」と、「第179条第3項」とあるのは「第184条において準用する第179条第3項」と、同条第2項中「第133条第1項」とあるのは「第137条において準用する条例第133条第1項」と、第173条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第	下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目等」と、第9条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第13条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第14条第1項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第16条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、「内容」とあるのは「種目、品名」と、第23条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第71条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第5項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第172条第1項中「第133条第1項ただし書」とあるのは「第137条において準用する条例第133条第1項ただし書」と、「第179条第3項」とあるのは「第184条において準用する第179条第3項」と、同条第2項中「第133条第1項」とあるのは「第137条において準用する条例第133条第1項」と、第173条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第	において、第八条第一項中「第二十九条」とあるのは「第二百条」と、同項、第三十条の二第二項並びに第三十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十条中、取り扱う福祉用具の種目等」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第十九条第一項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、 <u>第百一条第一項、第二項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第百九十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</u>	いて、第八条第一項中「第二十九条」とあるのは「第二百条」と、同項、第三十条の二第二項並びに第三十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十条中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第十九条第一項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、 <u>第百一条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第百九十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</u>

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
第13章 特定福祉用具販売 第1節 基本方針 第138条 指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売（以下「指定特定福祉用具販売」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。 第2節 人員に関する	第13章 特定福祉用具販売 第1節 基本方針 第138条 指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売（以下「指定特定福祉用具販売」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。 第2節 人員に関する	181条第2項第2号中「次条」とあるのは「第184条」と、<u>同項第3号</u>中「第179条第4項」とあるのは「第184条において準用する第179条第4項」と、<u>同項第4号</u>中「次条」とあるのは「第184条」と、<u>同項第5号及び第6号</u>中「第135条」とあるのは「第137条」と読み替えるものとする。 第13章 特定福祉用具販売 第1節 人員に関する	181条第2項第2号中「次条」とあるのは「第184条」と、<u>同項第4号</u>中「第179条第4項」とあるのは「第184条において準用する第179条第4項」と、<u>同項第5号</u>中「次条」とあるのは「第184条」と、<u>同項第6号及び第7号</u>中「第135条」とあるのは「第137条」と読み替えるものとする。 第13章 特定福祉用具販売 第1節 人員に関する	第十四章 特定福祉用具販売 第一節 基本方針 （基本方針） 第二百七条 指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売（以下「指定特定福祉用具販売」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具（法第八条第十三項の規定により厚生労働大臣が定める特定福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。 第二節 人員に関する	

条例（旧） 基準	条例（新） 基準	規則（旧） 基準	規則（新） 基準	厚生労働省（旧） 基準	厚生労働省（新）
（従業者） 第139条 指定特定福祉用具販売の事業を行う者（以下「指定特定福祉用具販売事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定特定福祉用具販売事業所」という。）ごとに、福祉用具専門相談員を置かなければならない。 2 前項の福祉用具専門相談員に関し必要な基準は、規則で定める。 3 指定特定福祉用具販売事業者が次に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定特定福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、第1項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者 指定介護予防サービス等基準条例第125条第1項及び第2項の規定に基づく規則の規定 (2) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 指定介護予防サービス等基準条例第133条第1項及び第2項の規定に基づく規則の規定 (3) 指定福祉用具貸与事業者 第131条第1項及び第2項	（従業者） 第139条 指定特定福祉用具販売の事業を行う者（以下「指定特定福祉用具販売事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定特定福祉用具販売事業所」という。）ごとに、福祉用具専門相談員を置かなければならない。 2 前項の福祉用具専門相談員に関し必要な基準は、規則で定める。 3 指定特定福祉用具販売事業者が次に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定特定福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、第1項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者 指定介護予防サービス等基準条例第125条第1項及び第2項の規定に基づく規則の規定 (2) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 指定介護予防サービス等基準条例第133条第1項及び第2項の規定に基づく規則の規定 (3) 指定福祉用具貸与事業者 第131条第1項及び第2項	第185条 条例第139条第1項の福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。	第185条 条例第139条第1項の福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。	（福祉用具専門相談員の員数） 第二百八条 指定特定福祉用具販売の事業を行う者（以下「指定特定福祉用具販売事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定特定福祉用具販売事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。 2 指定特定福祉用具販売事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定特定福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 一 指定介護予防福祉用具貸与事業者 指定介護予防サービス等基準第二百六十六条第一項 二 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 指定介護予防サービス等基準第二百八十二条第一項 三 指定福祉用具貸与事業者 第百九十四条第一項	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
の規定に基づく規則の規定 （管理者） 第140条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 第 3 節 設備に関する基準 第141条 指定特定福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定福祉用具販売の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 2 指定特定福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定福祉用具販売の事業と指定特定介護予防福祉用具販売（指定介護予防サービス等基準条例第132条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第135条第 1 項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規	の規定に基づく規則の規定 （管理者） 第140条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 第 3 節 設備に関する基準 第141条 指定特定福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定福祉用具販売の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 2 指定特定福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定福祉用具販売の事業と指定特定介護予防福祉用具販売（指定介護予防サービス等基準条例第132条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第135条第 1 項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規			（管理者） 第二百九条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 第三節 設備に関する基準 （設備及び備品等） 第二百十条 指定特定福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。 2 指定特定福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定福祉用具販売の事業と指定特定介護予防福祉用具販売（指定介護予防サービス等基準第二百八十一条に規定する指定介護予防福祉用具販売をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第二百八十四条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定す	（管理者） 第二百九条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第４節　運営に関する基準	定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第４節　運営に関する基準	第２節　運営に関する基準 （サービスの提供の記録） 第186条　指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からその記録に係る情報の提供の申出があった場合には、当該記録の写しの交付その他適切な方法により、提供しなければならない。 （販売費用の額等の受領） 第187条　指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、法第44条第３項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額（以下「販売費用の額」という。）の支払を受けるものとする。 ２　指定特定福祉用具販売事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 （１）通常の実業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費 （２）特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 ３　指定特定福祉用具販売事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は	第２節　運営に関する基準 （サービスの提供の記録） 第186条　指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からその記録に係る情報の提供の申出があった場合には、当該記録の写しの交付その他適切な方法により、提供しなければならない。 （販売費用の額等の受領） 第187条　指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、法第44条第３項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額（以下「販売費用の額」という。）の支払を受けるものとする。 ２　指定特定福祉用具販売事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 （１）通常の実業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費 （２）特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 ３　指定特定福祉用具販売事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は	る基準を満たしているものとみなすことができる。 第四節　運営に関する基準 （サービスの提供の記録） 第二百十一条　指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。 （販売費用の額等の受領） 第二百十二条　指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、法第四十四条第三項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額（以下「販売費用の額」という。）の支払を受けるものとする。 ２　指定特定福祉用具販売事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 一　通常の実業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費 二　特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 ３　指定特定福祉用具販売事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		その家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 （保険給付の申請に必要な書類等の交付） 第188条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しなければならない。 (1) 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称 (2) 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称並びに販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書 (3) 領収書 (4) 当該特定福祉用具のパフレットその他の当該特定福祉用具の概要 （指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針） 第189条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、次条第1項に規定する特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉	その家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 （保険給付の申請に必要な書類等の交付） 第188条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しなければならない。 (1) 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称 (2) 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称並びに販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書 (3) 領収書 (4) 当該特定福祉用具のパフレットその他の当該特定福祉用具の概要 （指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針） 第189条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、次条第1項に規定する特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉	その家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 （保険給付の申請に必要な書類等の交付） 第二百十三条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しなければならない。 一 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称 二 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書 三 領収書 四 当該特定福祉用具のパフレットその他の当該特定福祉用具の概要 （指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針） 第二百十四条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、次条第1項に規定する特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉	（指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針） 第二百十四条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一 （略）

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		用具の販売に係る同意を得ること。 （新設）	用具の販売に係る同意を得ること。 <u>(2) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うこと。</u>	用具の販売に係る同意を得るものとする。 （新設）	<u>二 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うものとする。</u> <u>三・四</u> （略）
		<u>(2)</u> 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。 <u>(3)</u> 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用法の指導を行うこと。 （新設）	<u>(3)</u> 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。 <u>(4)</u> 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用法の指導を行うこと。 <u>(5)</u> <u>対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売し</u>	<u>二</u> 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。 <u>三</u> 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用法の指導を行う。 （新設）	<u>五</u> <u>対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売し</u>

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
			<u>た福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。</u>		<u>た福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。</u>
（新設）	<u>（身体的拘束等の禁止）</u> 第141条の2 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。			（新設）	六 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
（新設）	2 指定特定福祉用具販売事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	④ 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置付けられる場合には、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じること。	⑥ 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置付けられる場合には、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じること。	（新設）	七 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
		（特定福祉用具販売計画の作成） 第190条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成しなければならない。この場合において、指定福祉用具貸与の利用があるときは、福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。	（特定福祉用具販売計画の作成） 第190条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成しなければならない。この場合において、指定福祉用具貸与の利用があるときは、福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。	四 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置付けられる場合には、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じるものとする。	八 （略）
				（特定福祉用具販売計画の作成） 第二百十四条の二 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成しなければならない。この場合において、指定福祉用具貸与の利用があるときは、第百九十九条の二第一項に規定する福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。	（特定福祉用具販売計画の作成） 第二百十四条の二 （略）

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		2 特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。 3 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。 4 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。 （新設） （記録の整備） 第191条 指定特定福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 特定福祉用具販売計画 (2) 第186条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 （新設）	2 特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。 3 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。 4 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。 <u>5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。</u> （記録の整備） 第191条 指定特定福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 特定福祉用具販売計画 (2) 第186条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) <u>条例第141条の2第2項に規定する身体的拘束等</u>	2 特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。 3 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 4 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。 （新設） （記録の整備） 第二百十五条 指定特定福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一 特定福祉用具販売計画 二 <u>第二百十一条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u> （新設）	2～4 （略） <u>5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。</u> （記録の整備） 第二百十五条 （略） 2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一 （略） 二 <u>第二百十一条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</u> 三 <u>第二百十四条第七号の規定による身体的拘束等の態</u>

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
			<u>の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u>		<u>様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u>
		(3) 次条において準用する第20条に規定する市町村への通知に係る記録	(4) 次条において準用する第20条の規定による市町村への通知に係る記録	三 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録	四 次条において準用する第二十六条の規定による市町村への通知に係る記録
		(4) 条例第142条において準用する条例第15条第2項に規定する苦情の内容等の記録	(5) 条例第142条において準用する条例第15条第2項に規定する苦情の内容等の記録	四 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録	五 次条において準用する第三十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録
		(5) 条例第142条において準用する条例第16条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	(6) 条例第142条において準用する条例第16条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	五 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	六 次条において準用する第三十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(準用) 第142条 第9条、第10条、第14条から第17条まで、第28条及び第134条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第9条並びに第16条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第134条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と読み替えるものとする。	(準用) 第142条 第9条、第10条、第14条から第17条まで、第28条及び第134条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第9条並びに第16条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第134条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と読み替えるものとする。	(準用) 第192条 第4条から第9条まで、第11条から第13条まで、第20条、第23条の2、第24条、第26条、第27条から第29条まで、第71条第1項、第2項及び第5項、第176条から第178条まで並びに第180条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第4条第1項中「第9条」とあるのは「第142条において準用する条例第9条」と、第5条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第9条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第13条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第23条の2第2項並びに第24条第3項第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と	(準用) 第192条 第4条から第9条まで、第11条から第13条まで、第20条、第23条の2、第24条、第26条、第27条から第29条まで、第71条第1項、第2項及び第5項、第176条から第178条まで並びに第180条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第4条第1項中「第9条」とあるのは「第142条において準用する条例第9条」と、第5条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第9条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第13条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第23条の2第2項並びに第24条第3項第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と	(準用) 第二百十六条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十八条まで、第二十六条、第三十条の二、第三十一条、第三十三条、第三十四条、第三十五条から第三十八条まで、第五十二条、第一百一条第一項、第二項及び第四項、第一百九十八条、第二百条から第二百二条まで並びに第二百四条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第二十九条」とあるのは「第二百十六条において準用する第二百条」と、同項、第三十条の二第二項、第三十一条第三項第一号及び第三号並びに第三十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「	(準用) 第二百十六条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十八条まで、第二十六条、第三十条の二、第三十一条、第三十三条、第三十四条、第三十五条から第三十八条まで、第五十二条、第一百一条第一項、第二項及び第四項、第一百九十八条、第二百条から第二百二条まで並びに第二百四条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第二十九条」とあるのは「第二百十六条において準用する第二百条」と、同項、第三十条の二第二項、第三十一条第三項第一号及び第三号並びに第三十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		と、第24条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第71条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第5項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第176条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第177条第1項及び第178条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、 <u>第180条第2項中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と</u> 、「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。	と、第24条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第71条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第5項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第176条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第177条第1項及び第178条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、 <u>第180条第4項中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と</u> 、「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。	具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十一条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、 <u>第百一条第一項、第二項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と</u> 、同条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第百九十八条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第二百条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第二百一条及び第二百二条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。	は「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十一条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、 <u>第百一条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と</u> 、 <u>同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と</u> 、第百九十八条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第二百条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第二百一条及び第二百二条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。
第14章 雑則	第14章 雑則	第14章 雑則	第14章 雑則	第十五章 雑則	
（委任） 第143条 この条例に定めるもののほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準は、規則で定める。	（委任） 第143条 この条例に定めるもののほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準は、規則で定める。	（電磁的記録等） 第193条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち条例及びこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識	（電磁的記録等） 第193条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち条例及びこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識	（電磁的記録等） 第二百十七条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第6条第1項（第30条の2、第33条、第39条、第41条、第52条、第58条、第64条、第75条、第76条、第89条、第97条、第114条（第124条において準用する場合を含む。）、第124条の2、第128条、第141条（第149条において準用する場合を含む。）、第163条、第170条、第182条、第184条及び前条において準用する場合を含む。）及び第152条第1項（第170条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第6条第1項（第30条の2、第33条、第39条、第41条、第52条、第58条、第64条、第75条、第76条、第89条、第97条、第114条（第124条において準用する場合を含む。）、第124条の2、第128条、第141条（第149条において準用する場合を含む。）、第163条、第170条、第182条、第184条及び前条において準用する場合を含む。）及び第152条第1項（第170条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十一条第一項（第三十九条の三、第四十三条、第五十四条、第五十八条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第百五条、第百五条の三、第百九条、第百十九条、第百四十条（第百四十条の十三において準用する場合を含む。）、第百四十条の十五、第百四十条の三十二、第百五十五条（第百五十五条の十二において準用する場合を含む。）、第百九十二条、第百九十二条の十二、第二百五条、第二百六条及び第二百六条において準用する場合を含む。）及び第百八十一条第一項（第百九十二条の十二において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	
		2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、条例及びこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方	2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、条例及びこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方	2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
附 則 （施行期日） 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 （経過措置） 2 この条例の施行の際現に存する指定通所介護事業所、指定療養通所介護事業所、基準該当通所介護事業所及び指定通所リハビリテーション事業所（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第54条第1項、第63条第1項、第70条第1項及び第74条第1項の規定（便所に係る部分に限る。）は、適用しない。 3 この条例の施行の際現に存する指定特定施設（基本的な設備が完成しているものを含み、施行日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第117条第3項第6号及び第127条第3項第5号の規定は、適用しない。	附 則 （施行期日） 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 （経過措置） 2 この条例の施行の際現に存する指定通所介護事業所、指定療養通所介護事業所、基準該当通所介護事業所及び指定通所リハビリテーション事業所（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第54条第1項、第63条第1項、第70条第1項及び第74条第1項の規定（便所に係る部分に限る。）は、適用しない。 3 この条例の施行の際現に存する指定特定施設（基本的な設備が完成しているものを含み、施行日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第117条第3項第6号及び第127条第3項第5号の規定は、適用しない。	の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。 附 則 （施行期日）	の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。 附 則 （施行期日）	得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。 附 則 （施行期日） 第一条 この省令は、公布の日から施行する。	（趣旨） 第一条 基準該当居宅サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第二項の厚生労働省令で定める基準、共生型居宅サービスの事業に係る法第七十二条の二第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅サービスの事業に係る法第七十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。 一～九 （略） 十 法第七十四条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第八条第一項（第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第一百五条、第一百九十九条、第二百五条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）、第九条（第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第一百五条、第一百九十九条、第一百四十条（第一百四十条の十三において準用する場合を含む。）、第一百五十五条（第一百五十五条の十二に

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
					において準用する場合を含む。）、第二百五条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）、第二十三条第三号及び第四号、第二十五条、第三十条の二（第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第百五条、第百十九条、第百四十条（第百四十条の十三において準用する場合を含む。）、第百五十五条（第百五十五条の十二において準用する場合を含む。）、第百九十二条、第百九十二条の十二、第二百五条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）、第三十一条第三項（第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）、第三十三条（第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第百五条、第百十九条、第百四十条（第百四十条の十三において準用する場合を含む。）、第百五十五条（第百五十五条の十二において準用する場合を含む。）、第百九十二条、第百九十二条の十二、第二百五条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）、第三十七条（第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第百十九条、第百四十条（第百四十条の十三において準用する場合を含む。）、第百五十五条（第百五十五条の十二において準用する場合を含む。）、第百九十二条、第百九十二条の

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
					十二、第二百五条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）、第三十七条の二（第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第一百五十五条、第一百九十条、第一百四十条（第一百四十条の十三において準用する場合を含む。）、第一百五十五条（第一百五十五条の十二において準用する場合を含む。）、第一百九十二条、第一百九十二条の十二、第二百五条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）、第五十条第三号及び第四号、 <u>第六十八条第三号及び第四号</u> 、第六十九条（訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く。）、第七十一条、 <u>第八十条第三号及び第四号、第八十九条第一項第四号及び第五号、第二項第三号及び第四号並びに第三項第三号及び第四号</u> 、第九十八条第三号及び第四号、第一百零四条第二項（第一百四十条（第一百四十条の十三において準用する場合を含む。）、第一百九十二条及び第一百九十二条の十二において準用する場合を含む。）、第一百零四条の三、 <u>第一百零四条第三号及び第四号</u> 、第一百零八条第二項（第一百五十五条（第一百五十五条の十二において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第一百二十五条第一項（第一百四十条の十三及び第一百五十五条（第一百五十五条の十二において準用する場合を含む。）において準用する場

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
					合を含む。）、第二百二十八条第四項から第六項まで、第三百十条第七項、第四百十条の七第六項から第八項まで、第四百十条の八第八項、第四百十六條第四項から第六項まで、第四百十八條（第二百五十五条の十二において準用する場合を含む。）、第二百五十条第六項、第二百五十五条の六第六項から第八項まで、第二百五十五条の七第七項、第七十八條第一項から第三項まで、第七十九條第一項（第九十二条の十二において準用する場合を含む。）及び第二項（第九十二条の十二において準用する場合を含む。）、第八十三條第四項から第六項まで（第九十二条の十二において準用する場合を含む。）、第九十二条の七第一項から第三項まで、第九十九条第六号及び第七号、第二百三条第六項並びに第二百十四条第六号及び第七号の規定による基準 十一・十二（略）
				附 則 （施行期日） 第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。 （経過措置） 第二条 平成十七年三月三十一日までの間は、第二百一十一条第一項の規定を指定短期入所生活介護事業所であって小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所若しくは一部小規模生活単位型指定短期入所	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
4 平成12年4月1日前から引き続き存する老人短期入所事業（介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第20条の規定による改正前の老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業をいう。以下同じ。）の用に供する施設（専ら当該事業の用に供するものに限る。）又は老人短期入所施設（同法第20条の3に規定する老人短期入所施設をいう。以下同じ。）（基本的な設備が完成されているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第82条第3項第16号の規定は、適用しない。	4 平成12年4月1日前から引き続き存する老人短期入所事業（介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第20条の規定による改正前の老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業をいう。以下同じ。）の用に供する施設（専ら当該事業の用に供するものに限る。）又は老人短期入所施設（同法第20条の3に規定する老人短期入所施設をいう。以下同じ。）（基本的な設備が完成されているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第82条第3項第16号の規定は、適用しない。	（経過措置） 2 平成12年4月1日前から引き続き存する老人短期入所事業の用に供する施設（専ら当該事業の用に供するものに限る。）又は老人短期入所施設（基本的な設備が完成されているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第100条第4項第1号ア及びイ、同項第2号ア並びに第5項（第3号を除く。）の規定は、適用しない。	（経過措置） 2 平成12年4月1日前から引き続き存する老人短期入所事業の用に供する施設（専ら当該事業の用に供するものに限る。）又は老人短期入所施設（基本的な設備が完成されているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第100条第4項第1号ア及びイ、同項第2号ア並びに第5項（第3号を除く。）の規定は、適用しない。	生活介護事業所でないもの又は一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所のユニット部分以外の部分に適用する場合には、同項第三号中「三」とあるのは、「四・一」とする。 第三条 この省令の施行の際現に存する老人短期入所事業（介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第二十条による改正前の老人福祉法（以下この条において「旧老福法」という。）第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業をいう。）の用に供する施設（専ら当該事業の用に供するものに限る。）又は老人短期入所施設（旧老福法第二十条の三に規定する老人短期入所施設をいう。）（基本的な設備が完成されているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第百二十四条第六項第一号イ及びロ、第二号イ並びに第七項の規定は適用しない。 第四条 平成十五年三月三十一日までの間は、第百四十二条第一項中「次のとおりとする」とあるのは「第一号から第三号まで、附則第四条第一項の規定により読み替えて適用される第四号及び附則第四条第二項に定めるところによる」と、同条第一項第四号中「令第四条二項に規定する病床」とあるのは「第五十二条の規定により読み替えて適用	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
				される令第四条二項に規定する主として痴呆の状態にある老人（当該痴呆に伴って著しい精神症状（特に著しいものを除く。）を呈する者又は当該痴呆に伴って著しい行動異常（特に著しいものを除く。）がある者に限るものとし、その者の痴呆の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）を入院させることを目的とした病床」と、同条第二項中「前項第四号」とあるのは「附則第四条第一項の規定により読み替えて適用される前項第四号及び附則第四条第二項」と、第百四十三条中「次のとおりとする。」とあるのは「次の各号及び附則第四条第三項に定めるところによる。」と、第百四十四条中「老人性痴呆疾患療養病棟に係る病室」とあるのは「老人性痴呆疾患療養病棟に係る病室若しくは附則第四条第二項に規定する介護力強化病棟に係る病室」と、第百五十四条第二号中「又は老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院」とあるのは「、老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院又は附則第四条第二項に規定する介護力強化病院」と、「又は老人性痴呆疾患療養病棟」とあるのは「、老人性痴呆疾患療養病棟又は附則第四条第二項に規定する介護力強化病棟」とする。 2 令第五十二条の規定により読み替えて適用される令第四条二項に規定する主として老人慢性疾患（老人がかかっている場合において一般に慢性の経過をたどる疾患をい	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
				う。）にかかっている老人（当該疾患につき手術を要する状態にある者又は急性の疾患にかかっている者を除く。）を入院させることを目的とした病床（療養病床及び医療法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第百四十一号）附則第二条第三項第五号に規定する経過的旧療養型病床群の病床を除く。）により構成される病棟（以下「介護力強化病棟」という。）を有する病院（第百四十二条第一項第二号に該当するものを除く。以下「介護力強化病院」という。）に該当する指定短期入所療養介護事業所に置くべき短期入所療養介護従業者の員数は次のとおりとする。 一 医師及び薬剤師 介護力強化病院として医療法上必要とされる数以上 二 介護力強化病棟に置くべき看護職員 常勤換算方法で、介護力強化病棟における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上 三 介護力強化病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、介護力強化病棟における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上 四 栄養士 病床数が百以上の病院であるものにあっては一以上 五 理学療法士又は作業療法士 当該介護力強化病院の実情に応じた適当数 3 介護力強化病院に該当する指定短期入所療養介護事業所の病室は、次の基準を満たさなければならない。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		3 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年医療法施行規則等改正省令」という。）附則第3条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第22条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、同条の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合しなければならない。 (1) 食堂 療養病床における入院患者1人当たりの床面積は、内法による測定で、1平方メートル以上とすること。 (2) 浴室 身体の不自由な者	3 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年医療法施行規則等改正省令」という。）附則第3条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第22条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、同条の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合しなければならない。 (1) 食堂 療養病床における入院患者1人当たりの床面積は、内法による測定で、1平方メートル以上とすること。 (2) 浴室 身体の不自由な者が	一 介護力強化病棟に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき四・三平方メートル以上とすること。 二 患者が使用する廊下であつて、介護力強化病棟に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、一・二メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、一・六メートル以上としなければならない。 第五条 削除 第六条 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号。以下「平成十三年医療法施行規則等改正省令」という。）附則第三条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十二条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、同条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。 一 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならない。 二 浴室は、身体の不自由な	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		が入浴するのに適したものとすること。	入浴するのに適したものとすること。	者が入浴するのに適したものでなければならない。	
		4 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第3条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下としなければならない。	4 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第3条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下としなければならない。	第七条 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第三条の適用を受けている病室を有するものについては、当該規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下としなければならない。	
		5 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第6条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者1人当たりの床面積は、内法による測定で、6.4平方メートル以上としなければならない。	5 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第6条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者1人当たりの床面積は、内法による測定で、6.4平方メートル以上としなければならない。	第八条 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第六条の適用を受けている病室を有するものについては、当該規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上としなければならない。	
		6 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第21条の規定の適用を受けているものについては、同条の規定にかかわらず、機能訓練室は、内法による測定で、40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。	6 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第21条の規定の適用を受けているものについては、同条の規定にかかわらず、機能訓練室は、内法による測定で、40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。	第九条 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十一条の規定の適用を受けるものについては、当該規定にかかわらず、機能訓練室は、内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。	
		7 平成13年医療法施行規則等改正省令附則第4条に規定す	7 平成13年医療法施行規則等改正省令附則第4条に規定す	第十条 平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第四条に	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		る既存診療所建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第24条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、同条の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合しなければならない。 (1) 食堂 療養病床における入院患者1人当たりの床面積は、内法による測定で、1平方メートル以上とすること。 (2) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。 8 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第4条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下としなければならない。 9 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第7条の規定の適用を受けている病室を有するも	る既存診療所建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第24条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、同条の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合しなければならない。 (1) 食堂 療養病床における入院患者1人当たりの床面積は、内法による測定で、1平方メートル以上とすること。 (2) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。 8 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第4条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下としなければならない。 9 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第7条の規定の適用を受けている病室を有するも	規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十四条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、同条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。 一 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならない。 二 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。 第十一条 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第四条の適用を受けている病室を有するものについては、当該規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下としなければならない。 第十二条 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第七条の適用を受けている病室を有するも	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		のについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者１人当たりの床面積は、内法による測定で、6.4平方メートル以上としなければならない。	のについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者１人当たりの床面積は、内法による測定で、6.4平方メートル以上としなければならない。	ものについては、当該規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上としなければならない。 第十三条 この省令の公布の際現に存する有料老人ホームであって、次のいずれにも該当するものとして別に厚生労働大臣が定めるものにあつては、第百七十七条第三項又は第百九十二条の六第三項の規定にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができるものとする。 一 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホーム（老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。次条において同じ。）（以下この号において「養護老人ホーム等」という。）を併設しており、入所者が当該養護老人ホーム等の浴室及び食堂を利用することができるものであること。 二 入所定員が五十人未満であること。 三 入所者から支払を受ける家賃並びに管理及び運営費の合計額（以下「家賃等」という。）が比較的低廉であること。 四 入所者から利用料、第百八十二条第三項各号に掲げる費用及び家賃等以外の金品（一定期間経過後又は退所時に全額返還することを条件として入所時に支払を受ける金銭を除く。）の支	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
				払を受けないこと。 第十四条 第一百七十五条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条及び附則第十六条において同じ。）を行って指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。 一 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。 二 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適當数	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
				第十五条 第九十二条の四の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。 第十六条 第七十七条及び第九十二条の六の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。 附 則 （平成十一年一月二〇日厚生省令第九六号） 1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
				2 この省令の施行の際現に存する認知症対応型共同生活介護の事業に相当する事業の用に供する共同生活住居（基本的な設備が完成されているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）であって指定認知症対応型共同生活介護の提供に支障がないと認められるものについては、この省令による改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第百五十九条第四項の規定は、適用しない。 附 則 （平成一二年三月二四日厚生省令第三七号） 1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。 2 この省令の施行の際現に存する老人短期入所事業（介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第二十条の規定による改正前の老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号。以下「旧老福法」という。）第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業をいう。以下同じ。）の用に供する施設（専ら当該事業の用に供するものに限る。）若しくは老人短期入所施設（旧老福法第二十条の三に規定する老人短期入所施設をいう。以下同じ。）（基本的な設備が完成されているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）又は老人短期入所事業に相当する事業の用に供する施設若しくは老人短期入	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
				所施設に相当する施設（この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）であって基準該当短期入所生活介護の提供に支障がないと認められるものについては、改正後の第百四十条の六第二項第一号イ及びロ並びに第二号イの規定は、適用しない。 附 則 （平成一二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号） 抄 （施行期日） 1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。 附 則 （平成一三年一月三一日厚生労働省令第八号） 抄 （施行期日） 第一条 この省令は、医療法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第百四十一号）の施行の日（平成十三年三月一日）から施行する。 （指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置） 第三十四条 この省令の施行の日から起算して二年六月を経過する日までの間は、第十二条の規定による改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「新居宅基準」という。）第百四十二条第一項第三号中「医療法第七条第二項	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
				第四号に規定する療養病床」とあるのは、「医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床又は医療法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第百四十一号）附則第二条第三項第五号に規定する経過的旧療養型病床群（その全部又は一部について専ら要介護者を入院させるものに限る。）」とする。 第三十五条 老人性痴呆疾患療養病棟（新居宅基準第百四十二条第一項第四号に規定する老人性痴呆疾患療養病棟をいう。以下同じ。）であって、附則第十条第四号及び第十一条第二項の規定の適用を受けるものについては、平成十五年八月三十一日までの間は、新居宅基準第百四十二条第一項第四号ロ（1）中「三」とあるのは、「四」とする。 2 この省令の施行の際現に医療法第七条第一項の開設許可を受けている病院のうち、介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令（平成十七年政令第二百三十一号）第一条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第五十二条第二項の規定により読み替えて適用する同令第四条第二項に規定する特例対象病院（以下「特例対象病院」という。）が有する老人性認知症疾患療養病棟については、平成十八年二月二十八日までの間は、新居宅基準第百四十二条第一項第四号ロ（2）中「四」とあるのは、	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
				「六」とする。 3 当分の間、新居宅基準第百四十二条第一項第四号ロ（２）（前項の規定により読み替えて適用される場合を除く。）中「一以上」とあるのは、「一以上。ただし、そのうち、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数（以下「老人性認知症疾患療養病棟入院患者数」という。）を四をもって除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）から老人性認知症疾患療養病棟入院患者数を五をもって除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。」とする。 第三十六条 この省令の施行の際現に存する老人性認知症疾患療養病棟に係る病室にあつては、当分の間、新居宅基準第百四十三条第四号ロ中「内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル」とあるのは、「入院患者一人につき六・〇平方メートル」とする。 第三十七条 附則第八条の規定の適用を受ける病院内の病室に隣接する廊下（新居宅基準附則第九条の規定の適用を受ける場合を除く。）の幅は、新居宅基準第百四十三条第四号ニ中「一・八メートル」と	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
				あるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル以上（医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあっては二・一メートル以上）」とあるのは「一・六メートル」とする。 附 則 （平成一三年三月二一日厚生労働省令第二四号） この省令は、平成十三年四月一日から施行する。 附 則 （平成一三年三月二六日厚生労働省令第三六号） 抄 （施行期日） 1 この省令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。 附 則 （平成一四年二月二二日厚生労働省令第一四号） 1 この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。 附 則 （平成一四年九月五日厚生労働省令第一一七号） 抄 （施行期日） 第一条 この省令は、平成十四	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
				年十月一日から施行する。 附 則 （平成一五年三月一四日厚生労働省令第二八号）（施行期日） 第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第百五十七条に次の三項を加える改正規定（第七項及び第八項に係る部分に限る。）及び第百七十五条第六項の改正規定は、平成十六年四月一日から施行する。 （経過措置） 第二条 平成十五年九月三十日までの間は、この省令の施行の際現に介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）に該当する通所リハビリテーションの事業を行う事業所については、この省令による改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「新基準」という。）第百十一条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。 第三条 この省令の施行の際現に指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所（この省令の施行の後に増築され、又は改築された部分を除く。）であって、新基準第九章第五節（第百四十条の四第六項第一号ロ（２）を除く。）に規定する基準を満たすものについて、新基準第百四十条の四第六項第一号ロ（２）の規定を適用	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
5 平成15年4月1日前から引き続き存する指定短期入所生活介護事業所（同日以後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。）は、指定短期入所生活介護事業所であってユニット型指定短期入所生活介護事業所でないものとみなす。	5 平成15年4月1日前から引き続き存する指定短期入所生活介護事業所（同日以後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。）は、指定短期入所生活介護事業所であってユニット型指定短期入所生活介護事業所でないものとみなす。			する場合においては、同号ロ（2）中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。 第四条 この省令の施行の際現に指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所（この省令の施行の後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。次項及び第三項において同じ。）は、指定短期入所生活介護事業所であってユニット型指定短期入所生活介護事業所でないものとみなす。 2 この省令の施行の際現に指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所であって、新基準第九章第二節及び第五節に規定する基準を満たすものが、その旨を都道府県知事に申し出た場合には、前項の規定は適用しない。 第五条 平成十八年三月三十一日までの間は、この省令の施行の際現に存する指定認知症対応型共同生活介護事業所（当該事業所の共同生活住居において宿直勤務を行う介護従業者が、この省令の施行の際現に併設されている他の共同生活住居又は指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第一百七十一条第三項の介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは病院等の職務に従事しているものに限る。）の共同生活	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
				住居において宿直勤務を行う介護従業者について、新基準第百五十七条第四項の規定を適用する場合においては、同項中「共同生活住居」とあるのは「共同生活住居又は第百七十一条第三項の介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは病院等」とする。 第六条 新基準第百五十七条第六項の規定にかかわらず、平成十五年六月三十日までの間は、平成十四年八月九日に現に存する指定痴呆対応型共同生活介護事業所の共同生活住居において計画作成担当者の職務に従事している者は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了していなくても、引き続き当該共同生活住居において、当該職務に従事することができる。 第七条 新基準第百五十七条第七項及び第八項の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日までの間は、指定認知症対応型共同生活介護事業者は、計画作成担当者をすべて介護支援専門員でない者をもって充てることができる。 第八条 新基準第百五十八条第二項の規定にかかわらず、平成十五年六月三十日までの間は、平成十四年八月九日に現に存する指定痴呆対応型共同生活介護事業所の共同生活住居において管理者の職務に従事している者は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了していなくても、引き続き当該共同生活住居において、当該	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
				職務に従事することができる。 第九条 指定認知症対応型共同生活介護事業所のうち、この省令の施行の際現に二を超える共同生活住居を有しているもの（この省令の施行の際現に二を超える共同生活住居を建築中のものを含む。）は、当分の間、新基準第百五十九条第一項の規定にかかわらず、当該共同生活住居を有することができる。 第十条 平成十八年三月三十一日までの間は、新基準第一百七十五条第六項中「介護支援専門員」とあるのは「介護支援専門員その他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者」とする。 附 則 （平成一六年七月九日厚生労働省令第一一二号） 抄 （施行期日） 第一条 この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。 第九条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 附 則（平成一七年六月二九日厚生労働省令第一〇四号）	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
6 平成17年10月1日前から引き続き存する指定短期入所療養介護事業所（同日以後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。）は、指定短期入所療養介護事業所であってユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものとみなす。ただし、当該指定短期入所療養介護事業所であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第139号）による改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第10章第2節及び第5節に規定する基準を満たすものが、その旨を福岡県知事に申し出た場合は、この限りでない。	6 平成17年10月1日前から引き続き存する指定短期入所療養介護事業所（同日以後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。）は、指定短期入所療養介護事業所であってユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものとみなす。ただし、当該指定短期入所療養介護事業所であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第139号）による改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第10章第2節及び第5節に規定する基準を満たすものが、その旨を福岡県知事に申し出た場合は、この限りでない。			1 この省令は、公布の日から施行する。 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。 附 則 （平成一七年九月七日厚生労働省令第一三九号） 抄 （施行期日） 第一条 この省令は、平成十七年十月一日から施行する。 （指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置） 第二条 この省令の施行の際現に指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護の事業を行う事業所（この省令の施行の後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。次項及び第三項において同じ。）は、指定短期入所療養介護事業所であってユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものとみなす。 2 この省令の施行の際現に指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護の事業を行う事業所であって、この省令による改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定居宅サービス等新基準」という。）第十章第二節及び第五節に規定する基準を満たすものが、その旨を都道府県知事に申し出た場合には、前項の規定は適用しない。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		10 介護保険法の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）附則第10条第1項の規定により指定特定施設入居者生活介護事業者とみなされた者が指定特定施設入居者生活介護の事業を行う指定特定施設の介護居室であって、平成18年4月1日から引き続き定員が4人以下であるものについては、第151条第2項第1号ア及び第165条第2項第1号アの規定は、適用しない。	10 介護保険法の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）附則第10条第1項の規定により指定特定施設入居者生活介護事業者とみなされた者が指定特定施設入居者生活介護の事業を行う指定特定施設の介護居室であって、平成18年4月1日から引き続き定員が4人以下であるものについては、第151条第2項第1号ア及び第165条第2項第1号アの規定は、適用しない。	附 則（平成一八年三月一四日厚生労働省令第三三号） 抄 （施行期日） 第一条 この省令は平成十八年四月一日から施行する。 （指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置） 第二条 介護保険法の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号。以下「平成十七年改正法」という。）附則第十条第一項の規定により指定特定施設入居者生活介護事業者とみなされた者が指定特定施設入居者生活介護の事業を行う指定特定施設の介護居室であって、この省令の施行の際現に定員四人以下であるものについては、第一条による改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定居宅サービス等新基準」という。）第百七十七条第四項第一号イ及び第百九十二条の六第四項第一号イの規定は適用しない。 第三条 この省令の施行の際現に存する養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）にあっては、指定居宅サービス等新基準第百九十二条の六第四項第一号ホ及び同項第三号の規定にかかわらず、平成十九年三月三十一日までの間に同項第一号ホに規定する非常通報装	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
				置若しくはこれに代わる設備又は同項第三号に規定する非常用設備を設置する旨の計画が立てられていれば足りるものとする。 第四条 養護老人ホームに係る外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等基準第百九十二条の二に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。）の事業にあつては、指定居宅サービス等新基準第百九十二条の四第六項の規定にかかわらず、平成二十一年三月三十一日までの間は、計画作成担当者をすべて介護支援専門員でない者をもって充てることができる。	
		11 平成18年4月 1 日前から引き続き存する養護老人ホーム（同日において建築中のものを含む。）にあつては、第165条第2項第1号アの規定は、適用しない。	11 平成18年4月 1 日前から引き続き存する養護老人ホーム（同日において建築中のものを含む。）にあつては、第165条第2項第1号アの規定は、適用しない。	第五条 この省令の施行の際現に存する養護老人ホーム（建築中のものを含む。）にあつては、指定居宅サービス等新基準第百九十二条の六第四項第一号イの規定は適用しない。 第六条 当分の間、利用者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十二年厚生省令第五十八号）附則第二条に規定する経過的要介護に該当する者については、指定居宅サービス等新基準第百七十五条第一項第二号イ及び同条第二項第二号イ中「三」とあるのは「十」と、指定居宅サービス等新基準第百九十二条の四第一項第二号及び同条第二項第二号中	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
				「十」とあるのは「三十」とする。 附 則 （平成一八年三月三十一日厚生労働省令第七九号） 抄 （施行期日） 第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。 附 則 （平成一八年六月三〇日厚生労働省令第一三七号） この省令は、平成十八年七月一日から施行する。 附 則 （平成一八年九月八日厚生労働省令第一五六号） この省令は、公布の日から施行する。 附 則 （平成一九年三月三〇日厚生労働省令第四五号） この省令は、平成十九年四月一日から施行する。 附 則 （平成二〇年三月二八日厚生労働省令第五四号） この省令は、平成二十年四月一日から施行する。 附 則 （平成二〇年三月三十一日厚生労働省令第七七号） 抄 （施行期日） 第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。 附 則 （平成二〇年八月二九日厚生労働省令	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
7 第9章（第2節を除く。）の規定にかかわらず、平成15年4月1日以前に指定短期入所生活介護事業所（同日において建築中のものであって、同月2日以後に指定短期入所生活介護事業所となったものを含む。以下「平成15年前指定短期入所生活介護事業所」という。）であって、一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）による改正前の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定居宅サービス等旧基準」という。）第140条の14に規定する事業をいう。以下同じ。）を行う者（以下「一部ユニット型指	7 第9章（第2節を除く。）の規定にかかわらず、平成15年4月1日以前に指定短期入所生活介護事業所（同日において建築中のものであって、同月2日以後に指定短期入所生活介護事業所となったものを含む。以下「平成15年前指定短期入所生活介護事業所」という。）であって、一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）による改正前の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定居宅サービス等旧基準」という。）第140条の14に規定する事業をいう。以下同じ。）を行う者（以下「一部ユニット型指	12 第9章（第1節を除く。）の規定にかかわらず、一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の設備及び運営に関する基準については、この規則の施行の日以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第22項までに定めるところによることができる。	12 第9章（第1節を除く。）の規定にかかわらず、一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の設備及び運営に関する基準については、この規則の施行の日以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第22項までに定めるところによることができる。	第一三五号） この省令は、平成二十年九月一日から施行する。 附 則 （平成二一年三月一三日厚生労働省令第三一号） この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。 附 則 （平成二三年八月一八日厚生労働省令第一〇六号） 抄 （施行期日） 第一条 この省令は、平成二十三年九月一日から施行する。 （指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置） 第二条 平成十五年四月一日以前に介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）に該当する短期入所生活介護の事業を行っている事業所（同日において建築中のものであって、同月二日以降に指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所となったものを含む。以下「平成十五年前指定短期入所生活介護事業所」という。）であって、この省令による改正前の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定居宅サービス等旧基準」という。）第百四十条の十六第一項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所であるもの（この省令の施行の際現に改	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所であるもの（平成23年9月1日において現に改修、改築又は増築中の平成15年前指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護事業所を除く。）であって、同日以後に指定居宅サービス等旧基準第140条の16第1項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所に該当することとなったものを含む。以下「一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、施行日以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第13項までに定めるところによることができる。	定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所であるもの（平成23年9月1日において現に改修、改築又は増築中の平成15年前指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護事業所を除く。）であって、同日以後に指定居宅サービス等旧基準第140条の16第1項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所に該当することとなったものを含む。以下「一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、施行日以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第13項までに定めるところによることができる。			修、改築又は増築中の平成十五年前指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定居宅サービス等基準」という。）第百四十条の二に規定するユニット型指定短期入所生活介護を行う事業所を除く。）であって、この省令の施行後に指定居宅サービス等旧基準第百四十条の十六第一項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所に該当することとなるものを含む。）については、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができる。	
8 一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針は、ユニット（第90条に規定するユニットをいう。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（次項及び附則第11項において「ユニット部分」という。）にあっては第91条に、それ以外の部分にあっては第78条に定めるところによる。	8 一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針は、ユニット（第90条に規定するユニットをいう。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（次項及び附則第11項において「ユニット部分」という。）にあっては第91条に、それ以外の部分にあっては第78条に定めるところによる。	13 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の設備に関する基準は、ユニット（第115条第4項第1号に規定するユニットをいう。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（附則第15項から附則第21項までにおいて「ユニット部分」という。）にあっては同条に、それ以外の部分にあっては第100条に定めるところによる。	13 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の設備に関する基準は、ユニット（第115条第4項第1号に規定するユニットをいう。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（附則第15項から附則第21項までにおいて「ユニット部分」という。）にあっては同条に、それ以外の部分にあっては第100条に定めるところによる。		
9 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の設備に関する基準は、ユニット部分にあっては第92条に、それ以外の部分にあっては第82条に定めるところによる。ただし、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び介護材料室については、利	9 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の設備に関する基準は、ユニット部分にあっては第92条に、それ以外の部分にあっては第82条に定めるところによる。ただし、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び介護材料室については、利	14 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者が一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例附則第6項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、一部ユ	14 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者が一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例附則第6項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、一部ユ		

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
用者へのサービス提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。	用者へのサービス提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。	ニット型指定短期入所生活介護の事業と一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（同項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例施行規則（平成25年福岡市規則第68号。以下「指定介護予防サービス等条例施行規則」という。）附則第13項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。	ニット型指定短期入所生活介護の事業と一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（同項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例施行規則（平成25年福岡市規則第68号。以下「指定介護予防サービス等条例施行規則」という。）附則第13項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。		
10 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者が一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例附則第6項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業と一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（同項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定介護予防サービス等基準条例附則第8項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。	10 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者が一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例附則第6項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業と一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（同項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定介護予防サービス等基準条例附則第8項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。	15 一部ユニット型指定短期入所生活介護の運営に関する基準のうち、利用料等の受領は、ユニット部分にあつては第117条に、それ以外の部分にあつては第101条に定めるところによる。	15 一部ユニット型指定短期入所生活介護の運営に関する基準のうち、利用料等の受領は、ユニット部分にあつては第117条に、それ以外の部分にあつては第101条に定めるところによる。		

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
11 一部ユニット型指定短期入所生活介護の運営に関する基準のうち、指定短期入所生活介護の取扱方針は、ユニット部分にあっては第94条に、それ以外の部分にあっては第85条に定めるところによる。	11 一部ユニット型指定短期入所生活介護の運営に関する基準のうち、指定短期入所生活介護の取扱方針は、ユニット部分にあっては第94条に、それ以外の部分にあっては第85条に定めるところによる。	16 一部ユニット型指定短期入所生活介護の運営に関する基準のうち、介護は、ユニット部分にあっては第118条に、それ以外の部分にあっては第103条に定めるところによる。 17 一部ユニット型指定短期入所生活介護の運営に関する基準のうち、食事は、ユニット部分にあっては第119条に、それ以外の部分にあっては第104条に定めるところによる。 18 一部ユニット型指定短期入所生活介護の運営に関する基準のうち、その他のサービスの提供は、ユニット部分にあっては第120条に、それ以外の部分にあっては第108条に定めるところによる。 19 一部ユニット型指定短期入所生活介護の運営に関する基準のうち、運営規程は、次に掲げる事項を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) ユニット部分の利用定員の数（第115条第4項第1号ア（イ）に規定する利用定員の数をいう。次号において同じ。）及びそれ以外の部分の利用定員の数（条例第79条第1項に規定する利用定員の数をいう。） （第98条第2項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホーム（福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年福岡市条例	16 一部ユニット型指定短期入所生活介護の運営に関する基準のうち、介護は、ユニット部分にあっては第118条に、それ以外の部分にあっては第103条に定めるところによる。 17 一部ユニット型指定短期入所生活介護の運営に関する基準のうち、食事は、ユニット部分にあっては第119条に、それ以外の部分にあっては第104条に定めるところによる。 18 一部ユニット型指定短期入所生活介護の運営に関する基準のうち、その他のサービスの提供は、ユニット部分にあっては第120条に、それ以外の部分にあっては第108条に定めるところによる。 19 一部ユニット型指定短期入所生活介護の運営に関する基準のうち、運営規程は、次に掲げる事項を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) ユニット部分の利用定員の数（第115条第4項第1号ア（イ）に規定する利用定員の数をいう。次号において同じ。）及びそれ以外の部分の利用定員の数（条例第79条第1項に規定する利用定員の数をいう。） （第98条第2項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホーム（福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年福岡市条例		

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		第64号）附則第5項に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームをいう。）である場合を除く。次号において同じ。） (4) ユニットの数及びユニットごとの利用定員の数 (5) ユニット部分の利用者に対する指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額並びにそれ以外の部分の利用者に対する指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 (6) 通常の送迎の実施地域 (7) サービス利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) その他運営に関する重要事項 20 一部ユニット型指定短期入所生活介護の運営に関する基準のうち、勤務体制の確保等は、ユニット部分にあっては第122条に、それ以外の部分にあっては第114条において準用する第71条に定めるところによる。 21 一部ユニット型指定短期入所生活介護の運営に関する基準のうち、定員の遵守は、ユニット部分にあっては第123条に、それ以外の部分にあっては第110条に定めるところによる。 22 第99条、第102条、第105条から第107条まで、第111条から第113条まで及び第114条（第71条の準用に係る部分を除く。）の規定は、一部ユニット型指定短期入所生活介護	第64号）附則第5項に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームをいう。）である場合を除く。次号において同じ。） (4) ユニットの数及びユニットごとの利用定員の数 (5) ユニット部分の利用者に対する指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額並びにそれ以外の部分の利用者に対する指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 (6) 通常の送迎の実施地域 (7) サービス利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) その他運営に関する重要事項 20 一部ユニット型指定短期入所生活介護の運営に関する基準のうち、勤務体制の確保等は、ユニット部分にあっては第122条に、それ以外の部分にあっては第114条において準用する第71条に定めるところによる。 21 一部ユニット型指定短期入所生活介護の運営に関する基準のうち、定員の遵守は、ユニット部分にあっては第123条に、それ以外の部分にあっては第110条に定めるところによる。 22 第99条、第102条、第105条から第107条まで、第111条から第113条まで及び第114条（第71条の準用に係る部分を除く。）の規定は、一部ユニット型指定短期入所生活介護		
12 第81条、第83条、第84条及び第86条から第89条までの規定は、一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業に準用する。この場合において、第89条において準用する第28条	12 第81条、第83条、第84条及び第86条から第89条までの規定は、一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業に準用する。この場合において、第89条において準用する第28条				

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）		
第2項中「この節及び」とあるのは、「附則第11項、附則第12項において準用する第83条、第84条及び第86条から第89条まで並びに」と読み替えるものとする。	第2項中「この節及び」とあるのは、「附則第11項、附則第12項において準用する第83条、第84条及び第86条から第89条まで並びに」と読み替えるものとする。	の事業について準用する。この場合において、第99条中「第81条第1項ただし書」とあるのは「附則第12項において準用する条例第81条第1項ただし書」と、「前条第2項」とあるのは「第98条第2項」と、第113条第2項第2号中「次条」とあるのは「附則第22項において準用する第114条」と、同項第3号中「第85条第6項第3号」とあるのは「第85条第6項第3号及び条例第94条第8項第3号」と、同項第4号中「次条」とあるのは「附則第22項において準用する第114条」と、同項第5号中「第89条」とあるのは「附則第12項において準用する条例第89条」と、同項第6号中「第88条第3項」とあるのは「附則第12項において準用する条例第88条第3項」と、第114条において準用する第4条第1項中「第9条」とあるのは「附則第12項において準用する条例第83条」と読み替えるものとする。	の事業について準用する。この場合において、第99条中「第81条第1項ただし書」とあるのは「附則第12項において準用する条例第81条第1項ただし書」と、「前条第2項」とあるのは「第98条第2項」と、第113条第2項第2号中「次条」とあるのは「附則第22項において準用する第114条」と、同項第3号中「第85条第6項第3号」とあるのは「第85条第6項第3号及び条例第94条第8項第3号」と、同項第4号中「次条」とあるのは「附則第22項において準用する第114条」と、同項第5号中「第89条」とあるのは「附則第12項において準用する条例第89条」と、同項第6号中「第88条第3項」とあるのは「附則第12項において準用する条例第88条第3項」と、第114条において準用する第4条第1項中「第9条」とあるのは「附則第12項において準用する条例第83条」と読み替えるものとする。	2 平成十七年十月一日以前に指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護の事業を行っている事業所（同日において建築中のものであって、同月二日以降に指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護の事業を行う事業所となったものを含む。以下「平成十七年前指定短期入所療養介護事業所」という。）であって、指定居宅サービス等旧基準第百五十五条の十五第一項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所であるもの（この省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の平成十七年前指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準百五十五条の四第一項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所を除く。）であって、この省令の施行後に指定居宅サービ			
13 附則第8項から前項までに定めるもののほか、一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業の設備及び運営の基準に関し必要な経過措置は、規則で定める。	13 附則第8項から前項までに定めるもののほか、一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業の設備及び運営の基準に関し必要な経過措置は、規則で定める。	23 第10章（第1節を除く。）の規定にかかわらず、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備及び運営に関する基準については、この規則の施行の日以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第33項までに定めるところによることができる。	23 第10章（第1節を除く。）の規定にかかわらず、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備及び運営に関する基準については、この規則の施行の日以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第33項までに定めるところによることができる。				
14 第10章（第2節を除く。）の規定にかかわらず、平成17年10月1日以前に指定短期入所療養介護事業所（同日において建築中のものであって、同月2日以後に指定短期入所療養介護事業所となったものを含む。以下「平成17年前指定短期入所療養介護事業所」	14 第10章（第2節を除く。）の規定にかかわらず、平成17年10月1日以前に指定短期入所療養介護事業所（同日において建築中のものであって、同月2日以後に指定短期入所療養介護事業所となったものを含む。以下「平成17年前指定短期入所療養介護事業所」						

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
という。）であって、一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定居宅サービス等旧基準第155条の13に規定する事業をいう。以下同じ。）を行う者（以下「一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所であるもの（平成23年9月1日において現に改修、改築又は増築中の平成17年前指定短期入所療養介護事業所（ユニット型指定短期入所療養介護事業所を除く。）であって、同日以後に指定居宅サービス等旧基準第155条の15第1項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所に該当することとなったものを含む。以下「一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、施行日以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第20項までに定めるところによることができる。	という。）であって、一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定居宅サービス等旧基準第155条の13に規定する事業をいう。以下同じ。）を行う者（以下「一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所であるもの（平成23年9月1日において現に改修、改築又は増築中の平成17年前指定短期入所療養介護事業所（ユニット型指定短期入所療養介護事業所を除く。）であって、同日以後に指定居宅サービス等旧基準第155条の15第1項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所に該当することとなったものを含む。以下「一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、施行日以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第20項までに定めるところによることができる。			ス等旧基準第百五十五条の十五第一項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所に該当することとなるものを含む。）については、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができる。	
15 一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針は、ユニット（第109条に規定するユニットをいう。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（次項及び附則第18項において「ユニット部分」という。）にあつては第110条に、それ以外の部分にあつては第102条に定めるところによる。	15 一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針は、ユニット（第109条に規定するユニットをいう。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（次項及び附則第18項において「ユニット部分」という。）にあつては第110条に、それ以外の部分にあつては第102条に定めるところによる。				
16 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、ユニット部分にあつては第111条に、それ以	16 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、ユニット部分にあつては第111条に、それ以	24 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、ユニット（第143条第1項に規定するユニ	24 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、ユニット（第143条第1項に規定するユニ		

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
外の部分にあっては第104条に定めるところによる。ただし、診察室、機能訓練室、生活機能回復訓練室、浴室、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室については、利用者へのサービス提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。	外の部分にあっては第104条に定めるところによる。ただし、診察室、機能訓練室、生活機能回復訓練室、浴室、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室については、利用者へのサービス提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。	ットをいう。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下「ユニット部分」という。）以外の部分にあっては、第130条に定めるところによる。	ットをいう。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下「ユニット部分」という。）以外の部分にあっては、第130条に定めるところによる。		
17 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者が一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例附則第12項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業と一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（同項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定介護予防サービス等基準条例附則第14項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。	17 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者が一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例附則第12項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業と一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（同項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定介護予防サービス等基準条例附則第14項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。	25 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者が一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例附則第12項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業と一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（同項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定介護予防サービス等基準条例施行規則附則第25項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。	25 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者が一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例附則第12項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業と一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（同項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定介護予防サービス等基準条例施行規則附則第25項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。		
18 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定短期入所療養介護の運営に関する基準のうち、取扱方針は、ユニット部分にあっては第112条に、それ以外の部分にあっては第106条に定めるところによる。	18 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定短期入所療養介護の運営に関する基準のうち、取扱方針は、ユニット部分にあっては第112条に、それ以外の部分にあっては第106条に定めるところによる。	26 一部ユニット型指定短期入所療養介護の運営に関する基準のうち、利用料等の受領は、ユニット部分にあっては第142条に、それ以外の部分にあっては第131条に定めるところによる。	26 一部ユニット型指定短期入所療養介護の運営に関する基準のうち、利用料等の受領は、ユニット部分にあっては第142条に、それ以外の部分にあっては第131条に定めるところによる。		

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		27 一部ユニット型指定短期入所療養介護の運営に関する基準のうち、看護及び医学的管理の下における介護は、ユニット部分にあつては第143条に、それ以外の部分にあつては第134条に定めるところによる。 28 一部ユニット型指定短期入所療養介護の運営に関する基準のうち、食事は、ユニット部分にあつては第144条に、それ以外の部分にあつては第135条に定めるところによる。 29 一部ユニット型指定短期入所療養介護の運営に関する基準のうち、その他のサービスの提供は、ユニット部分にあつては第145条に、それ以外の部分にあつては第136条に定めるところによる。 30 一部ユニット型指定短期入所療養介護の運営に関する基準のうち、運営規程は、次に掲げる事項を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) ユニット部分の利用者に対する指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額並びにそれ以外の部分の利用者に対する指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額 (4) 通常の見送の実施地域 (5) 施設利用に当たつての留意事項 (6) 非常災害対策 (7) その他運営に関する重要	27 一部ユニット型指定短期入所療養介護の運営に関する基準のうち、看護及び医学的管理の下における介護は、ユニット部分にあつては第143条に、それ以外の部分にあつては第134条に定めるところによる。 28 一部ユニット型指定短期入所療養介護の運営に関する基準のうち、食事は、ユニット部分にあつては第144条に、それ以外の部分にあつては第135条に定めるところによる。 29 一部ユニット型指定短期入所療養介護の運営に関する基準のうち、その他のサービスの提供は、ユニット部分にあつては第145条に、それ以外の部分にあつては第136条に定めるところによる。 30 一部ユニット型指定短期入所療養介護の運営に関する基準のうち、運営規程は、次に掲げる事項を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) ユニット部分の利用者に対する指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額並びにそれ以外の部分の利用者に対する指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額 (4) 通常の見送の実施地域 (5) 施設利用に当たつての留意事項 (6) 非常災害対策 (7) その他運営に関する重要		

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		事項 31 一部ユニット型指定短期入所療養介護の運営に関する基準のうち、勤務体制の確保等は、ユニット部分にあつては第147条に、それ以外の部分にあつては第141条において準用する第71条に定めるところによる。 32 一部ユニット型指定短期入所療養介護の運営に関する基準のうち、定員の遵守は、ユニット部分にあつては第148条に、それ以外の部分にあつては第138条に定めるところによる。	事項 31 一部ユニット型指定短期入所療養介護の運営に関する基準のうち、勤務体制の確保等は、ユニット部分にあつては第147条に、それ以外の部分にあつては第141条において準用する第71条に定めるところによる。 32 一部ユニット型指定短期入所療養介護の運営に関する基準のうち、定員の遵守は、ユニット部分にあつては第148条に、それ以外の部分にあつては第138条に定めるところによる。		
19 第105条、第107条及び第108条の規定は、一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業に準用する。この場合において、第108条において準用する第28条中「この節及び」とあるのは、「附則第18項、附則第19項において準用する第105条、第107条及び第108条並びに」と読み替えるものとする。	19 第105条、第107条及び第108条の規定は、一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業に準用する。この場合において、第108条において準用する第28条中「この節及び」とあるのは、「附則第18項、附則第19項において準用する第105条、第107条及び第108条並びに」と読み替えるものとする。	33 第132条、第133条、第139条、第140条及び第141条（第71条の準用に係る部分を除く。）の規定は、一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第140条第2項第2号中「次条」とあるのは「附則第33項において準用する第141条」と、同項第3号中「第106条第6項第3号」とあるのは「第106条第6項第3号及び条例第112条第8項第3号」と、同項第4号中「次条」とあるのは「附則第33条において準用する第141条」と、同項第5号及び第6号中「第108条」とあるのは「附則第19項において準用する条例第108条」と、第141条において準用する第4条第1項中「第9条」とあるのは、「附則第19項において準用する条例第108条において準用する条例第83条」と読み替えるものとする。	33 第132条、第133条、第139条、第140条及び第141条（第71条の準用に係る部分を除く。）の規定は、一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第140条第2項第2号中「次条」とあるのは「附則第33項において準用する第141条」と、同項第3号中「第106条第6項第3号」とあるのは「第106条第6項第3号及び条例第112条第8項第3号」と、同項第4号中「次条」とあるのは「附則第33条において準用する第141条」と、同項第5号及び第6号中「第108条」とあるのは「附則第19項において準用する条例第108条」と、第141条において準用する第4条第1項中「第9条」とあるのは、「附則第19項において準用する条例第108条において準用する条例第83条」と読み替えるものとする。		
20 附則第15項から前項までに定めるもののほか、一部ユニ	20 附則第15項から前項までに定めるもののほか、一部ユニ				

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
ット型指定短期入所療養介護 の事業の設備及び運営の基準 に関し必要な経過措置は、規 則で定める。	ット型指定短期入所療養介護 の事業の設備及び運営の基準 に関し必要な経過措置は、規 則で定める。			（検討） 第十七条 厚生労働大臣は、こ の省令の施行後、ユニット型 特別養護老人ホーム（特別養 護老人ホーム基準第三十二条 に規定するユニット型特別養 護老人ホームをいう。）、ユニ ット型地域密着型特別養護老 人ホーム（特別養護老人ホー ム基準第六十条に規定するユ ニット型地域密着型特別養護 老人ホームをいう。）、特別養 護老人ホーム（老人福祉法第 二十条の五に規定する特別養 護老人ホームをいい、ユニッ ト型特別養護老人ホームを除 く。）及び地域密着型特別養 護老人ホーム（特別養護老人 ホーム基準第十二条第七項に 規定する地域密着型特別養護 老人ホームをいい、ユニット 型地域密着型特別養護老人ホ ームを除く。）の整備の状況 等を勘案し、必要があると認 めるときは、その結果に基づ いて所要の措置を講ずるもの とする。 附 則 （平成二三年 一〇月七日厚生労働 省令第一二七号） 抄 （施行期日） 第一条 この省令は、平成二十 四年四月一日から施行する。 附 則 （平成二三年 一〇月二〇日厚生労 働省令第一三一号）	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
				抄 （施行期日） 第一条 この省令は、平成二十三年十月二十日から施行する。 （指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置） 第四条 旧適合高齢者専用賃貸住宅に係る第三条の規定による改正前の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の規定の適用については、平成二十四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。 附 則 （平成二四年一月三〇日厚生労働省令第一〇号） 抄 （施行期日） 第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。 附 則 （平成二四年一月三〇日厚生労働省令第一一号） 抄 （施行期日） 第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。 附 則 （平成二四年三月一三日厚生労働省令第三〇号） 抄 （施行期日） 第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。 （指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置）	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
				第二条 この省令の施行の際現に介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）に該当する訪問介護の事業を行う者に対する第二条による改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「新指定居宅サービス基準」という。）第五条の規定の適用については、平成二十五年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。 2 この省令の施行の際現に指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与の事業を行う者に対する新指定居宅サービス基準第百九十八条から第百九十九条の二まで及び第二百四条の二の規定の適用については、平成二十五年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。 3 この省令の施行の際現に指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売の事業を行う者に対する新指定居宅サービス基準第二百十四条から第二百十五条まで及び第二百六条において準用する第百九十八条の規定の適用については、平成二十五年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。 附 則（平成二四年三月三〇日厚生 労働省令第五三号） 抄 （施行期日） 第一条 この省令は、公布の日から施行する。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		34 第150条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を行って指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。 (1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。 (2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適當数	34 第150条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を行って指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。 (1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。 (2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適當数		
21 第117条及び第127条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する	21 第117条及び第127条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する	35 第164条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開	35 第164条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開		

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年３月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の６に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。）においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。 附 則 （施行期日） 1 この条例は、平成26年７月１日から施行する。 附 則 （施行期日） 1 この条例は、平成27年４月１日から施行する。	診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年３月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の６に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。）においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。 附 則 （施行期日） 1 この条例は、平成26年７月１日から施行する。 附 則 （施行期日） 1 この条例は、平成27年４月１日から施行する。	設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年３月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。 附 則 （施行期日） 1 この規則は、平成27年４月１日から施行する。	設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年３月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。 附 則 （施行期日） 1 この規則は、平成27年４月１日から施行する。	附 則（平成二十七年一月十六日厚生労働省令第四号） 抄 （施行期日） 第一条 この省令は、平成27年４月１日から施行する。	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
（介護予防訪問介護に関する経過措置） 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービスについては、この条例による改正前の福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（以下「改正前の条例」という。）第6条第4項、第8条第2項、第18条第4項及び第20条第2項の規定は、平成30年3月31日までの間は、なおその効力を有する。	（介護予防訪問介護に関する経過措置） 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービスについては、この条例による改正前の福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（以下「改正前の条例」という。）第6条第4項、第8条第2項、第18条第4項及び第20条第2項の規定は、平成30年3月31日までの間は、なおその効力を有する。	（介護予防訪問介護に関する経過措置） 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービスについては、この規則による改正前の福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則（以下「旧指定居宅サービス等基準条例施行規則」という。）第3条第2項の規定は、平成30年3月31日までの間は、なおその効力を有する。	（介護予防訪問介護に関する経過措置） 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービスについては、この規則による改正前の福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則（以下「旧指定居宅サービス等基準条例施行規則」という。）第3条第2項の規定は、平成30年3月31日までの間は、なおその効力を有する。	（介護予防訪問介護に関する経過措置） 第二条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第五条の規定（整備法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧指定介護予防訪問介護」という。）又は法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。）については、次に掲げる規定はなおその効力を有する。 一 第二条の規定による改正前の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「旧指定居宅サービス等基準」という。）第五条第二項及び第五項、第七条第二項、第四十条第三項並びに第四十二条第二項の規定 （介護予防通所介護に関する経過措置） 第四条 旧法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防	
（介護予防通所介護に関する経過措置） 3 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護	（介護予防通所介護に関する経過措置） 3 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護	（介護予防通所介護に関する経過措置） 3 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護	（介護予防通所介護に関する経過措置） 3 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護		

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
又は法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、改正前の条例第52条第3項、第54条第3項、第68条第3項及び第70条第3項の規定は、平成30年3月31日までの間は、なおその効力を有する。	又は法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、改正前の条例第52条第3項、第54条第3項、第68条第3項及び第70条第3項の規定は、平成30年3月31日までの間は、なおその効力を有する。	又は法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、旧指定居宅サービス等基準条例施行規則第65条第1項第3号及び第87条第1項第3号の規定は、平成30年3月31日までの間は、なおその効力を有する。	又は法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、旧指定居宅サービス等基準条例施行規則第65条第1項第3号及び第87条第1項第3号の規定は、平成30年3月31日までの間は、なおその効力を有する。	通所介護（以下「旧指定介護予防通所介護」という。）又は法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。）については、次に掲げる規定はなおその効力を有する。 一 旧指定居宅サービス等基準第九十三条第一項第三号及び第八項、第九十五条第四項、第一百六条第一項第三号及び第七項並びに第一百八条第四項の規定 附 則（平成二十八年二月五日厚生労働省令第十四号） 抄 (施行期日) 第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。 附 則（平成三十年一月十八日厚生労働省令第四号） 抄 (施行期日) 第一条 この省令は平成三十年四月一日から施行する。ただし、第一条中居宅サービス等基準第百九十九条第一号の改正規定、第二条中指定居宅介護支援等基準第十三条第十八号の次に一号を加える改正規定及び第四条中介護予防サービス等基準第二百七十八条第一号の改正規定は、平成三十年十月一日から施行する。	
(施行期日) 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。 附 則	(施行期日) 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。 附 則	(施行期日) 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。 附 則	(施行期日) 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。 附 則		
(施行期日) 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。	(施行期日) 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。	(施行期日) 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第174条第1号の改正規定は、平成30年10月1日から施行する。	(施行期日) 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第174条第1号の改正規定は、平成30年10月1日から施行する。		

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
（看護職員が行う指定居宅療養管理指導に係る経過措置） 2 この条例の施行の際現に介護保険法（平成9年法律第123号。以下附則第4項において「法」という。）第41条第1項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる第4条の規定による改正前の福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例第46条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。附則第4項において同じ。）が行うものについては、同条例第46条から第48条までの規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。	（看護職員が行う指定居宅療養管理指導に係る経過措置） 2 この条例の施行の際現に介護保険法（平成9年法律第123号。以下附則第4項において「法」という。）第41条第1項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる第4条の規定による改正前の福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例第46条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。附則第4項において同じ。）が行うものについては、同条例第46条から第48条までの規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。	（看護職員が行う指定居宅療養管理指導に係る経過措置） 2 この規則の施行の際現に介護保険法第（平成9年法律第123号）41条第1項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成30年福岡市条例第42号）第4条の規定による改正前の福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第66号）第46条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。）が行うものについては、この規則による改正前の福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則第59条及び第61条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。	（看護職員が行う指定居宅療養管理指導に係る経過措置） 2 この規則の施行の際現に介護保険法第（平成9年法律第123号）41条第1項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成30年福岡市条例第42号）第4条の規定による改正前の福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第66号）第46条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。）が行うものについては、この規則による改正前の福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則第59条及び第61条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。	（看護職員が行う指定居宅療養管理指導に係る経過措置） 第二条 この省令の施行の際現に介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる第一条の規定による改正前の居宅サービス等基準（以下この条において「旧居宅サービス等基準」という。）第八十四条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。附則第五条において同じ。）が行うものについては、旧居宅サービス等基準第八十四条から第八十六条まで及び第八十九条第三項の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。	
		附 則	附 則	附 則	
（施行期日） 1 この条例は令和3年4月1日から施行する。	（施行期日） 1 この条例は令和3年4月1日から施行する。	（施行期日） 1 この規則は令和3年4月1日から施行する。	（施行期日） 1 この規則は令和3年4月1日から施行する。	（施行期日） 第一条 この省令は令和三年四月一日から施行する。	
<u>（虐待の防止に係る経過措置）</u> 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、	<u>（虐待の防止に係る経過措置）</u> 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和9年3月31日までの間、この	<u>（虐待の防止に係る経過措置）</u> 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改	<u>（虐待の防止に係る経過措置）</u> 2 この規則の施行の日から令和9年3月31日までの間、この規則による改正後の福岡市	（虐待の防止に係る経過措置） 第二条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定によ	（虐待の防止に係る経過措置） <u>第二条 この省令の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、第一条の規定による改</u>

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
<u>改正後の福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第3項及び第16条の2（改正後の条例第17条の3、第21条、第29条、第33条、第40条、第45条、第50条、第57条、第59条、第71条、第77条、第89条（改正後の条例第95条において準用する場合を含む。）、第95条の3、第101条、第108条（改正後の条例第113条において準用する場合を含む。）、第122条、第129条、第135条、第137条及び第142条において準用する場合を含む。）、の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。</u>	<u>条例による改正後の福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第3項（改正後の条例47条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第16条の2（改正後の条例第50条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とする。</u>	<u>正後の福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第21条（改正後の規則第30条の2及び第33条において準用する場合を含む。）、第37条（改正後の規則第41条において準用する場合を含む。）、第50条、第56条、第62条、第70条（改正後の規則第76条及び第89条において準用する場合を含む。）、第94条、第109条（改正後の規則第124条の2及び第128条において準用する場合を含む。）、第121条、第137条、第146条、第159条、第167条及び第176条（改正後の規則第184条及び第192条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」する。</u>	<u>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第62条の規定の適用については、同条中「、次に掲げる事項」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に掲げる事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。</u>	る改正後の居宅サービス等基準（以下「新居宅サービス等基準」という。）第三条第三項及び第三十七条の二（新居宅サービス等基準第三十九条の三、第四十三条、第五十四条、第五十八条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第百五条、第百五条の三、第百九条、第百十九条、第百四十条（新居宅サービス等基準第百四十条の十三において準用する場合を含む。）、第百四十条の十五、第百四十条の三十二、第百五十五条（新居宅サービス等基準第百五十五条の十二において準用する場合を含む。）、第百九十二条、第百九十二条の十二、第二百五条、第二百六条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新居宅サービス等基準第二十九条（新居宅サービス等基準第三十九条の三及び第四十三条において準用する場合を含む。）、第五十三条（新居宅サービス等基準第五十八条において準用する場合を含む。）、第七十三条、第八十二条、第九十条、第百条（新居宅サービス等基準第百五条の三及び第百九条において準用する場合を含む。）、第百十七条、第百三十七条（新居宅サービス等基準第百四十条の十五及び第百四十条の三十二に	<u>正後の居宅サービス等基準（以下「新居宅サービス等基準」という。）第三条第三項（新居宅サービス等基準第八十五条第一項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第三十七条の二（新居宅サービス等基準第九十一条において準用する場合に限る。）並びに第四条の規定による改正後の介護予防サービス等基準（以下「新介護予防サービス等基準」という。）第三条第三項（新介護予防サービス等基準第八十八条第一項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第五十三条の十の二（新介護予防サービス等基準第九十三条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新居宅サービス等基準第九十条及び新介護予防サービス等基準第九十一条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。</u>

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		（業務継続計画の策定等に係る経過措置） 3 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の規則第23条の2（改正後の規則第30条の2、第33条、第39条、第41条、第52条、第58条、第64条、第75条、第76条、第89条、第97条、第114条（改正後の規則第124条において準用する場合を含む。）、第124条の2、第128条、第141条（改正後の規則第149条において準用する場合を含む。）、第163条、第170条、第182条、第184条及び第192条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の規則第23条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中	（業務継続計画の策定等に係る経過措置） 3 施行日から令和9年3月31日までの間、改正後の規則第64条において準用する改正後の規則第23条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。	において準用する場合を含む。）、第百四十条の十一、第百五十三条、第百五十五条の十、第百八十九条、第百九十二条の九及び第二百条（新居宅サービス等基準第二百六条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。 （業務継続計画の策定等に係る経過措置） 第三条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新居宅サービス等基準第三十条の二（新居宅サービス等基準第三十九条の三、第四十三条、第五十四条、第五十八条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第百五条、第百五条の三、第百九条、第百十九条、第百四十条（新居宅サービス等基準第百四十条の十三において準用する場合を含む。）、第百四十条の十五、第百四十条の三十二、第百五十五条（新居宅サービス等基準第百五十五条の十二において準用する場合を含む。）、第百九十二条、第百九十二条の十二、第二百五条、第二百六条及び第二百十六条におい	（業務継続計画の策定等に係る経過措置） 第三条 この省令の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、新居宅サービス等基準第三十条の二の規定（第九十一条において準用する場合に限る。）の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		<u>「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。</u> （居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置） 4 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の規則第24条第3項（改正後の規則第30条の2、第33条、第39条、第41条、第52条、第58条、第64条及び第192条において準用する場合を含む。）、第73条第2項（改正後の規則第76条、第89条、第114条（改正後の規則第124条において準用する場合を含む。）、第124条の2、第128条、第163条及び第170条において準用する場合を含む。）、第95条第2項（改正後の規則第141条（改正後の規則第149条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第179条第6項（改正後の規則第184条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。		て準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。 （居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置） 第四条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新居宅サービス等基準第三十一条第三項（新居宅サービス等基準第三十九条の三、第四十三条、第五十四条、第五十八条、第七十四条、第八十三条、第九十一条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）、第百四条第二項（新居宅サービス等基準第百五条の三、第百九条、第百四十条（新居宅サービス等基準第百四十条の十三において準用する場合を含む。）、第百四十条の十五、第百四十条の三十二、第百九十二条及び第百九十二条の十二において準用する場合を含む。）、第百十八条第二項（新居宅サービス等基準第百五十五条（新居宅サービス等基準第百五十五条の十二において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第二百三条第六項（新	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置） 5 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の規則第37条の2第3項（改正後の規則第41条において準用する場合を含む。）、第71条第3項（改正後の規則第76条、第89条、第97条、第114条、第124条の2、第128条及び第141条において準用する場合を含む。）、第122条第4項、第147条及び第160条（改正後の規則第170条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。 （ユニットの定員に係る経過措置） 6 この規則の施行の日以降、当分の間、改正後の規則第115条第4項第1号ア（イ）の規定に基づき利用定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定短期入所生活介護事業所は、改正後の規		居宅サービス等基準第二百六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。 （認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置） 第五条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新居宅サービス等基準第五十三条の二第三項（新居宅サービス等基準第五十八条において準用する場合を含む。）、第百一条第三項（新居宅サービス等基準第百五条の三、第百九条、第百十九条、第百四十条、第百四十条の十五、第百四十条の三十二及び第百五十五条において準用する場合を含む。）、第百四十条の十一の二第四項、第百五十五条の十の二第四項及び第百九十条第四項（新居宅サービス等基準第百九十二条の十二において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。 （ユニットの定員に係る経過措置） 第六条 この省令の施行の日以降、当分の間、新居宅サービス等基準第百四十条の四第六項第一号イ（2）の規定に基づき利用定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定短期入所	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
		則第98条第1項第3号及び第122条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。 7 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この条において「居室等」という。）であって、改正前の福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則第115条第4項第1号ア（エ）の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。		生活介護事業所は、新居宅サービス等基準第百二十一条第一項第三号及び第百四十条の十一の二第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。 第七条 この省令の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この条において「居室等」という。）であって、改正前の居宅サービス等基準第百四十条の四第六項第一号イ（3）（後段に係る部分に限る。）の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。 （事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置） 第八条 この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間、新指定介護老人福祉施設基準第三十五条第一項（新指定介護老人福祉施設基準第四十九条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは「次の第一号から第三号までに定める	
（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置） 3 この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第88条第1項（新条例第108条、第122条及び第129条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の1号から3号に定める措置を講じるとともに、次の第4号に定める措置を講じるよう努め	（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置） 3 この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第88条第1項（新条例第108条、第122条及び第129条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の1号から3号に定める措置を講じるとともに、次の第4号に定める措置を講じるよう努め				

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
なければ」とする。	なければ」とする。 附 則 （施行期日） 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第4章から第6章、第8章及び第10章（第104条に限る。）の規定は、同年6月1日から施行する。第1条中福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例目次の改正規定（「・第45条」を「一第45条」に、「・第50条」を「一第50条」に改める部分に限る。）、同条例第36条第1項ただし書の改正規定、同条例第38条の次に1条を加える改正規定、同条例第42条の改正規定、同条例第44条の次に1条を加える改正規定、同条例第49条の次に1条を加える改正規定、同条例第73条の改正規定、同条例第75条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第104条第1項第1号及び第5号の改正規定は、令和6年6月1日から施行する。		附 則 （施行期日） 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1) 第1条中福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則第51条第2項、第55条、第57条第2項、第63条第2項、第93条及び第96条第2項の改正規定 令和6年6月1日 (2) 第1条中福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則第25条に1項を加える改正規定、同規則第180条中第3項を第4項とし、第2項の次に1項を加える改正規定及び同規則第192条の改正規定 令和7年4月1日 （重要事項の揭示に係る経過措置） 2 この規則の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の規則第25条第3項（改正後の規則第30条の2、第33条、第39条、第41条、第52条、第58条、第64条、第75条、第76条、第89条、第97条、第114条（改正後の規則	措置を講じるとともに、次の第四号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。 附 則 （施行期日） 第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年六月一日から施行する。 （重要事項の揭示に係る経過措置） 第二条 この省令の施行の日から令和七年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「新居宅サービス等基準」という。）第三十二条第三項（新居宅サービス等基準第三十九条の	

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
	（身体的拘束等の適正化に係る経過措置） 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例第85条第8項（同条例第95条の3及び第101条において準用する場合を含む。）、第94条第10項、第		第124条において準用する場合を含む。）、第124条の2、第128条、第141条（改正後の規則第149条において準用する場合を含む。）、第163条及び第170条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、改正後の規則第180条第3項（第184条及び第192条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。		三、第四十三条、第五十四条、第五十八条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第百五条、第百五条の三、第百九条、第百十九条、第百四十条（新居宅サービス等基準第百四十条の十三において準用する場合を含む。）、第百四十条の十五、第百四十条の三十二、第百五十五条（新居宅サービス等基準第百五十五条の十二において準用する場合を含む。）、第百九十二条及び第百九十二条の十二において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、新居宅サービス等基準第二百四条第三項（新居宅サービス等基準第二百六条及び第二百六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。 （身体的拘束等の適正化に係る経過措置） 第三条 この省令の施行の日から令和七年三月三十一日までの間は、新居宅サービス等基準第百二十八条第六項（新居宅サービス等基準第百四十条の十五及び第百四十条の三十二において準用する場合を含む。）、第百四十条の七第八項、第百四十六条第六項、第百五十五条の六第八項の規定

条例（旧）	条例（新）	規則（旧）	規則（新）	厚生労働省（旧）	厚生労働省（新）
	<u>106条第8項及び第112条第10項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。</u>		<u>（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）</u> <u>2 この規則の施行の日から令和9年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第112条の2（改正後の規則第124条、第124条の2、第128条、第141条（改正後の規則第149条において準用する場合を含む。）及び第163条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。</u> <u>（^{くう}口腔衛生の管理に係る経過措置）</u> <u>3 この規則の施行の日から令和9年3月31日までの間は、改正後の規則第155条の2の規定の適用については、同項中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。</u>		<u>の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。</u> <u>（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）</u> <u>第四条 この省令の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、新居宅サービス等基準第百三十九条の二（新居宅サービス等基準第百四十条の十三、第百四十条の十五、第百四十条の三十二、第百五十五条（新居宅サービス等基準第百五十五条の十二において準用する場合を含む。）及び第百九十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは「するよう努めなければ」とする。</u> <u>（^{くう}口腔衛生の管理に係る経過措置）</u> <u>第五条 この省令の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、新居宅サービス等基準第百八十五条の二の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。</u>